

# 令和7年度(2026年度)補正予算 SSネットワーク維持・強化支援事業

燃料貯蔵タンク等の大型化等事業、燃料貯蔵タンク等の修繕事業、水検知計量機整備事業、緊急配送用ローリー導入等事業、POSシステム整備事業、灯油タンク等スマートセンサー整備事業、官公需システム整備事業用

※自家発電設備、自動車保守・整備関連設備導入等事業、及び燃料貯蔵タンク等の撤去事業を除く

## 申請者用手引書

一般社団法人 全国石油協会

2026年3月

【問合せ先】 所属の石油組合又は(一社)全国石油協会(03-5251-0468)まで

※事業完了が2027年2月10日(実績報告書提出最終期限)に間に合う方のみ申請できます。

ご申請前に「**I. II. IV.**」は必ずお読みください

## 目次

<b>I. 申請準備について</b> .....	3
申請管理シート.....	4
申請管理シート(記入例).....	5
申請書記入例.....	6
<b>II. 事業目的及び概要</b> .....	8
1. 事業内容.....	8
2. 予算額.....	8
3. 補助率.....	8
4. 補助対象設備.....	9
5. 申請期間.....	10
6. 実績報告書の提出期限.....	10
7. 申請するための要件.....	10
8. 本事業の注意事項.....	11
9. 申請から補助金交付までの流れ(フロー図).....	14
<b>III. 設備ごとの事業内容</b> .....	15
(1) <a href="#">燃料貯蔵タンク等の大型化等事業</a> .....	15
(2) <a href="#">燃料貯蔵タンク等の修繕事業</a> .....	32
(3) <a href="#">水検知計量機整備事業</a> .....	70
(4) <a href="#">緊急配送用ローリー導入等事業</a> .....	77
(5) <a href="#">POSシステム整備事業</a> .....	84
(6) <a href="#">灯油タンク等スマートセンサー整備事業</a> .....	94
(7) <a href="#">官公需システム整備事業</a> .....	100

- ・申請者の要件
- ・補助対象経費
- ・補助金上限額
- ・実績報告書の提出
- ・補助金支払請求書の提出

<b>IV. 補助金受給後に生じる義務</b> .....	103
(1)財産管理 .....	103
(2)対象となる財産 .....	103
(3)処分制限期間 .....	103
(4)財産処分の定義 .....	104
(5)処分制限期間中の財産管理の方法 .....	105
(6)処分制限期間中の財産処分 .....	105
・取得財産等管理明細表記入例(設備関係).....	106
・取得財産等管理明細表記入例(入換又は漏えい防止) .....	107
・取得財産等管理明細表記入例(緊急配送用ローリー).....	108
<b>V. SS過疎地等一覧</b> .....	109
<b>VI. Q&amp;A</b> .....	111

## I. 申請準備について

- ・本事業において補助を受けることができるのは、同一の社(者)が運営する給油所又は油槽所等(以下、給油所等)のうち **4カ所が上限**となります。なお、II. 事業目的及び概要の2. 予算額の4区分のうち、2～4は上記の上限とは別枠となります。
- ・申請は給油所等の運営者又は所有者・賃貸者のいずれでも可能(所有者・賃貸者は一部設備では不可)ですが、運営者及び所有者・賃貸者の双方から申請する場合であっても、上記の4カ所が上限となります。
- ・申請給油所等1カ所につき、**4つまでの設備を上限**とし利用することができます。なお、II. 事業目的及び概要の2. 予算額の4区分のうち、2～4は上記の上限とは別枠となります。
- ・申請する際、複数の給油所等を運営される社(者)は、給油所等の中から導入先を絞り込む必要がございます。次頁を参考に「**申請管理シート**」を作成され、申請整理に活用していただき、**控えを必ず申請ごとに合わせてご提出ください**(「申請管理シート」はホームページから作成いただくか次頁をコピーして作成ください)。
- ・下表に申請例を示しますのでご確認ください。

(申請例)

設 備	パターン1 可 3SS・1油槽所に5設備					パターン2 不可 5SS等に5設備					パターン3 不可 1SSIに6設備
	運営者A石油					運営者C石油					運営者D石油
	ASS	BSS	CSS	D油槽所	ESS	ASS	B油槽所	CSS	DSS	ESS	ASS
燃料貯蔵タンク等の大型化等				○					○		○
燃料貯蔵タンク等の修繕		○					○				○
水検知計量機	○							○			○
緊急配送用ローリー			○							x	○
POSシステム			○			○					x
灯油タンクスマートセンサー											x

事業に要する経費について、借入をお考えの申請者は、全国石油協会の信用保証制度を利用することができます。

また、借入れた際の利息に対する利子補給制度もありますので、併せてご活用ください。

【問い合わせ先】

・ 都道府県石油組合

・ (信用保証) 一般社団法人全国石油協会 信用保証事業部 : TEL : 03-5251-0460

・ (利子補給) 一般社団法人全国石油協会 環境・経営支援部 : TEL : 03-5251-0466

## 申請管理シート

申請給油所等の運営者 \_\_\_\_\_

申請する給油所等		A	B	C	D				
	給油所等名							申請者名 (運営者又は施設所有者(賃貸者含む))	
	登録番号(SSのみ)								
	施設所有者(賃貸者含む)								
申請する設備	燃料貯蔵タンク等の 大型化等					A	C		
						B	D		
	燃料貯蔵タンク等の 修繕						A	C	
							B	D	
	水検知計量機						A	C	
							B	D	
	緊急配送用ローリー						A	C	
							B	D	
	POS システム						A	C	
							B	D	
	灯油タンク等スマート センサー						A	C	
							B	D	

## 申請管理シート(記入例)

申請給油所等の運営者 全国石油株式会社

その他一般の油槽所等の場合、所有者である運営者のみ申請可能

申請する給油所等		A	B	C	D	申請者名 (運営者又は施設所有者(賃貸者含む))	
	給油所等名	永田町給油所	虎ノ門油槽所	赤坂油槽所	霞が関給油所		
	登録番号(SSのみ)	3-000XX-0001	(小口燃料配送拠点)		3-000XX-0004		
	施設所有者(賃貸者含む)	全国石油株式会社	地域石油株式会社	全国石油株式会社	地域石油株式会社		
申請する設備	燃料貯蔵タンク等の大型化等		○	○		A	C 全国石油(株)
	燃料貯蔵タンク等の修繕	○			○	A 全国石油(株)	C
	水検知計量機	○			○	A 全国石油(株)	C
	緊急配送用ローリー	○				B	D 地域石油(株)
	POS システム	○			○	A 全国石油(株)	C
	灯油タンク等スマートセンサー					B	D 地域石油(株)

小口燃料配送拠点の所有者として申請

小口燃料配送拠点又は補助金で自家発を導入した配送拠点(いずれも油槽所等)は運営者(揮発油販売業者)・所有者のいずれでも申請可能

申請書記入例 P5 水検知計量機①(運営者申請分)

(様式設備導入第1号)

### SSネットワーク維持・強化支援事業 補助金交付申請書

2026年3月31日

一般社団法人 全国石油協会  
会長 山田 二郎 殿

SSネットワーク維持・強化支援事業交付規程第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

●申請する設備 (いずれか1つを○印で囲む)

- 給油所・油槽所等の申請先は、本申請を含めて4カ所までが上限。(※下段の「補足」を参照。)
- 緊急配送用ローリーは1事業者1台が上限。灯油タンク等スマートセンサーは1事業者1給油所が上限。

<input checked="" type="checkbox"/> 水検知計量機	<input type="checkbox"/> 緊急配送用ローリー	<input type="checkbox"/> POSシステム	<input type="checkbox"/> 灯油タンク等
--	------------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

※このを油槽所に導入する場合、次の要件に該当すること。  
油槽所のタンクが1基10kL以上又は2基以上で合計20kL以上。申請者本人がローリーを所有しているか。  
 該当する ・  該当しない ※「該当しない」は、2設備の申請はできません

●申請者

- 該当項目に○印を付し、申請給油所等の運営者と所有者が同じ場合は、「給油所等の運営者」の欄にのみ記入し捺印し、申請給油所等の運営者と所有者が相違する場合は、双方に記入捺印する。

申請者 (補助金の受給者及び管理者) 申請者の法人番号 (法人のみ：13桁) ※印を参照	1. 給油所等の運営者 (運営者と所有者が同じ若しくは賃借人) 2. 給油所等の所有者 (賃貸人)
申請者の企業規模	1. 中小企業等 2. 非中小企業 (みなし大企業、協同組合、地方自治体含む)
住所 (都道府県名から記入)	〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14
会社名又は名称及び代表者名	全国石油株式会社 代表取締役 全国 太郎
品質確保法登録番号 (登録業者のみ記入)	3-第000××号
電話番号/FAX番号	03-5251-0000 / 03-5251-XXXX 担当者名 大谷
住所 (都道府県名から記入)	
会社名又は名称及び代表者名	
電話番号/FAX番号	担当者名

※「補足」  
本申請の設備(①~④)に加えて、別途募集する「燃料貯蔵タンク等の大型化等事業」「燃料貯蔵タンク等の修繕事業」を併せた合算で4カ所(1カ所の申請につき4事業まで)です。

受付印 (組合用)      受付印 (協会用)

●申請内容

	A	B	C
該当する申請要件	①中核SS ②住民拠点SS ③CP策定済	該当する申請要件	①中核SS ②住民拠点SS ③CP策定済
申請給油所がSS選挙地にある	①有る ②無い (脚注を参照)	申請給油所がSS選挙地にある	①有る ②無い (脚注を参照)
品質確保法登録番号	3-第000××号(000)	品質確保法登録番号	-第 号( )
給油所名又は油槽所等名	永田町給油所 元系列: EPOS	給油所名又は油槽所等名	元系列:
SS形態	①セルフSS ②フルSS ③フルセルフ化	SS形態	①セルフSS ②フルSS ③フルセルフ化
住所	東京都千代田区永田町3-1-X	住所	
設備名又は型式	申請手引書を参考に水検知計量機等の詳細を記載。 計量機「T0002」	設備名又は型式	申請手引書を参考に水検知計量機等の詳細を記載。
台数(式数)	2基	台数(式数)	
見積業者名	株式会社スタンド建設	見積業者名	
メーカー	東京計量機株式会社	メーカー	
交付申請額(工事費用総額)	5,000,000円(税抜)	交付申請額(工事費用総額)	円(税抜)
工事予定期間	2026年7月1日~2026年7月8日	工事予定期間	年 月 日~ 年 月 日

様式の一部省略しています  
以下3枚目

●補助事業の利用状況(申請する設備に係るものについて)

- 処分制限期間中のものを本申請で更新する場合は、以下に記入する。(過去に導入した設備の財産処分申請を行い、本会の指示に従って返還手続きが必要なため)

交付承認番号	該当する申請先(前頁A~Dを記載)	当時導入した時の業者への代金支払日
回収-3補-15-00××-1	A	2023年10月1日

交付承認番号	該当する申請先(前頁A~Dを記載)	当時導入した時の業者への代金支払日
		年 月 日

申請書記入例 P5 水検知計量機④(所有者申請分)

(様式設備導入第1号)

### SSネットワーク維持・強化支援事業 補助金交付申請書

2026年3月31日

一般社団法人 全国石油協会  
会長 山富 二郎 殿

SSネットワーク維持・強化支援事業交付規程第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

●申請する設備(いずれか1つを○印で囲む)

- 給油所・油槽所等の申請先は、本申請を含めて4カ所までが上限。(※下記の「補足」を参照。)
- 緊急配送用ローリーは1事業者1台が上限。打油タンク等スマートセンサーは1事業者1給油所が上限。

①水検知計量機    ②緊急配送用ローリー    ③POSシステム    ④打油タンク等

※のを油槽所に導入する場合、次の条件に該当すること。  
油槽所のタンクが1基10kL以上又は2基以上で合計20kL以上。かつ申請者本人がローリーを所有しているか。  
該当する ・ 該当しない ※「該当しない」は、②設備の申請はできません。

●申請者

・該当項目に○印を付し、申請給油所等の運営者と所有者が同じ場合は、「給油所等の運営者」の欄にのみ記入。併記し、申請給油所等の運営者と所有者が相違する場合は、双方に記入併記する。

申請者 (補助金の受給者及び管理者)	1. 給油所等の運営者 (運営者と所有者が同じ若しくは賃借人)	2. 給油所等の所有者 (賃借人)
申請者の法人番号 (法人のみ・13桁 ※空欄参照)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	
申請者の企業規模	1. 中小企業等    2. 非中小企業 (みなし大企業、協同組合、地方自治体含む)	
給油所等の運営者	住所 (都道府県名から記入)	〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-14
	会社名又は名称 及び代表者名	全国石油株式会社 代表取締役 全国 太郎
	品質確保法登録番号 (登録業者のみ記入)	3-第 000×× 号
	電話番号/FAX番号	03-5251-1000 / 03-5251-1000    担当者名 大谷
給油所等の所有者	住所 (都道府県名から記入)	〒100-0001 東京都千代田区霞が関 1-3-1
	会社名又は名称 及び代表者名	地域石油株式会社 代表取締役 地域 二郎
	電話番号/FAX番号	03-3501-0000 / 03-3501-0000    担当者名 山本
	品質確保法登録番号 (登録業者のみ記入)	

※【補足】  
本申請の設備(①～④)に加えて、別途募集する「燃料貯蔵タンク等の大型化等事業」「燃料貯蔵タンク等の修繕事業」を併せた合算で4カ所(1カ所の申請につき4事業まで)です。

受付印  
(組合用)

受付印  
(協会用)

●申請内容

A		B	
該当する申請要件	①中核SS ②住民拠点SS ③CP策定済	該当する申請要件	①中核SS ②住民拠点SS ③CP策定済
申請給油所がSS道徳地にある	①有る ②無い (脚注を参照)	申請給油所がSS道徳地にある	①有る ②無い (脚注を参照)
品質確保法登録番号	3-第 000×× 号 ( 0004 )	品質確保法登録番号	-第 号 ( )
給油所名 又は 油槽所等名	関が原給油所 元産系列: ENEOS	給油所名 又は 油槽所等名	
SS形態	セルフSS ②フルSS ③フルセルフ化	SS形態	①セルフSS ②フルSS ③フルセルフ化
住所	東京都千代田区関が原 4-1-X	住所	
設備名 又は型式	申請手引書を参考に水検知計量機等の詳細を記載。 計量機 [T0003]	設備名 又は型式	申請手引書を参考に水検知計量機等の詳細を記載。
台数(式数)	3基	台数(式数)	
見積業者名	株式会社スタンド工業	見積業者名	
メーカー	東京計量機株式会社	メーカー	
交付申請額 (工事費用総額)	8,000,000円(税込)	交付申請額 (工事費用総額)	円(税込)
工事予定期間	2026年7月3日～2026年7月15日	工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日

様式の一部省略しています  
以下3枚目

●補助事業の利用状況(申請する設備に係るものについて)

・処分制限期間中のものを本申請で更新する場合は、以下に記入する。(過去に導入した設備の財産処分申請を行い、本会の指示に従って返還手続きが必要なため)

交付承認番号	該当する申請先 (前頁A～Dを記載)	当時導入した時の業者への代金支払日
生産-30-15-00××	A	2018年10月1日
交付承認番号	該当する申請先 (前頁A～Dを記載)	当時導入した時の業者への代金支払日
		年 月 日

## Ⅱ. 事業目的及び概要

### 1. 事業内容(要旨)

本事業は、災害時に住民生活や復旧活動を支える燃料油の供給拠点となるサービスステーション(SS)のネットワーク維持・強化を目的として、平時におけるSSの経営力強化、SS過疎地の抑制に対する取組みを支援します。

揮発油販売業者又は油槽所を運営する事業者等に対し、災害対応能力強化や経営力強化、SS過疎地重点支援を通じたSSネットワーク維持に資する設備の導入等に要する際の経費の一部を補助する事業です。

### 2. 予算額(国庫補助金)

総予算額 117.7億円 ※令和7年度補正予算で実施する「4区分・10事業」の合計額

4区分	10事業
1	燃料貯蔵タンク等の大型化等事業／燃料貯蔵タンク等の修繕事業／ 水検知計量機整備事業／緊急配送用ローリー導入等事業／ POSシステム整備事業／灯油タンク等スマートセンサー整備事業／ 官公需システム整備事業 … 当該補助事業
2	自動車保守・整備関連設備導入等事業
3	燃料貯蔵タンク等の撤去事業
4	自家発電設備更新等事業

→ 先ず4区分のうち「4」を優先して交付決定を行い、総予算額117.7億円の残予算内数で「1～3」の3区分を横並びで交付決定します。

### 3. 補助率

・中小企業等…補助対象経費の2/3

〔 燃料貯蔵タンク等の大型化・水検知計量機・POS システムの補助事業を利用する  
SS過疎地等所在の給油所は、補助対象経費の3/4 〕

・非中小企業…補助対象経費の1/3

※**全体予算を超える申請があった場合は**、その受付期間中の全ての申請者を対象に、  
予算の範囲内で**補助率を按分して交付決定**します。

## ・中小企業等と非中小企業の区分

1. 中小企業等：中小企業基本法第2条第1項に基づく次の会社又は個人事業者

【小売業の場合】資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社。

【卸売業の場合】資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社。

※「卸売業」とは、副特約店等の他の揮発油販売業者に石油製品の卸売りを行うこと。

※「卸売業」の場合、次のいずれかの書類を提出することが必要になります。

(1)副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書等写し」

(2)「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」

※兼業の場合、小売業又は卸売業に該当せず、製造業・建設業・運輸業等の業種で証明する場合は、直近決算書において売上が一番大きい事業によって業種が決定しますので、これに該当する場合については、「直近決算書写し」を提出することが必要になります。

2. 非中小企業：中小企業者等に該当しない者(みなし大企業、協同組合、地方自治体等含む)

※「みなし大企業」とは、以下の1つ以上に該当する者をいいます。

①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。

②申請時において、確定している(申告済み)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者

## 4. 補助対象設備

以下の設備。複数設備を申請することは可能ですが、設備毎の申請となります(P6～P7に申請書記載例)。

- ① 燃料貯蔵タンク等の大型化等
- ② 燃料貯蔵タンク等の修繕(漏えい防止等対策含む)
- ③ 水検知計量機
- ④ 緊急配送用ローリー
- ⑤ POSシステム(車番認証システム、デジタルサイネージ、AI給油許可設備を含む)
- ⑥ 灯油タンク等スマートセンサー
- ⑦ 官公需システム
- ⑧ 自家発電設備
- ⑨ 自動車保守・整備関連設備
- ⑩ 燃料貯蔵タンク等の撤去

※①～⑩の各設備の補助対象経費や条件等については、**該当設備の申請者用手引書**でご確認ください。

## 5. 申請期間

	申請期間
第1回目	2026年3月31日～ 2026年5月15日(協会到着日)
第2回目	予算残枠があれば実施予定

※多数の申請があった場合は、交付決定までに時間を要することがありますので、ご承知おきください(特に予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請案件の交付決定見込額を取りまとめて超過金額分を算出し、予算の範囲内に按分する必要があるため、**交付決定までに相応の日数を要します**)。

## 6. 実績報告書の提出期限

全ての設置工事が終了し、設置工事に係る代金の支払いが完了しましたら、次の期間内までに実績報告書を提出しなければなりません。

○事業完了後、30日以内に提出

○最終提出期限は、2027年2月10日(石油協会到着日)まで

## 7. 申請するための要件

○申請給油所等が中核SS、住民拠点 SS又はBCP策定済であること。

### 【策定が必要なBCPIについて】

・「BCP策定済み」には、中小企業庁が定めた「中小企業BCP策定運用指針 第2版」(※)を踏まえたBCP(事業継続計画)が策定されていること、当該BCPIに申請給油所等が位置づけられていることが必要となります。策定に当たっては、別添の例を踏まえて策定してください(従前に別添の内容が網羅されていないBCPを策定している場合は、別添の内容が網羅されたものへの改訂が必要となります)。

(※)中小企業BCP策定運用指針 第2版

<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/download/bcppdf/bcpguide.pdf>

○燃料貯蔵タンク等の大型化等、燃料貯蔵タンク等の修繕、水検知計量機、緊急配送用ローリー、灯油タンク等スマートセンサー及びPOSシステム(車番認証システム、デジタルサイネージ、AI 給油許可設備を含む)を申請される方は、災害協力要件として、以下の事項について誓約いただくこととなります。

・災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

・SS 設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り給油を継続すること

- ・災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること
- ・各都道府県組合の保有ローリーリストに追加し管理すること(ローリーのみ)

## 8. 本事業の注意事項

- 申請書提出後に協会から送付する「交付決定通知書」の日付以降に発注・契約する設置設備が対象です。既に設置しているものや「交付決定通知書」の日付より前に発注・契約しているものは対象となりません。
- 補助金交付前、交付後に関わらず、会社の合併、統合、名称変更、代表者変更等があるときは、必ず協会に報告してください。
- 本補助金の交付を受けて設置する設備(消費税抜きの取得単価50万円以上)については、「財産管理」を行う必要があります(取得単価は補助金受給額ではありません。)  
**処分制限期間中に対象設備を処分(SS 廃止等による使用中止も含む)する場合、事前に協会へ処分申請手続きを行う必要があります。処分に当たっては、原則補助金の全部または一部を返還していただくこととなります。協会ホームページの補助事業のトップページ内「補助金を受ける前にお読みください」の内容を必ずご確認ください。詳しくはP106「IV. 補助金受給後に生じる義務」に記載してありますのでご確認ください。**
- 申請者資格は、申請時点だけでなく、**補助事業実施期間中(補助金受給会計年度年度内)においても要件を満たしておく必要があります。万が一、補助事業実施期間中に申請資格要件を満たさなくなった場合は、申請の取消しとなり、補助金返還が必要になる可能性があります**のでご注意ください。
- 補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられる場合があります。
  - ・交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
  - ・適正化法第29条から第32条までの規程による罰則
  - ・相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施
  - ・補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

○補助事業に係る経理について、以下の通りしておく必要があります。

- ・補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておいてください。
- ・当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類(補助金申請手続きに係る全ての書類含む)について、補助事業完了の日の属する会計年度(4月1日～3月31日)の終了後5年間保存しておいてください。但し、導入する設備の処分制限期間(P103参照)が5年間より長い場合はその期間は保存してください。
- ・当該証拠書類について、国や協会から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておいてください。

○本補助金は、国からの補助金を原資として、協会を通じて補助対象者に交付されるものであり、法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当します。

したがって、本補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得に充てた場合には、本補助金のうち固定資産の取得に充てられた部分の金額について法人税法第42条の規定を適用することができます。

※当該補助金のうち、撤去費等、固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することはできません。

※国税庁ホームページの質疑応答事例に「間接交付された国又は地方公共団体の補助金で取得した固定資産の**圧縮記帳の適用**について」が掲載されていますので参考にしてください。

○発注先が申請者自身である場合(自社調達を行う場合)は、国の補助事業事務処理マニュアルに基づき、次の通り「利益等排除」を行います。

#### 【補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方】

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

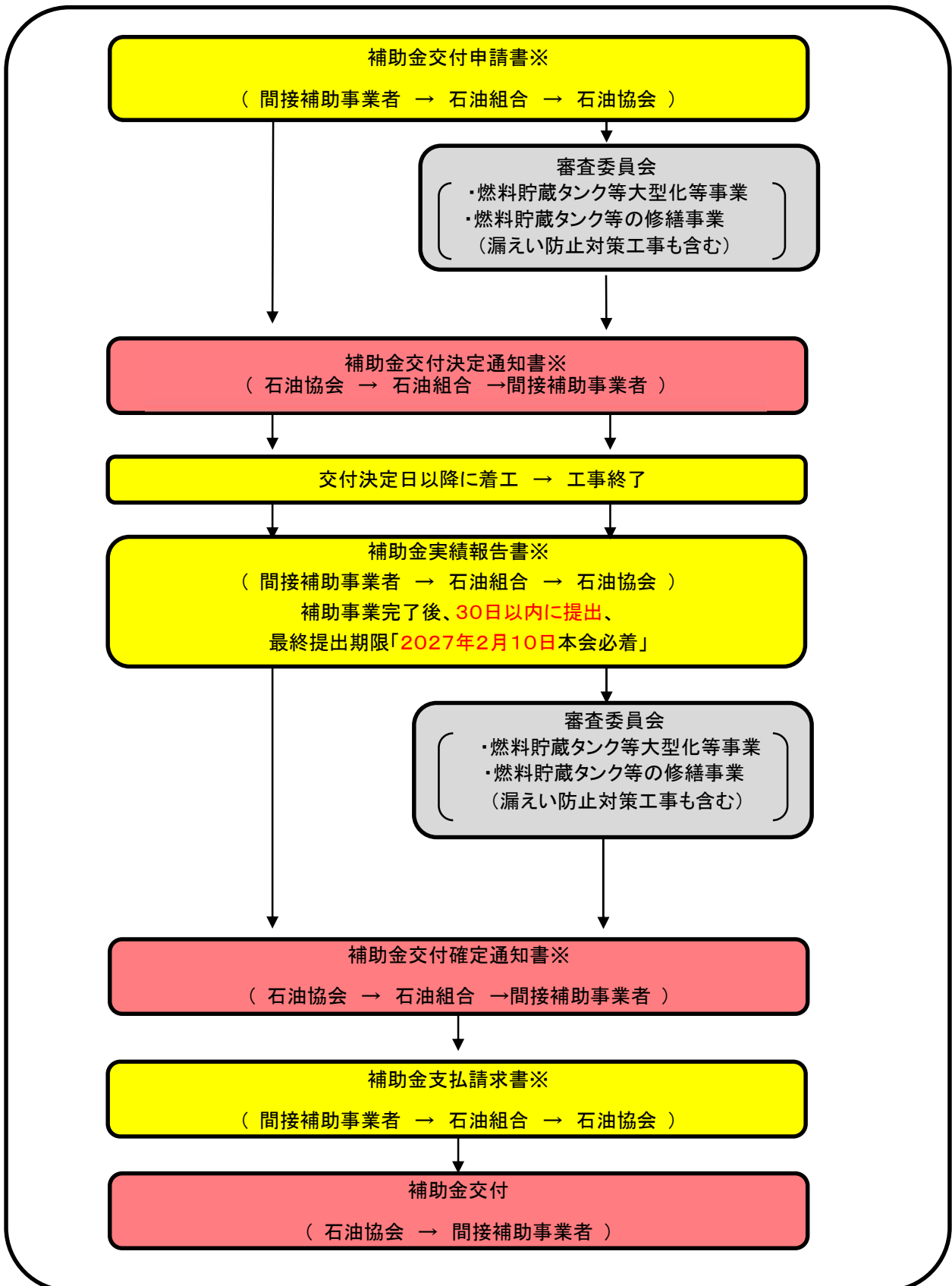
○国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進するため、全国石油協会が行う補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）について、ジーBizインフォに原則掲載されることとなりますので、事前にご承知おきください。

（※）ジーBizインフォとは、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、誰でも一括検索、閲覧ができるシステムです。【掲載アドレス：<https://info.gbiz.go.jp/>】

○石油組合に所属されない申請者は、補助金申請システム「Jグランツ」での申請も受け付けます。Jグランツを利用するにはG Biz IDの取得が必要です。Jグランツでの申請方法等の詳細は、Jグランツに掲載している事業者クイックマニュアルを参照してください。

【掲載アドレス：<https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow>】

## 9. 申請から補助金交付までの流れ(フロー図)



※ 石油組合非加入者の場合は、申請者と本会が直接手続きを行います。  
なお、Jグランツでの手続きも可能です。

### Ⅲ. 設備ごとの事業内容

#### (1) 燃料貯蔵タンク等の大型化等事業

「燃料貯蔵タンク等の大型化等事業」は、申請給油所等の地下タンク若しくは地上タンク及びその配管又は配管のみを撤去し、設備に応じて新たに地下タンク若しくは地上タンク及びその配管又は配管のみを設置する工事に要する経費に対し、当該経費の一部を補助する事業です。なお、上記工事には撤去を伴わない新たな設置工事を含みます。

- 「燃料貯蔵タンク等の大型化等事業」を行う場合、以下の両方を満たしていることが前提です。
  - ・次の「1. 申請者資格」と「2. 申請給油所等の資格」の両方を満たしていること。
  - ・直近3年間の財務状況がわかる資料及び今後8年間の長期経営計画を提出し、事業継続可能性等について、審査委員会により認められた者であること。

#### 1. 申請者資格

○「災害発生時の対応に関する誓約書」を提出し、誓約する下記(1)～(3)いずれかの者

(1) 下記いずれかの品質確保法登録給油所を運営する揮発油販売業者またはその所有者

- ・中核 SS
- ・住民拠点 SS
- ・BCP(事業継続計画)策定済み SS【「BCP 策定済み」とは、P10を参照】

※揮発油販売業者とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条の登録事業者

(2) 下記補助金利用業者かつ BCP 策定済みに該当する小口燃料配送拠点もしくは配送拠点を運営する揮発油販売業者またはその所有者

- ・中核給油所等事業における小口燃料配送拠点補助金利用業者  
該当年度:平成23年度補正、平成24年度当初、平成24年度補正
- ・住民拠点SS事業における配送拠点補助金利用業者  
該当年度:平成31年度当初、令和2年度当初
- ・BCP(事業継続計画)策定済み SS【「BCP 策定済み」とは、P10を参照】

※配送拠点とは、消防法に規定する石油製品を貯蔵する貯蔵所(移動タンク貯蔵所を除く)及び取扱所であって、「住民拠点SS整備事業」の自家発電設備に係る補助金交付を受けた施設。

※石油販売業者とは、石油の備蓄の確保等に関する法律第2条第6号に規定する者  
(タンクローリーのみで運営している者を除く)

(3) 下記全てに該当する油槽所(小口燃料配送拠点及び配送拠点以外の油槽所をいう)の所有者であり運営する揮発油販売業者または石油販売業者

- ・BCP(事業継続計画)策定済み油槽所【「BCP 策定済み」とは、P10を参照】
- ・配送用ローリーを保有し、災害時に配送体制があること
- ・1基10KL以上又は2基以上20KL以上の燃料貯蔵タンクを所有していること

## ○災害対応要件

※災害対応要件を実施するのに必要なメールアドレスが登録できない場合は、申請できません。補助金受給者は、次の災害対応要件について実施・同意する義務が生じます。(補助金交付申請時に誓約書を提出)

- ①補助対象設備の損傷や従業員の負傷により、事業継続が困難となった場合を除き、地域住民や被災者等への燃料供給を継続すること。
- ②病院等重要施設や電源車への燃料供給、避難所への配送など国や自治体等の要請に応じた災害対応への協力を行うこと。
- ③申請給油所等の立地する都道府県内で震度5強以上の地震(当該設置場所の立地地域の震度が5弱以下でも対象となる)、津波、噴火、台風、洪水等の災害が発生した場合又は資源エネルギー庁から要請を受けた場合は、「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。
- ④資源エネルギー庁の実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ協力すること。

※「災害対応要件」は、本事業を利用して取得したタンク及び配管の処分制限期間終了後も対応を求められることとなります。

※誓約に反した場合は、補助金の返還対象となりますので、上記内容を十分に理解した上で申請してください。

## 2. 申請給油所等の資格

○燃料貯蔵タンク等の大型化等事業については、全ての条件を満たしていること。(新設は、ア及びエを除く)

ア) 次の要件を満たす地下タンク、地上タンク又は配管が現に存在すること。

- ・地下タンク、地上タンクは、申請給油所等において石油製品又は廃油の用途に使用していたものであること。(自家用は含みません。)
- ・配管は申請給油所等において石油製品又は廃油の用途に使用していたものであること。

イ) 地上タンク又は地上配管を設置する場合、その地上タンク又は地上配管が消防法上の基準を満たすものであること。

ウ) 地下タンク又は地下配管を設置する場合、その地下タンク又は地下配管が次の要件を満たすこと。

- ・地下タンクは、石油製品又は廃油の用途に使用する二重殻タンクであって、漏えい

検知装置付のものとする。

- ・地下配管は、原則、石油製品（揮発油、軽油、灯油及び重油）の用途に使用する樹脂製配管（FRP配管を含む）とし、廃油の用途に使用する配管は、樹脂製配管又はポリエチレン被覆鋼製配管とする。

エ) 当該工事に伴い使用しなくなる既設地下タンク及び地下配管は、原則全て撤去すること。（撤去しない場合は、補助金が交付されない場合があります。）

※使用しなくなる既設地下タンク及び地下配管の撤去について、地上部の構造物等が干渉し、撤去したくともできない場合、申請時に必ず協会に相談すること。

オ) 当該工事に伴い、消防法に定める次の書類を実績報告書提出時に提出すること。

- ・消防法に規定する「変更許可申請書」写し。  
但し、全面改装の場合は、消防法に規定する「廃止届出書」写し及び「設置許可申請書」写し。
- ・上記申請書に添付する「構造設備明細書」（構造・材質の記述があること）写し。
- ・上記申請書に係る「許可証」写し
- ・当該許可申請書に係る消防法に規定する「完成検査済証」写し。

●「長期経営計画」の記入方法

・「過去の決算状況」: 決算書に基づく決算額を記載

※給油所を複数運営している者は会社全体の決算金額にて算出ください。

・「経営計画」: これまでの財務状況や当該工事に伴う申請給油所等の経営環境の変化等を考慮して、概算額を記載

・申請給油所の所有者と運営者が異なり所有者が申請する場合には、長期経営計画は、所有者と運営者双方とも作成し申請すること。

【記入例】	過去の決算状況			経営計画(見込み)		
	3期前	2期前	直近期末	1年目	2年目	3年目
①石油製品販売量(KL)	/		3,636	3,670	3,700	3,750
対前年度比(%)					100.9	100.8
②売上高(千円) (石油製品以外の売上を含む)	751,229	766,253	768,170	770,000	771,540	773,083
対前年度比(%)		102.0	100.3	100.2	100.2	100.2
③仕入・経費(千円) (売上原価・販売費及び一般管理費)	677,746	698,078	712,039	715,000	717,860	720,731
対前年度比(%)		103.0	102.0	100.4	100.4	100.4
④営業利益(千円) (②から③を差し引いた額)	73,483	68,175	56,131	56,700	57,000	57,285
対前年度比(%)		92.8	82.3	101.0	100.5	100.5

	経営計画(見込み)				
	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
①石油製品販売量(KL)	3,800	3,850	3,900	3,950	4,000
対前年度比(%)	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3
②売上高(千円) (石油製品以外の売上を含む)	774,629	776,178	777,730	779,285	780,844
対前年度比(%)	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2
③仕入・経費(千円) (売上原価・販売費及び一般管理費)	723,614	726,508	729,414	732,332	735,261
対前年度比(%)	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4
④営業利益(千円) (②から③を差し引いた額)	57,571	57,859	58,148	58,439	58,731
対前年度比(%)	100.5	100.5	100.5	100.5	100.5

※添付書類: 直近3期分の決算書類

## 2. 補助金の額

①補助対象項目：次の5項目となります。

- |  |
|--|
| 1. 共通仮設等費                                |
| 2. 解体工事                                  |
| 3. 給油設備・部品等(地下タンク・地上タンク・地下配管・地上配管の本体を含む) |
| 4. 給油設備工事                                |
| 5. 設計・申請手数料(消防納付金に限る)                    |

②補助対象経費上限額、補助率及び補助金上限額

工事種類	企業規模		補助対象経費上限額 (土壌浄化費用を含む)	補助率※	補助金上限額 (土壌浄化費用を含む)
タンク等入換 等工事	中小企業等	SS 過疎地等に所 在する給油所※	5,085万円	3/4	3,813.7万円
		上記以外		2/3	3,390万円
	非中小企業	全て		1/3	1,695万円
配管入換工事	中小企業等	全て	3,450万円	2/3	2,300万円
	非中小企業	全て		1/3	1,150万円

※中小企業等でSS 過疎地等(109、110ページ)に所在する給油所で石油製品のタンク容量を増加する場合に限り、補助率が3/4の適用になります。

※全体予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請者を対象に、予算の範囲内で補助率を按分して交付決定します。

③補助金の額：補助対象経費に「補助率」を乗じた額が補助金の額となります。

\* 申請に基づき審査された補助金の額が限度となり、実際に交付する補助金と異なる場合があります。

\* 交付決定額(補助金の額)算出のイメージ

交付決定額(補助金の額)は、工事費総額のうち「補助対象経費(上限額あり)」に補助率を乗じて求めます。

そのため、工事費総額に補助率を乗じた額より少なくなりますのでご注意ください。

### 交付決定額(補助金額)の算出イメージ

例：工事費総額 5,000 万円、うち補助対象経費 3,600 万円、補助率 2/3 の場合

工事費総額 (5,000 万円)	補助対象経費 (うち 3,600 万円)	交付決定額=2,400 万円 (3,600 万円×2/3)
---------------------	-------------------------	----------------------------------

※見積額には、補助対象外の経費が含まれていますので、補助率が2/3の場合であっても交付決定額は必ずしも見積額の2/3にはなりません。

補助対象外の経費が多いほど自己負担が増すこととなります。

### 3. 事業実施にあたっての注意点

#### ①燃料貯蔵タンク等の大型化等事業に関する注意点

**※交付決定は、受付期間終了後に開催する審査委員会での審査を経て行います。**

##### ア) 事前着工は不可

申請書類を協会で審査し不備等が無ければ、交付決定通知書(工事開始許可)を送付します。工事着工は、工事開始許可後でないと補助金交付の対象となりません。万一、許可前に工事を開始した場合は、補助金が交付されませんので十分注意してください。

##### イ) 重複申請は不可

本事業の交付の対象となる設備に関して、他の国庫補助金と重複して申請することはできません。

なお、本事業の設備導入補助金(水検知計量機、POSシステム等)を利用する方は、撤去費用等に含まれないよう施工業者とご調整ください。

##### ウ) 分割発注は不可

本事業を利用する場合、いずれの工事も複数の施工業者に分割して発注することを認めていません。必ず1事業者に発注してください。

##### エ) 見積書の取り方

本事業専用見積書を使用し、必ず2業者以上から同一内容の見積書を取得してください。(原本を提出)

(専用見積書の様式は、協会ホームページからダウンロードできます。)

##### オ) 他の補償(補助)金の重複禁止

道路拡幅工事等により、国や地方自治体等から地下タンク・地下配管等にかかる補償金等を受けている場合は、本補助金の交付対象となりません。

##### カ) 発注先の要件等

- ・受注する工事の全部または一部を自ら施工することができる事業者
- ・不適合要件に該当しない事業者

【不適合要件】:協会が実施する補助事業に関し、不正又は不誠実な行為を行い協会から処分を受けた者で、その執行を終えた日から2年を経過しない者

- ・見積書を取得した施工業者の中から、最も安価な事業者に発注してください。

##### キ) 工事代金の支払について

補助金は、「地下タンク等入換等工事又は配管入換等工事」にかかった工事費用の支払を確認した上で交付しますので、一旦工事費用を自己負担する必要があります。

##### ク) 工事工程写真について:

工事工程写真に不備があると、その作業工程について補助対象項目から減額となる場合がありますので、施工業者に確実に写真を撮るよう指示してください。

#### ②設置する地下タンク及び地下配管に関する注意点

##### ア) 新たに設置する地下タンクの種類

新たに設置する地下タンクは、漏えい検知装置付きの二重殻タンクでなければ補助の対象となりません。

##### イ) 新たに設置する地下配管の種類

新たに設置する石油製品に使用する地下配管は樹脂製配管(FRP製配管を含む)とし、廃油に使用する配管は、樹脂製配管又はポリエチレン被覆鋼製配管のいずれかでなければ補助の対象となりません。

※石油製品(廃油は除く)に使用する配管材を上記以外の配管を使用した場合には、補助金交付がされない場合があります。

#### 4. 工事内容が変更になる場合

当初の工事内容が変更になる場合は、変更となる工事箇所を着工する前に、変更に関する以下の手続が必要となります。(様式類は、協会ホームページからダウンロードしてください。)

##### ア) 変更内容に基づく見積書の取得

変更する内容に基づき、本事業専用見積書様式で工事請負業者から改めて見積書を取得してください。この見積書には、変更箇所以外の作業項目も含めた全ての費用を計上するようにしてください。

##### イ) 計画変更申請手続き

「計画変更等承認申請書(様式設備導入第5号)」を作成し、申請窓口に提出してください。

##### ウ) 変更見積書に基づく工事請負契約書の締結

提出された書類を協会を確認し、記載内容及び添付書類に不備が無ければ、協会から申請者に対し「計画変更等承認通知書(様式設備導入第6号)」を送付しますので、承認通知日以降に、ア)の変更見積書に基づき、工事請負業者と契約書等を取り交わしてください。

##### エ) 工事着工

上記の通知書発行日以降の変更契約締結後に、変更した内容の工事を開始してください。



・「計画変更等承認通知書(様式設備導入第6号)」が届く前に契約した場合は、補助金の対象外となります。

・計画変更により工事金額が増額となった場合でも、補助金額は、申請当初の「交付決定額」が上限となります。(土壌等の汚染浄化工事の場合を除く)

#### 5. 土壌等の汚染浄化工事

「地下タンク等入換等工事又は配管入換工事」の工事途中で油漏れが確認された場合には、以下に基づいて土壌等の浄化工事についても補助金が受けられます。

但し、補助金の額は、既に交付決定を受けている該当工事の補助対象経費に浄化工事に係る補助対象経費を加算した合計額と補助対象経費の上限額 5,085 万円(配管入換工事は上限 3,450 万円)のいずれか低い額に、補助率を乗じた額となります。

##### ① 土壌等の浄化工事に関する補助金を受けるための条件(次の全ての要件を満たす工事)

ア) 地下タンク等入換等工事又は配管入換工事の交付決定を受けていること。

イ) 土壌状況調査を実施し、ベンゼン・鉛が環境基準値を超えていること。

ウ) 地方自治体に提出する「汚染拡散防止計画書」等に基づき、汚染土壌等を浄化するこ

と。(シートパイル等で汚染を囲い込む場合は対象外)

エ) 地方自治体に提出する「汚染拡散防止計画書」等に「汚染の状況(汚染物質)と汚染範囲」、「浄化方法」、「浄化工程と浄化期間」、「浄化業者及び浄化完了確認調査業者」等が記載されていること。

オ) 「汚染拡散防止計画書」等が、地方自治体に受理されていること。

カ) 「汚染拡散防止計画書」等に基づく浄化工事終了後、地方自治体に「汚染拡散防止措置完了届」等が受理され、申請している地下タンク等入換等工事又は配管入換工事が終了し、協会の指定する日までに、実績報告書を提出できること。

## ② 土壌等の浄化工事実施に関する注意点

ア) 油漏れが発覚した時点で、施工中の工事を中止してください。

イ) 所轄消防署、地方自治体関係部署、協会に報告してください。

## ③ 土壌等の浄化工事に関する補助金の申請について

土壌等の浄化工事に関する補助金を受けるには、既に申請している地下タンク等入換等工事又は配管入換工事に関する申請とは別に、浄化工事部分に関する計画変更申請をしなければなりません。

土壌等の浄化工事は、本会からの工事開始許可(計画変更承認通知)後に変更した内容に基づいた契約締結(受発注を含む)をして工事等を開始してください。万一、許可前に工事を開始した場合は、補助金が交付されませんので十分注意してください。

ア) 「汚染拡散防止計画書」等の作成について

「①土壌等の浄化に関する補助金を受けるための条件」を満たすよう「汚染拡散防止計画書」等を下記の点に注意し作成するよう、施工業者に指示してください。

- ・地方自治体と協会の両方が求める条件を記載するようにしてください。
- ・補助金を受けるための条件が記載されないまま地方自治体に受理されてしまうと、補助金が受けられない場合がありますので、地方自治体に提出する前に、原案を協会に確認してください。

イ) 見積書について

- ・見積書には、土壌等の浄化に関する費用と浄化完了確認調査費用を計上してください。
- ・見積書は、「汚染拡散防止計画書」等に記載されている「浄化業者」又は「浄化完了確認調査業者」から求めてください。
- ・見積書の様式指定はありません。
- ・「汚染拡散防止計画書」等に記載されていない作業費用は、補助金の対象外となります。

ウ) 提出書類について

- ・計画変更等承認申請書(様式設備導入第5号)(様式は、協会ホームページからダウンロードできます。)
- ・「汚染拡散防止計画書」等
- ・見積書

- ・日付入り現況写真
- ・その他協会が要請する書類

#### ④対象となる費用

地方自治体等に提出する「汚染拡散防止計画」等を履行するための費用。



- ・汚染状況を特定するための詳細調査費用は対象となりません。
- ・消防機関等からの指示による応急措置にかかる費用は対象となりません。

予算残額により、浄化工事に関する補助金を受けられない場合があります。

### 6. 申請時に必要な書類:各様式は協会ホームページからダウンロードしてください。

#### ①補助金交付申請書(様式設備導入第1号)

※申請給油所等の所有者と運営者が異なる場合、申請条件を満たす所有者と運営者が共同(連名)で申請すること。

※申請管理シートも必ず添付すること(申請するSS等・油槽所等、申請設備を全て記載)

#### ②国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し

#### ③誓約書(細則様式1)

#### ④誓約書(暴力団排除に関する誓約事項:別紙)

#### ⑤取得財産等の管理・処分に関する誓約書(細則様式3)

#### ⑥災害発生時の対応に関する誓約書(審査判定基準様式1)

#### ⑦補助金で取得した財産に関する申告書

#### ⑧役員等名簿(細則様式2):登記簿に登録されている役員全て(監査役を含む)

※個人事業主の場合でも「役員等名簿」を提出してください。

#### ⑨企業規模を確認する書類として次のいずれかの書類の写し(申請時において最新のもの)

\*「商業登記簿謄本」

\*「法人事業概況説明書」

\*「法人県民税・法人事業税申告書」及び「課税標準の分割に関する明細書」

\*「法人県民税・法人事業税申告書」及び「均等割額の計算に関する明細書」

\*「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)」

\*卸売業者の場合:上記提出書類に加え、次のいずれかの書類の写し(申請時において最新の内容であるもの)

\*副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書」

\*「品質維持計画認定申請書」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書」(副特約店等の署名捺印のあるもの)

#### ⑩今後8年間の長期計画(※所有者と運営者が異なる場合には双方作成)

#### ⑪税務署に提出した直近3期分の決算書類等写し(税務署受付印等のあるもの)

法人の場合 (右記の5種類)	1.事業年度分の法人税確定申告書・別表1(各事業年度の所得に係る申告書) 2.上記確定申告書の別表2(同族会社等の判定に関する明細書) 3.決算報告書の表紙、4.貸借対照表、5.損益計算書等
個人事業主の場合 (右記の2種類)	1.所得税及び復興特別所得税の申告書B 2.所得税青色申告決算書等

※上記申告書(法人及び個人のいずれも)について、電子申告の場合:「電子申告済」と記載されている申告書。記載のないものは、上記申告書に加え税務署からの受領メールも添付(税務署が受付けたことが判るもの)、又は税理士が手続きを行った場合には上記申告書の署名欄に税理士の署名等が記載されているもの

⑫タンクの確認書類

・「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い」(審査判定基準様式4)又は次の「3点の消防書類」

1. 消防法に規定する「設置許可申請書」又は「変更許可申請書」、2.「構造設備明細書」並びに 3.「完成検査済証」(いずれも写し)

⑬見積書原本(2業者以上)

※個人事業主(個人商店)の場合は、屋号のみの記載にならないよう代表者の氏名(フルネーム)を必ず記載ください。

⑭発注する施工予定業者の「商業登記簿謄本」写し又は建設関係事業を行う者であることが確認できる書類写し

⑮発注する施工予定業者の者で、工事中現場に常駐する者の「甲種又は乙種第4類危険物取扱者免状」写し

⑯発注する施工予定業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」

⑰申請給油所の最新の日付入り現況写真(見積書に撤去計上されている地上部分の項目は必須)

⑱現況平面図(タンクの油種・容量及び配管が記載されているもの)

⑲設置予定平面図(タンクの油種・容量及び配管が記載されているもの)

⑳給油所等施設の所有者を確認する書類

・「建物の全部事項証明書(不動産登記簿謄本)」の写し(申請時において最新の内容のもの)

※建物が登記されていない場合、申請給油所の「建物の固定資産評価証明書写し」又は「固定資産課税明細書写し」又は「固定資産税評価証明書」等の写し(申請時において最新の内容のもの)

※土地の全部事項証明書(不動産登記簿謄本)は、提出不要。

\* 申請給油所の所有者と運営者が異なる場合は、「給油所賃貸借契約書」写し

㉑「1. 申請者資格」の(2)又は(3)が申請する場合、次の全ての書類写し

・「石油の備蓄の確保等に関する法律第27条」に基づき、経済産業大臣に提出している「石油販売業」の「届出書」又は「変更届出書」(経済産業局等の受付印があるもの)

※品質確保法登録給油所を運営している揮発油販売業者除く

- ・ **申請日において現に運営している申請油槽所等**にかかる消防法に基づく設置許可書類

②「1. 申請者資格」の(3)が申請する場合、①の書類に加えて次の書類写し

- ・ 所有している配送用ローリー1台分の自動車検査証  
(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も含む)

③BCP策定済みであることが分かる書類写し【**「BCP策定済み」とは、P10を参照**】

- ・ 中核SS及び住民拠点SS以外は全て提出

④その他協会が要請する書類

※ご提出いただいた申請書類は、原則返却しません。

## 7. 実績報告書の提出

○実績報告書(様式設備導入第10号)は、補助事業完了(工事代金の支払後)、30日以内に提出してください。

○最終提出期限は、**2027年2月10日**(協会着)

※最終提出期限の期間延長はありません(厳守)。

最終提出期限を過ぎた場合、補助金のお支払いができなくなる場合がありますので十分ご注意ください。

## 8. 実績報告時に必要な書類:各様式は協会ホームページからダウンロードしてください。

【実績報告に必要な書類】 **※チェックリスト必須**

各様式は協会ホームページからダウンロードしてください

※個人事業主が実績報告する場合は、全ての書類に個人名を記載ください

- ①「補助事業実績報告書(様式設備導入第10号)」
- ②「注文書」及び「注文請書」写し又は「契約書」写し
- ③「請求書」写し(納品書不可)
- ④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類写し

- ・ 支払いは、申請者名義で振込をしてください。

なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。

- ・ **手形による支払は対象外**となりますので注意してください。

※金融機関への払込み手続において工事代金支払額から送金手数料を差し引いた場合や値引きがある場合には、補助金の額が減額となる場合があります。

### 【金融機関窓口での振込の場合】

- ・ 金融機関の「振込依頼書」(金融機関の受領印があるもの)

### 【インターネットバンキングの場合は下記いずれか】

- ・ 「受付書類」及び「送金結果**(振込み日翌日以降に作成(出力)日付であるもの)**」
- ・ 「受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ」
- ・ 「受付書類」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書」

### 【小切手払いの場合】

- ・ 「半券」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書等」

### 【現金払いの場合は下記全て】

- ・「領収証（収入印紙のあるもの）」及び「現金出納簿等」
- ・理由書（現金払いした理由を記載）

#### ⑤日付入り工事工程写真

#### ⑥消防法に基づく「変更許可申請書」写し又は「廃止届」写し及び「設置許可申請書」写し(市町村長(消防署等)の受領印のあるもの)

- ・当該許可申請に添付する「構造設備明細書」(構造・材質の記述があること)写し
- ・当該許可申請に係る消防法に基づく「設置許可書(仮使用許可書を含む)」写し
- ・当該許可申請に係る消防法に基づく「完成検査済証」写し

※当該給油所の運営者ではなく所有者が申請した場合にあっては、品質確保法に基づく「揮発油販売業登録申請書」写し(工事終了後に当該給油所を運営する者のもので、経済産業局の受領印(又はそれに代わるもの)のあるもの)

#### ⑦次のいずれかの地下タンク処分に関する「廃棄物処理証明書等」+「廃棄物処理証明書にかかる許可証等」

1.「マニフェスト伝票(D票又はE票)」写し+マニフェスト伝票に係る 2.「産業廃棄物収集運搬業許可証」写し及び「産業廃棄物処分業許可証」写し

1.「有価物受入証明書」写し+2.「有価物受入証明書」に係る「廃棄物再生事業者許可証、金属くず商許可証、又は、古物商許可証」写し

(有価物受入証明書の様式は、協会ホームページからダウンロードできます。)

#### ⑧工事請負業者と下請事業者間の契約等に関する書類の写し

#### ⑨取得財産等管理明細表(様式設備導入第18号)

#### ⑩検収書の写し

#### ⑪その他協会が必要に応じて要請する書類

### 9. 補助金支払請求書の提出:様式は協会ホームページからダウンロードしてください。

○石油協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書(様式設備導入第16号)に必要な事項を記載のうえ、石油組合または石油協会に提出してください。

○申請内容と相違する実績内容かつ、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができない場合もあります。

※補助金の支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

### 10. 写真の撮り方

工事工程写真は、補助の対象となる工事を確実にやっているかどうかを確認するための重要な書類です。(写真で工事工程が確認できない場合、減額となる場合があります)

交付決定時に送付する「給油所工事の注意点について」で示した作業項目を、同紙に記載されている写真の撮り方に注意してください。具体的には、作業日・作業箇所等作業内容を確実に撮影するよう、施工業者に指示してください。

以下に地下タンク等入換等工事についての代表的な工事工程の事例を示しますので、参考にしてください。なお、地上タンクの場合も地下タンクと同様に工程ごとの写真が必要となります。

・山留め工事(良い例: 施工範囲が確認できる)



・山留め工事(悪い例: 施工範囲が一部しか確認できない)



・油処理(残油処理(油抜き): 地下タンク内): 作業中のタンクが特定できるように土間や工事用看板等に番号や油種等を書込む工夫をしてください(水入れ・中和剤、水抜き及び窒素充填も同様)。



・キャノピー解体(撤去中)



・キャノピー解体(撤去後)



・計量機撤去中



・計量機積み込み



※ノズルの数分かるように撮影すること。

※地下タンク等入換等工事で使用しなくなる地下タンク及び地下配管は、以下の写真のように撤去したことが確認できる工事工程写真が提出されないと、補助金支払いが困難となる場合がありますので、十分に留意してください。

- ・地下タンクの撤去(地中から引上げ、運搬車の積載時に番号が見えること)



- ・地下配管の撤去

地下配管の撤去工事は、埋設状況によっては配管の種類や場所を確認しにくいいため、多く写真を提出してください。



・地下配管の撤去のつづき



※車両に配管を積込した写真は必要

・埋め戻し(山砂等を当該工事現場以外から運搬されていることが確認できる)



・整地(重機等で土砂を均していることが確認できる)



・タンク設置(写真には工事日がわかるように日付を入れる)



・配管設置



・計量機設置



・完成



悪い例: 日付の入った工事看板もなく、日付の写り込みもない

## (2) 燃料貯蔵タンク等の修繕事業

A1. 地上タンク等の修繕工事の詳細(タンク及び配管の入換は含みません。)(自家用は含みません。)

○事業内容:石油製品を貯蔵する地上タンクや地上配管の塗装・更新及び螺旋階段・手すりの更新等油槽所タンク維持に必要な修繕工事

※油槽所等のタンクは、既存の施設(設備)の更新であり、新設は対象になりません。

※石油製品:揮発油、灯油(ジェット燃料油を含む)、軽油、重油

### A2. 申請者資格

○「災害発生時の対応に関する誓約書」を提出し、誓約する下記(1)~(3)いずれかの者

(1) 下記いずれかの品質確保法登録給油所を運営する揮発油販売業者またはその所有者

・中核 SS

・住民拠点 SS

・BCP(事業継続計画)策定済み SS【「BCP 策定済み」とは、P10を参照】

※揮発油販売業者とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条の登録事業者

(2) 下記補助金利用業者かつ BCP 策定済みに該当する小口燃料配送拠点もしくは配送拠点を運営する揮発油販売業者またはその所有者

・中核給油所等事業における小口燃料配送拠点補助金利用業者

該当年度:平成23年度補正、平成24年度当初、平成24年度補正

・住民拠点SS事業における配送拠点補助金利用業者

該当年度:平成31年度当初、令和2年度当初

・BCP(事業継続計画)策定済み SS【「BCP 策定済み」とは、P10を参照】

※配送拠点とは、消防法に規定する石油製品を貯蔵する貯蔵所(移動タンク貯蔵所を除く)及び取扱所であって、「住民拠点SS整備事業」の自家発電設備に係る補助金交付を受けた施設。

※石油販売業者とは、石油の備蓄の確保等に関する法律第2条第6号に規定する者

(タンクローリーのみを運営している者を除く)

(3) 下記全てに該当する油槽所(小口燃料配送拠点及び配送拠点以外の油槽所をいう)の所有者であり運営する揮発油販売業者または石油販売業者

・BCP(事業継続計画)策定済み油槽所【「BCP 策定済み」とは、P10を参照】

・配送用ローリーを保有し、災害時に配送体制があること

・1基10KL以上又は2基以上20KL以上の燃料貯蔵タンクを所有していること

## ○災害対応要件

※災害対応要件を実施するのに必要なメールアドレスが登録できない場合は、申請できません。補助金受給者は、次の災害対応要件について実施・同意する義務が生じます。(補助金交付申請時に誓約書を提出)

- ①補助対象設備の損傷や従業員の負傷により、事業継続が困難となった場合を除き、地域住民や被災者等への燃料供給を継続すること。
- ②病院等重要施設や電源車への燃料供給、避難所への配送など国や自治体等の要請に応じた災害対応への協力を行うこと。
- ③申請給油所等の立地する都道府県内で震度5強以上の地震(当該設置場所の立地地域の震度が5弱以下でも対象となる)、津波、噴火、台風、洪水等の災害が発生した場合又は資源エネルギー庁から要請を受けた場合は、「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。
- ④資源エネルギー庁の実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ協力すること。

※「災害対応要件」は、本事業を利用して取得した設備の処分制限期間終了後も対応を求められることとなります。

※誓約に反した場合は、**補助金の返還対象**となりますので、上記内容を十分に理解した上で申請してください。

## A3. 補助金の額

- ①補助対象項目:補助対象項目は、専用見積書の項目のうち、以下の項目となります。

- |                  |
|------------------|
| 1. 共通仮設等費        |
| 2. 修繕工事等         |
| 3. 消防申請費(納付金に限る) |

- ②補助対象経費上限額、補助率及び補助金上限額

企業規模	補助対象経費上限額	補助率※	補助金上限額
中小企業等	1,725万円	2/3	1,150万円
非中小企業 (みなし大企業を含む)		1/3	575万円

※全体予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請者を対象に、予算の範囲内で補助率を按分して交付決定します。

③補助金の額:補助対象経費(上限額あり)に「補助率」を乗じ求めた額が補助金の額となります。

\*申請に基づき審査し算出した交付決定額が補助の限度額です。事業終了後の実績報告書による審査によって、交付決定額と実際に交付する補助金で異なる場合があります。)

○交付決定額(補助金の額)算出のイメージ

交付決定額(補助金の額)は、工事費総額のうち補助の対象となる「補助対象経費(上限額あり)」に補助率を乗じて求めます。

そのため、工事費総額に補助率を乗じた額より少なくなりますのでご注意ください。

#### 交付決定額(補助金額)の算出イメージ

例:工事費総額 2,000 万円、うち補助対象経費 1,500 万円、補助率 2/3 の場合

工事費総額 (2,000 万円)	補助対象経費 (うち 1,500 万円)	交付決定額=1,000 万円 (1,500 万円×2/3)
---------------------	-------------------------	----------------------------------

※見積額には、補助対象外の経費が含まれていますので、補助率が 2/3 の場合であっても交付決定額は必ずしも見積額の 2/3 にはなりません。

補助対象外の経費が多いほど自己負担が増すこととなります。

#### A4. 事業実施にあたっての注意点

##### ①地上タンク等の修繕工事

###### ア) 事前着工は不可

申請書類を協会で審査し不備等が無ければ、交付決定通知書(工事開始許可)を送付します。工事着工は、工事開始許可後でないとは補助金交付の対象となりません。万一、許可前に工事を開始した場合は、補助金が交付されませんので十分注意してください。

###### イ) 分割発注は不可

本事業を利用する場合、いずれの工事も複数の施工業者に分割して発注することを認めていません。必ず1事業者に発注してください。

###### ウ) 見積書の取り方

本事業専用見積書を使用し、必ず2業者以上から同一内容の見積書を取得してください。(原本を提出)

(専用見積書の様式は、協会ホームページからダウンロードできます。)

###### エ) 発注先の要件等

- ・受注する工事の全部または一部を自ら施工することができる事業者
- ・不適合要件に該当しない事業者

【不適合要件】:協会が実施する補助事業に関し、不正又は不誠実な行為を行い協会から処分を受けた者で、その執行を終えた日から2年を経過しない者

- ・見積書を取得した施工業者の中から、最も安価な事業者に発注してください。

###### カ) 工事代金の支払について

補助金は、「地上タンク等の修繕工事」にかかった工事費用の支払を確認した上で交付しますので、一旦工事費用を自己負担する必要があります。

###### キ) 工事工程写真について

工事工程写真に不備があると、その作業工程について補助対象項目から減額となる場合がありますので、施工業者に確実に写真を撮るよう指示してください。

#### A5. 工事内容が変更になる場合(事前手続きを行い以下のルールを厳守ください。)

当初の工事内容が変更になる場合は、変更となる工事箇所を着工する前に、変更に関する以下の手続きが必要となります。(様式は、協会ホームページからダウンロードしてください。)

##### ア) 変更内容に基づく見積書の取得

変更する内容に基づき、本事業専用見積書様式で工事請負業者から改めて見積書を取得してください。この見積書には、変更箇所以外の作業項目も含めた全ての費用を計上するようにしてください。

##### イ) 計画変更申請手続き

「計画変更等承認申請書(様式設備導入第5号)」を作成し、申請窓口に提出してください。

##### ウ) 変更見積書に基づく工事請負契約書の締結

提出された書類を協会を確認し、記載内容及び添付書類に不備が無ければ、協会から申請者に対し「計画変更等承認通知書(様式設備導入第6号)」を送付しますので、承認通知書の日付以降に、ア)の変更見積書に基づき、工事請負業者と「変更工事請負契約書」を取り交わしてください。

##### エ) 工事着工

上記の通知書発行日以降に変更契約締結後に、変更した内容の工事を開始してください。



- ・「計画変更等承認通知書(様式設備導入第6号)」が届く前に契約した場合は、補助金の対象外となります。
- ・計画変更により工事金額が増額となった場合でも、補助金額は、申請当初の「交付決定額」が上限となります。

## A6. 申請から補助金交付までの流れ

### ●地上タンク等の修繕工事

※ご提出いただいた申請書類は、原則お戻しすることは致しません。

1) 交付申請 (申請者 → 石油組合または石油協会)

【交付申請に必要な書類】 ※**チェックリストの提出は、必須**

各様式は協会ホームページからダウンロードしてください

※個人事業主が申請する場合は全ての書類に個人名を記載ください

①補助金交付申請書 (様式設備導入第1号)

・ 申請管理シートも必ず添付すること (申請するSS等・油槽所等、申請設備を全て記載)

②法人の場合は、国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し

国税庁 法人番号公表サイト: <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

③誓約書 (細則様式1)

④誓約書(暴力団排除に関する誓約事項:別紙)

⑤取得財産等の管理・処分に関する誓約書(細則様式3)

⑥補助金で取得した財産に関する申告書

⑦災害発生時の対応に関する誓約書 (審査判定基準様式1 資源エネルギー庁  
燃料流通政策室室長宛)

⑧BCP策定済みであることが分かる書類写し **【「BCP策定済み」とは、P10を参照】**

⑨申請者の役員等名簿(細則様式2): 登記簿に登記されている役員全て(監査役を含む)

※個人事業主の場合でも「役員等名簿」を代表者1名を記載し提出してください。

⑩個人事業者を除いた中小企業等の場合、事業規模を確認する書類として、次のいずれかの書類写し

1) 「商業登記簿謄本」(申請日において最新の内容のもの)

2) 法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書」

3) 「法人事業税・県民税申告書」及び「課税標準の分割に関する明細書」

4) 「法人事業税・県民税申告書」及び「均等割額の計算に関する明細書」

5) 「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)」

⑪卸売業の場合は、⑩に加えて次のいずれかの書類写し

・ 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等」

・ 「品質維持計画認定申請書」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書」

⑫個人事業者を除いた中小企業等の場合、「みなし大企業」でないことを確認す

- る次の全ての書類写し
- ・ **直近3年分**の法人税確定申告書の「別表1」
  - ・ 直近1年分の法人税確定申告書の「別表2」
- ⑬既存の地上タンク(タンク・配管)の確認書類
- ・以下の3点の消防書類
    - 1.「設置許可(変更)申請書」、2.「構造設備明細書」並びに3.「完成検査済証」(いずれも写し)
  - ・上記以外の場合には照合願い
- ⑭2社以上の見積書写し(同一条件のもの)
- ・見積日付があるもの
  - ・申請時点で有効期限内であるもの
- ※個人事業主(個人商店)の場合は、屋号のみの記載にならないよう代表者の氏名(フルネーム)を必ず記載ください。
- ⑮発注する施工予定業者の「商業登記簿謄本」写し又は建設関係事業を行う者であることが確認できる書類写し
- ⑯発注する施工予定業者の者で、工事中現場に常駐する者の「甲種又は乙種第4類危険物取扱者免状」写し
- ⑰発注する施工予定業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」
- ⑱申請油槽所等の最新の日付入り現況写真(見積書に計上されている地上部分項目は必須)
- ⑲現況平面図(タンクの油種・容量及び配管が記載されているもの)
- ⑳油槽所等施設の所有者を確認する書類
- ・「建物不動産登記簿謄本」写し(申請時において最新の内容であるもの)
    - ※建物が未登記の場合、申請油槽所の「建物の固定資産評価証明書写し」、「固定資産課税明細書写し」、「固定資産税評価証明書」等の写し又は「直近の決算時に作成した減価償却又は資産台帳類」のいずれか1点(申請時において最新の内容であるもの)
  - ・申請給油所の所有者と運営者が異なる場合は、「給油所賃貸借契約書」写し
- ㉑「1.申請者資格」の(2)又は(3)が申請する場合、次の全ての書類写し
- ・「石油の備蓄の確保等に関する法律第27条」に基づき、経済産業大臣に提出している「石油販売業」の「届出書」又は「変更届出書」(経済産業局等の受付印があるもの)
- ※品質確保法登録給油所を運営している揮発油販売業者除く
- ・ **申請日において現に運営している申請油槽所等**にかかる消防法に基づく設

## 置許可書類

- ②「1. 申請者資格」の(3)が申請する場合、①の書類に加えて次の書類写し
- ・所有している配送用ローリー 1 台分の自動車検査証  
(電子車検査証の場合は自動車検査証記録事項も含む)
- ③その他協会が要請する書類

2) 交付決定通知書 (石油協会 → 石油組合)

3) 交付決定通知日以降の日付で契約、発注 → 工事

4) 実績報告書 (石油組合 → 石油協会)

**実績報告書の提出：補助事業完了後、30日以内に提出してください。**

**※最終提出期限：2027年2月10日（協会着）**

※ 最終提出期限の期間延長はありません(厳守)。最終提出期限を過ぎた場合、補助金のお支払いができませんので十分ご注意ください。

A7. 実績報告時に必要な書類:各様式は協会ホームページからダウンロードしてください。

**【実績報告に必要な書類】 ※チェックリスト必須**

各様式は協会ホームページからダウンロードしてください

**※個人事業主が実績報告する場合は全ての書類に個人名を記載ください**

- ①「補助事業実績報告書（様式設備導入第10号）」
- ②「注文書」及び「注文請書」写し又は「契約書」写し
- ③「請求書」写し（納品書不可）
- ④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類写し

・支払いは、申請者名義で振込をしてください。

なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。

・**手形による支払は対象外**となりますので注意してください。

※金融機関への払込み手続において工事代金支払額から送金手数料を差し引いた場合や値引きがある場合には、補助金の額が減額となる場合があります。

**【金融機関窓口での振込の場合】**

・金融機関の「振込依頼書」（金融機関の受領印があるもの）

**【インターネットバンキングの場合は下記いずれか】**

・「受付書類」及び「送金結果（**振込み日翌日以降に作成（出力）日付であるもの**）」

・「受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ」

・「受付書類」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書」

### 【小切手払いの場合】

- ・「半券」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書」

### 【現金払いの場合は下記全て】

- ・「領収証（収入印紙のあるもの）」及び「現金出納簿等」
- ・理由書（現金払いした理由を記載）

#### ⑤日付入り工事工程写真

#### ⑥消防法に基づく「貯蔵所変更（設置）許可申請」を行った場合は、

次の全ての書類写し（構造設備明細書以外は消防署等の受領印等のあるもの）

- ・所轄消防署等へ申請した「危険物貯蔵所設置許可申請書」
- ・当該申請に対する「構造設備明細書」
- ・当該申請に対する「設置許可証」
- ・当該許可証に対する「完成検査申請書」
- ・当該申請書に対する「完成検査済証」

#### ⑦指定数量未満の貯蔵量で、⑥の手続きを行っていない場合は、次の書類写し

- ・当該申請に対する「少量危険物貯蔵届出書」等（消防署等受領印のあるもの）

#### ⑧工事請負業者と下請事業者間の契約等に関する書類の写し

#### ⑨取得財産等管理明細表（様式設備導入第18号）

#### ⑩その他協会が必要に応じて要請する書類

5) 額の確定通知書（石油協会または石油組合 → 申請者）
-------------------------------

6) 支払請求書（申請者 → 石油組合または石油協会）
-----------------------------

7) 補助金交付（石油協会 → 申請者）
----------------------

## A8. 写真の撮り方

工事工程写真は、補助の対象となる工事を確実にしているかどうかを確認するための重要な書類です。（写真で工事工程が確認できない場合、減額となる場合があります）

交付決定時に送付する「SSネットワーク維持・強化支援事業における給油所工事の注意点について」で示した作業項目を、同紙に記載されている写真の撮り方に注意してください。具体的には、工事開始日を確認する契約締結日以降の「工事着工前（申請時と同一写真は不可）の全景写真・作業日・作業箇所等作業内容を確実に撮影し、」工事終了（完了日）が確認できる全景写真を撮影するよう、施工業者に指示してください。

## B1. 漏えい防止事業の詳細

○事業内容:既設の地下タンクに対し、2027年(令和9年)4月1日以降に到来する消防法令に基づく石油製品の「地下埋設タンクに係る危険物漏えい未然防止(内面ライニング施工工事又は電気防食システム設置工事)」及び「危険物漏えい早期検知(精密油面計設置工事又は統計学による漏えい監視システム設置工事(SIR))」のいずれかの流出事故防止対策を規制前に行う工事に要する経費に対し、当該経費の一部を補助する事業です。

・「地下タンクの漏えい防止対策工事」を行う場合次の「B2. 申請者の資格」、「B3. 地下タンクの要件」及び「B4. 工事種類毎の要件」を全て満たしていることが前提です。

## B2. 申請者の資格

(1)下記いずれかの品質確保法登録給油所を運営する揮発油販売業者またはその所有者

- ・中核 SS
- ・住民拠点 SS
- ・BCP(事業継続計画)策定済み SS【「BCP 策定済み」とは、P10を参照】

※揮発油販売業者とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条の登録事業者

(2)下記補助金利用業者かつ BCP 策定済みに該当する小口燃料配送拠点もしくは配送拠点を運営する揮発油販売業者またはその所有者

- ・中核給油所等事業における小口燃料配送拠点補助金利用業者  
該当年度:平成23年度補正、平成24年度当初、平成24年度補正
- ・住民拠点SS事業における配送拠点補助金利用業者  
該当年度:平成31年度当初、令和2年度当初
- ・BCP(事業継続計画)策定済み SS【「BCP 策定済み」とは、P10を参照】

※配送拠点とは、消防法に規定する石油製品を貯蔵する貯蔵所(移動タンク貯蔵所を除く)及び取扱所であって、「住民拠点SS整備事業」の自家発電設備に係る補助金交付を受けた施設。

※石油販売業者とは、石油の備蓄の確保等に関する法律第2条第6号に規定する者  
(タンクローリーのみを運営している者を除く)

(3)下記全てに該当する油槽所(小口燃料配送拠点及び配送拠点以外の油槽所をいう)の所有者であり運営する揮発油販売業者または石油販売業者

- ・BCP(事業継続計画)策定済み油槽所【「BCP 策定済み」とは、P10を参照】
- ・配送用ローリーを保有し、災害時に配送体制があること
- ・1基10KL相当以上又は2基以上20KL相当以上の燃料貯蔵タンクを所有していること

## ○災害対応要件

※災害対応要件を実施するのに必要なメールアドレスが登録できない場合は、申請できません。補助金受給者は、次の災害対応要件について実施・同意する義務が生じます。(補助金交付申請時に誓約書を提出)

- ①補助対象設備の損傷や従業員の負傷により、事業継続が困難となった場合を除き、地域住民や被災者等への配送を継続すること。
- ②病院等重要施設や電源車への燃料供給、避難所への配送など国や自治体等の要請に応じた災害対応への協力を行うこと。
- ③申請給油所等の立地する都道府県内で震度5強以上の地震(当該設置場所の立地地域の震度が5弱以下でも対象となる)、津波、噴火、台風、洪水等の災害が発生した場合又は資源エネルギー庁から要請を受けた場合は、「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。
- ④資源エネルギー庁の実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ協力すること。

※「災害対応要件」は、本事業を利用して取得した電気防食システム、精密油面計の処分制限期間終了後も対応を求められることになります。

※誓約に反した場合は、**補助金の返還対象**となりますので、上記内容を十分に理解した上で申請してください。

## B3: 地下タンクの要件: 次の全てに該当する地下タンク

- ①地下に直接埋設された鋼製一重殻タンク
- ②以下の施設の地下タンク
  - ・中小企業者の場合は、2027年(令和9年)4月1日以降に、消防法令に基づく石油製品の流出事故防止対策の措置期限を迎えるタンク。(2026年度(令和8年度)に40年・50年等の措置期限を迎える又は迎えた給油所のタンクは対象外。なお、油槽所等はこの限りではない。)
  - ・非中小企業の場合は、消防法令に基づく石油製品の流出事故防止対策の措置期限に関わらず全ての地下タンク。ただし、措置期限を超えている場合には、所轄消防署への改修届等の手続きが済んでいることが必要です。

※既に電気防食システム若しくは FRP 内面ライニングの措置が行われている地下タンクに追加対策をする場合は対象となりません。

※自家用は対象となりません。

○補助の対象となる地下タンクの確認方法

地下に直接埋設された鋼製一重殻タンクのうち、「構造設備明細書」及び当該地下タンクを設置した際の「完成検査済証」で、地下タンクの「**設置年数+外面塗覆装の種類+設計板厚**」の組合せから、「腐食のおそれが高い(または、特に高い)地下タンク」に該当していないことを確認してください。

●構造設備明細書の確認

様式第2のニ

地下タンク貯蔵所構造設備明細書

材質・設計板厚を確認

地下埋設方法を  
「なし」は直接埋設

外面塗覆装の種類を確認

事業の概要		石油製品の給油販売を行う (給油取扱所の専用タンクとして地下タンクを設ける)		
タンク	形状	横置き 円筒型	常圧、加圧の別	常 圧
	寸 法	内径 1,440 mm 全長 4,030 mm 継出 276 mm 胴長 2,690 mm	容 量	実 容 積 1.074 t 空 間 容 積 374 t (44%) 容 量 5,700 t
	材質板厚	軟鋼板製 鏡板	4.6 mm 胴板	4.6 mm
構造、設備	通 気 管	種 別	数	内径又は作動圧
		無弁通気管	/	30 mm
	安全装置	種 別	数	作 動 圧
		な し		
	埋 設 場 所	給油取扱所内(別添図面通り)		
タンク室の概要	なし			
タンクの外面保護	タンクの外面に錆止め塗装を行い、その表面にアスファルトプライマー塗装を行い、JISA6006の35Kgのアスファルトルーフィングにて設置し、アスファルトとルーフィングの厚さを1cmの厚さの範囲とする。その詳細は別添図面に準ずる。			
工事	基礎、固法	基礎コンクリート 2,600 x 1,800 x 200 タンク置台基礎 1,900 x 200 x 500 x 2 層鉄 径 1 x 50 アンカーボルト 1/2 x 180		
配管	配管は鋼管とし、管の地中埋設部は亜鉛メッキパイプを埋設する。通気部は漏洩検査箱を設ける。タンク4隅に検知管を設ける。詳細は別添図面の通り。			
工事請負者	住 住 所 氏 名			

●完成検査済証の確認

埋設年数は、「完成検査済証」の交付年月日を起算日として確認

完成検査済証			
第 01566 号			
昭和 63 年 7 月 18 日			
昭和 63 年 6 月 12 日付で申請のあつた下記危険物、 給油取扱所 について、消防法第11条第3項の規定による 完成検査を終了したことを証する。			
製造所等の別	取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分	給油取扱所
設置場所			
設置者	住 所 氏 名		
許可年月日及び番号	昭和 63 年 6 月 10 日	県指令消第 245 号	
水張り・水圧・検査年月日及び番号	昭和 63 年 6 月 18 日	水張・水圧第 01566 号	
完成検査日	昭和 63 年 6 月 23 日	設置・変更の	新規設置・変更
許可対象の危険物の類別品名、数量	類 別	品 名	数 量
	第 4 類	第1石油類	545 t
		第2石油類	500 t
備 考			

**【石油製品の流出事故防止対策の対象となる地下タンクの構造等】**

○腐食のおそれが高い地下タンク(FRP内面ライニング又は電気防食に限る)

設置年数	外面塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	アスファルト (危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(以下「消防法告示」という。)第4条の48第1項第2号に定めるもの。以下同じ)	全ての設計板厚
	モルタル (消防法告示第4条の48第1項第1号に定めるもの。以下同じ)	8.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂 (消防法告示第4条の48第1項第3号に定めるもの。以下同じ)	6.0mm未満
	強化プラスチック (消防法告示第4条の48第1項第4号に定めるもの。以下同じ)	4.5mm未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5mm未満

○腐食のおそれが高い地下タンク(高精度油面計、SIR、FRP又は電気防食)

設置年数	外面塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	モルタル	8.0mm以上
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm以上
	強化プラスチック	4.5mm以上 12.0mm未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5mm以上
	モルタル	6.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
30年以上40年未満	アスファルト	6.0mm未満
	モルタル	4.5mm未満
20年以上30年未満	アスファルト	4.5mm未満

※外面塗覆装及び板厚の組み合わせにより、油面計及びSIRが腐食のおそれが高い地下タンクとならない組み合わせもあるため、確認をしてから申請してください。

(例)モルタル 6.0 mmの場合、40年目は6.0 mm未満のため、精密油面計は補助対象外となり、50年目のFRP又は電気防食の申請での受付が可能となります。なお、このような事例の場合には、所轄消防署にご確認願います。

## B4. 工事種類毎の要件

### ①内面ライニング施工工事: 次のア、イの両方の要件を満たす地下タンク

ア) 次のいずれかの事業者がライニングを施工すること

- ・一般財団法人全国危険物安全協会(以下「全危協」)の「鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工事業者認定制度に関する規則(平成25年4月1日付全危協規則第12号)」(以下「FRP全危協規則」)に基づく認定事業者
- ・総務省消防庁の「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について(平成22年7月8日付消防危第144号)」別添1「内面の腐食を防止するためのコーティングについて」(以下「FRP消防庁指針」)の規定に基づき施工する事業者

イ) 工事が終了した地下タンクについて、ライニングを施工する事業者の区分毎に下記の書類が提出可能であること

○FRP全危協規則に基づく認定事業者が施工する場合、FRP全危協規定に定める下記の書類

- ・鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工届写し
- ・鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工完了報告書写し
- ・鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工適合証明書写し
- ・FRP内面ライニング施工済証(写真撮影したもの)
- ・当該内面ライニングに関する消防法に規定する危険物取扱所変更許可申請を行った場合の書類
  - ✓危険物取扱所変更許可・仮使用申請書写し
  - ✓当該申請に対応する「許可証」等写し
  - ✓当該工事に係る「危険物取扱所完成検査前検査申請書」写し
  - ✓当該完成検査前検査申請に対応する「タンク検査済証」写し
  - ✓当該許可に対応する「危険物取扱所完成検査申請書」写し
  - ✓当該完成検査申請に対応する「完成検査済証」写し
- ・当該内面ライニングに関する危険物取扱所工事届出書等の関係書類の提出を行った場合は当該書類の写し

○FRP消防庁指針の規定に基づき施工する事業者が施工する場合、当該内面ライニング施工に関する消防法に規定する下記の書類

- ・危険物取扱所変更許可・仮使用申請書写し
- ・当該申請に対応する「許可証」等写し
- ・当該工事に係る「危険物取扱所完成検査前検査申請書」写し
- ・当該完成検査前検査申請に対応する「タンク検査済証」写し
- ・変更許可に対応する「危険物取扱所完成検査申請書」写し
- ・当該完成検査申請に対応する「完成検査済証」写し

②電気防食システム設置工事:次のア～ウの全ての要件を満たす地下タンク

- ア)「施工前に気密検査を実施して、試験結果に問題の無い※(次ページ参照)」地下タンクであること
- イ)施工後に電気防食効果について、危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示(以下「消防法告示」)第4条、第4条の49に定める基準に適合しているか確認すること
- ウ)工事が終了した地下タンクについて、当該電気防食システム設置工事に関する消防法に規定する下記の書類が提出可能であること
- ・危険物取扱所変更許可・仮使用申請書写し
  - ・当該申請に対応する「許可証」等写し
  - ・当該許可に対応する「危険物取扱所完成検査申請書」写し
  - ・当該完成検査申請に対応する「完成検査済証」写し

「電気防食工事」は、公益社団法人腐食防食学会規格「危険物施設の鋼製地下貯蔵タンク・配管に適用する電気防食規格及びガイドライン(2019年1月31日制定)」を遵守すること。

③精密油面計設置工事:次のア、イの両方の要件を満たす地下タンク

- ア)全危協が定める「地下タンク等に係る点検等の性能評価に関する規則(平成25年4月1日付全危協規則第11号)」に基づき性能評価を受けた、地下タンクに保管されている石油製品の漏れを常時検知することが可能な設備(以下「精密油面計」)を設置すること
- イ)工事が終了した地下タンクについて、下記の書類が提出可能であること
- 当該精密油面計設置に関する消防法に規定する危険物取扱所変更許可申請を行った場合の書類
- ・危険物取扱所変更許可・仮使用申請書写し
  - ・当該申請に対応する「許可証」等写し
  - ・当該許可に対応する「危険物取扱所完成検査申請書」写し
  - ・当該完成検査申請に対応する「完成検査済証」写し
- 当該精密油面計設置に関する危険物取扱所工事届出書等の関係書類の提出を行った場合の書類
- ・当該届出書等書類の写し

④SIR設置工事:次のア～ウの全ての要件を満たす地下タンク

- ア)「施工前に気密検査を実施して、試験結果に問題の無い※」地下タンクであること
- イ)全危協が定める「地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏れの点検等に係る点検等の性能評価に関する規則(平成25年4月1日付全危協規則第11号)」に基づき性能評価を受けた、設置者等が、1日に1回以上の割合で、地下貯蔵タンクへの受入量、払出量及びタンク内の危険物の量を継続的に記録し、自動配信さ

れた当該液量の情報に基づき分析者(法人を含む)が統計的手法を用いて分析を行うことにより、石油製品の漏れの有無を確認することができる設備を設置すること

ウ)工事が終了した地下タンクについて、下記の書類が提出可能であること

- ・当該SIR設置に関する危険物取扱所工事届出書等の関係書類の提出を行った場合の書類
- ・当該書類の写し

※「気密検査を実施して、試験結果に問題の無い」

全危協が認定する「地下タンク等定期点検認定事業者」が、70kpaの圧力で10分間行う不活性ガスを用いた圧力試験を行い圧力の低下がないこと、又は消防法告示第71条及び71条の2に基づく漏れの点検と同様の機密検査を行い地下タンク及び地下配管の危険物の接する全ての部分について漏れがないことをいう。

## B5. 補助金の額

①補助対象項目：補助対象項目は、本事業専用見積書の項目のうち、次の項目（専用見積書の網掛け部分の項目）となります。

※申請前に発生する作業費用等は補助の対象となりません。

### ア)内面ライニング施工工事

- ①工事前作業
- ②土間コンクリート研り及び復旧工事
- ③地下タンク防蝕塗覆装剥奪、開口工事
- ④内部清掃・点検作業
- ⑤地下タンク内部非破壊検査・内部補修
- ⑥地下タンクマンホール取付工事
- ⑦紫外線硬化法FRPライニング工事
- ⑧ハンドレイアップ法又はスプレーアップ法FRPライニング工事
- ⑨地下タンク圧力テスト
- ⑩全危協納付金
- ⑪消防申請納付金
- ⑫共通仮設費の一部

### イ)電気防食システム設置工事

- ①地下タンク圧力検査
- ②電気防食システム
- ③電気防食システム設置工事
- ④土木工事
- ⑤電気工事
- ⑥設置後電気防食効果測定費
- ⑦消防申請納付金
- ⑧共通仮設費の一部

### ウ)精密油面計設置工事

- ①高精度油面計設備費
- ②付属部品費
- ③設置作業費
- ④消防申請納付金
- ⑤共通仮設費の一部

## エ) SIR設置工事

- |            |
|------------|
| ①地下タンク圧力検査 |
| ②機器設置費     |
| ③付属部品費     |
| ④設定作業費     |

### ②補助対象経費上限額、補助率及び補助金上限額

工事種類	補助対象経費上限額		補助率※	補助金上限額
内面ライニング 施工工事	中小企業等	1,725万円	2/3	1,150万円
	非中小企業		1/3	575万円
電気防食システム 設置工事	中小企業等	900万円	2/3	600万円
	非中小企業		1/3	300万円
精密油面計又 はSIR設置工事	中小企業等	540万円	2/3	360万円
	非中小企業		1/3	180万円

※全体予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請者を対象に、予算の範囲内で補助率を按分して交付決定します。

③補助金の額: 補助対象経費(工事種類毎に上限額あり)に「補助率」を乗じて求めた額が補助金の額となります。

\*申請に基づき審査された補助金の額が限度となり、実際に交付する補助金と異なる場合があります。)

\* 交付決定額(補助金の額)算出のイメージ

交付決定額(補助金の額)は、工事費総額のうち「補助対象経費(上限額あり)」に補助率を乗じて求めます。

そのため、工事費総額に補助率を乗じた額より少なくなりますのでご注意ください。

### 交付決定額(補助金額)の算出イメージ

例: 工事費総額 1,750 万円、うち補助対象経費 1,500 万円、補助率 2/3 の場合

工事費総額  
(1,750万円)

補助対象経費  
(うち 1,500万円)

交付決定額=1,000万円  
(1,500万円×2/3)

※見積額には、補助対象外の経費が含まれていますので、補助率が 2/3 の場合であっても交付決定額は必ずしも見積額の 2/3 にはなりません。

補助対象外の経費が多いほど自己負担が増すこととなります。

## B6. 事業実施にあたっての注意点

### ①全工事共通の注意点

#### ア) 事前着工は不可

本申請書類を協会で審査し、不備等が無ければ工事開始許可(交付決定通知)を送付します。許可前に工事を開始した場合は、補助金が交付されませんので十分注意してください。

#### イ) 同時申請は不可

同一給油所において、「内面ライニング施工工事」、「電気防食システム設置工事」、「精密油面計設置工事」及び「SIR設置工事」を同時に申請することはできません。

#### ウ) 分割発注は不可

本事業を利用する場合、いずれの工事も複数の施工業者に分割して発注することを認めていません。必ず1事業者に発注してください。

#### エ) 見積書の取り方

本事業専用見積書を使用し、2業者以上から同一内容の見積書を取得してください(専用見積書の様式は、協会ホームページからダウンロードできます)。

本事業と関係ない工事費用は「その他工事」の欄に「一式」として計上してください。

#### オ) 発注先の選定

本申請で見積書を取得した施工業者の中から、最も安価な事業者に発注してください。

#### カ) 工事の契約時期

工事契約は、交付決定日以降に締結してください。

#### キ) 工事代金の支払について

補助金は、「漏えい防止工事」にかかった工事費用の支払を確認した上で交付しますので、一旦工事費用を自己負担する必要があります。

#### ク) 工事工程写真について

工事工程写真に不備があると、その作業工程について補助対象項目から減額となる場合がありますので、施工業者に確実に写真を撮るよう指示してください。

### ②内面ライニング施工工事に関する注意点

#### ア) 板厚検査結果の取り扱いについて

ライニング施工前に実施する板厚検査等で、「板厚が 3.2 mm未滿となるような減肉があった場合又はせん孔があった場合」は、当該地下タンクを含めて、それ以降にライニングを予定している地下タンクへの補助金も受けることができません。(消防署等の指導に基づき補修を行った場合を除く)直ちに工事を中止し、消防署等の関係行政機関に報告し、その指示に従った措置を取ってください。

### ③電気防食システム設置工事に関する注意点

#### ア) 財産管理が必要

本事業では、電気防食システム本体(陽極や外部電源装置など)の購入費用にも補助金が交付されます。

そのため、補助金を利用して財産を取得したこととなるため、取得した電気防食システムを協会の許可なく処分することはできません。万一処分しなければならない場合は、事前に協会に相談してください。

また、その他に次の作業が必要になります。

- ・電気防食システムが適切に稼働するよう管理する。
- ・取得(設置)時に「取得財産等管理台帳(様式設備導入第17号)」を作成し、保管する。
- ・「取得財産等管理明細表(様式設備導入第18号)」を毎年度更新する。

#### イ) 施工前検査結果について

電気防食システムの施工前に実施する地下タンクの気密検査等で不合格となった場合は、気密検査等の検査費用を含めた全ての補助金を受けることができない場合があります。

また、その後の作業を中止し、消防機関等に報告し、その指示に従った措置を取ってください。

### ④ 精密油面計設置工事に関する注意点

#### ア) 財産管理が必要

本事業では、精密油面計本体(油面センサー、表示盤等)の購入費用にも補助金が交付されます。

そのため、補助金を利用して財産を取得したこととなるため、取得した精密油面計を協会の許可なく処分することはできません(処分制限期間の満了前に内面ライニング施工工事又は電気防食システム設置工事を行う場合も処分に該当します)。万一処分しなければならない場合は、事前に協会に相談してください。

また、その他に次の作業が必要になります。

- ・精密油面計が適切に稼働するよう管理する。
- ・取得(設置)時に「取得財産等管理台帳(様式設備導入第17号)」を作成し、保管する。
- ・「取得財産等管理明細表(様式設備導入第18号)」を毎年度更新する。

### ⑤ SIR設置工事に関する注意点

#### ア) 財産管理が必要

本事業では、データ収集機器・ルーター本体の購入費用にも補助金が交付されます。

そのため、補助金を利用して財産を取得したこととなるため、取得したSIRを協会の許可なく処分することはできません(処分制限期間の満了前に内面ライニング施工

工事又は電気防食システム設置工事を行う場合も処分に該当します。。万一処分しなければならない場合は、事前に協会に相談してください。

また、その他に次の作業が必要になります。

- ・SIR装置が適切に稼働するよう管理する。
- ・取得(設置)時に「取得財産等管理台帳(様式設備導入制第17号)」を作成し、保管する。
- ・「取得財産等管理明細表(様式設備導入第18号)」を毎年度更新する。

イ) 施工前検査結果について

SIRの施工前に実施する地下タンクの気密検査等で不合格となった場合は、気密検査等の検査費用を含めた全ての補助金を受けることができません。

また、その後の作業を中止し、消防機関等に報告し、その指示に従った措置を取ってください。

**B7. 工事内容が変更になる場合(事前手続きを行い以下のルールを厳守ください。)**

当初の工事内容が変更になる場合は、変更となる工事個所を着工する前に、変更に関する以下の手続きを行う必要があります。(様式類は協会ホームページからダウンロードしてください。)

ア) 変更内容に基づく見積書の取得

変更する内容に基づき、本事業専用見積書様式で工事請負業者から改めて見積書を取得してください。この見積書には、変更箇所以外の作業項目も含めた全ての費用を計上するようにしてください。

イ) 計画変更申請手続き

「計画変更等承認申請書(様式設備導入第5号)」に添えて、申請窓口に提出してください。

ウ) 変更見積書に基づく工事請負契約書の締結

提出された書類を協会を確認し、記載内容及び添付書類に不備が無ければ、協会から申請者に対し「計画変更等承認通知書(様式設備導入第6号)」を送付しますので、承認通知書の日付以降に、ア)の変更見積書に基づき、工事請負業者と「変更工事請負契約書」を取り交わしてください。

エ) 工事着工

上記の通知書発行日以降に変更契約締結後に、変更した内容の工事を開始してください。



・「計画変更等承認通知書(様式設備導入第6号)」が届く前に契約した場合は、補助金の対象となりません。

・計画変更により工事金額が増額となった場合でも、補助金額は、申請当初の「交付決定額」が上限となります。

**B8. 申請時に必要な書類**(各様式は協会ホームページからダウンロードしてください。)

**1. 内面ライニング施工工事**

①交付申請書(様式設備導入第1号)

※申請管理シートも必ず添付すること(申請するSS等・油槽所等、申請設備を  
全て記載)

②国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号が表示されている画面の写し

③誓約書(細則様式1)

④誓約書(暴力団排除に関する誓約事項:別紙)

⑤同意書(審査判定基準様式3)

⑥住民拠点 SS 又は中核 SS の「額の確定通知書」の写し

上記以外の場合には策定済みのBCP(災害時における事業継続計画書)

**【「BCP 策定済み」とは、P10を参照】**

⑦災害発生時の対応に関する誓約書(審査判定基準様式1 資源エネルギー  
庁 燃料流通政策室室長宛)

⑧補助金で取得した財産に関する申告書

⑨役員等名簿(細則様式2):登記簿に登録されている役員全て(監査役を含む、  
退任役員は除く)

※個人事業主の場合でも「役員等名簿」に代表者1名を記載して提出ください。

⑩企業規模を確認する書類として次のいずれかの書類の写し(申請時において最  
新の内容であるもの)(※地方自治体は、地方自治体であることを証する書類)

\*「商業登記簿謄本」

\*「法人事業概況説明書」

\*「法人県民税・法人事業税申告書」及び「課税標準の分割に関する明細書」

\*「法人県民税・法人事業税申告書」及び「均等割額の計算に関する明細書」

\*「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)」

\*卸売業者の場合は、前頁提出書類に加え、次のいずれかの書類の写し(申請  
時において最新の内容であるもの)

\*副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書」

\*「品質維持計画認定申請書」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及  
び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書」(副特約店等の署名捺印の  
あるもの)

⑪みなし大企業を確認するため、税務署に提出した以下の決算書類等写し(税務署  
受付印のあるもの)

法人の場合 (右記の2種類) <u>個人は提出不要</u>	1.事業年度分の法人税確定申告書・別表1(各事業年度の所得 に係る申告書)×3期分 2.上記確定申告書の別表2(同族会社等の判定に関する明細書) ×1期分
-------------------------------------	--

※上記申告書(法人)について、電子申告の場合:「電子申告済」と記載されている

申告書。記載のないものは、上記申告書に加え税務署からの受領メールも添付（税務署が受付けたことが判るもの）、又は税理士が手続きを行った場合には上記申告書の署名欄に税理士の署名等が記載されているもの

⑫消防法関係書類

- ・「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い（審査判定基準様式4）」
- ・または、次の消防書類①・地下タンク設置時の消防法に規定する1.「危険物取扱所設置許可申請書」又は「危険物取扱所変更許可申請書」、②「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」並びに③「完成検査済証」（いずれも写し）

※平面図の措置しないタンクで、休止又は廃止タンクがある場合には、その行為が確認できる消防関係書類を添付（平面図に記載されていても証明は必須）

⑬申請用見積書原本（協会指定様式・2業者以上）

※個人事業主（個人商店）の場合は、屋号のみの記載にならないよう代表者の氏名（フルネーム）を必ず記載ください。

⑭施工予定業者に関する書類

- ・FRP全危協規則に基づく認定事業者が発注する場合は、「認定証」写し
- ・FRP消防庁指針の規定に基づき施工する事業者が発注する場合は、「内面ライニング施工工事に関する誓約書（審査判定基準様式5）」

⑮発注する施工予定業者の者で、工事中現場に常駐する者の「甲種又は乙種第4類危険物取扱者免状」写し（有効期限があるものは、工事期間中に期限が切れていないもの）

⑯発注する施工予定業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」（下請業者を想定していない場合には、「なし」と記載して提出してください。未定の場合は「未定」と記載）

⑰申請施設の最新の日付入り現況写真（全景、右側、左側）

⑱申請施設の現況平面図（地下タンク・配管・油種及び容量が記載されているもの。）（補助申請するタンクにマーキングを行い、ライニングの施工順番を記入）

⑲「1. 申請者資格」の(2)又は(3)が申請する場合、次の全ての書類写し

- ・「石油の備蓄の確保等に関する法律第27条」に基づき、経済産業大臣に提出している「石油販売業」の「届出書」又は「変更届出書」（経済産業局等の受付印があるもの）

※品質確保法登録給油所を運営している揮発油販売業者除く

- ・ **申請日において現に運営している申請油槽所等**にかかる消防法に基づく設置許可書類

⑳「1. 申請者資格」の(3)が申請する場合、⑲の書類に加えて次の書類写し

- ・ 所有している配送用ローリー1台分の自動車検査証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も含む）

㉑その他協会が要請する書類

㉒所有者と運営者が異なる場合に前頁の①～⑳に加え以下の書類

**※交付申請書は、所有者と運営者の双方の記名又は署名・捺印が必要**

- ・所有者と運営者の間で締結している「賃貸借契約書」写し
- ・「建物不動産登記簿謄本」等写し(申請日において最新の内容のもの)

## 2. 電気防食システム設置工事

①交付申請書(様式設備導入第1号)

**※申請管理シートも必ず添付すること**(申請するSS等・油槽所等、申請設備を  
全て記載)

②国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号が表示されている画面の写し

③誓約書(細則様式1)

④誓約書(暴力団排除に関する誓約事項:別紙)

⑤同意書(審査判定基準様式3)

⑥住民拠点 SS 又は中核 SS の「額の確定通知書」の写し

上記以外の場合には策定済みのBCP(災害時における事業継続計画書)

**【「BCP 策定済み」とは、P10を参照】**

⑦災害発生時の対応に関する誓約書(審査判定基準様式1 資源エネルギー  
庁 燃料流通政策室宛)

⑧取得財産等の管理・処分に関する誓約書(細則様式3)

⑨補助金で取得した財産に関する申告書

⑩役員等名簿(細則様式2):登記簿に登録されている役員全て(監査役を含む)

※個人事業主の場合でも「役員等名簿」を提出してください。

⑪企業規模を確認する書類として次のいずれかの書類の写し(申請時において最  
新の内容のもの)(※地方自治体は、地方自治体であることを証する書類)

\*「商業登記簿謄本」

\*「法人事業概況説明書」

\*「法人県民税・法人事業税申告書」及び「課税標準の分割に関する明細書」

\*「法人県民税・法人事業税申告書」及び「均等割額の計算に関する明細書」

\*「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)」

\*卸売業者の場合は、前頁提出書類に加え次のいずれかの書類の写し(申請時に  
おいて最新の内容であるもの)

\*副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書」

\*「品質維持計画認定申請書」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び  
申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書」(副特約店等の署名捺印のある  
もの)

⑫税務署に提出した直近3期分の決算書類等写し(税務署受付印のあるもの)

法人の場合 (右記の2種類)	1.事業年度分の法人税確定申告書・別表1(各事業年度の所得に係る申告書)
<u>個人は提出不要</u>	2.上記確定申告書の別表2(同族会社等の判定に関する明細書)

※上記申告書(法人及び個人のいずれも)について、電子申告の場合:「電子申告済」と記載されている申告書。記載のないものは、上記申告書に加え税務署からの受領メールも添付(税務署が受付けたことが判るもの)、又は税理士が手続きを行った場合には上記申告書の署名欄に税理士の署名等が記載されているもの

⑬消防法関係書類

- ・「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い(審査判定基準様式4)」又は以下3点の消防書類
- ・地下タンク設置時の消防法に規定するa.「危険物取扱所設置許可申請書又は危険物取扱所変更許可申請書」、b.「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」並びにc.「完成検査済証」(いずれも写し)

⑭申請用見積書原本(協会指定様式・2業者以上)

※個人事業主(個人商店)の場合は、屋号のみの記載にならないよう代表者の氏名(フルネーム)を必ず記載ください。

⑮発注する施工予定業者の者で、工事中現場に常駐する者の「甲種又は乙種第4類危険物取扱者免状」写し

⑯発注する施工予定業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」(下請業者を想定していない場合には、その旨を記載して提出してください。未定の場合も同様)

⑰地下タンク圧力テストを実施する事業者の全危協「地下タンク等定期点検事業者認定証」写し

⑱申請前に電位差確認調査等試験を実施している場合は、試験結果写し  
申請前に電位差確認調査等試験を実施していない場合は、「電気防食システム設置工事に関する誓約書(審査判定基準様式6)」

⑲申請施設の最新の日付入り現況写真(全景、右側、左側)

⑳申請施設の平面図(地下タンク・配管・油種・容量が記載されているもの)  
(補助申請するタンクにマーキングを行い埋設電極の位置を記入)

㉑「建物不動産登記簿謄本」等(写:申請時において最新の内容であるもの)

※建物不動産登記簿謄本記載の地番と申請施設住所表示が異なる場合には、「公図」写し及び「住宅地図」写し)

㉒「1.申請者資格」の(2)又は(3)が申請する場合、次の全ての書類写し

- ・「石油の備蓄の確保等に関する法律第27条」に基づき、経済産業大臣に提出している「石油販売業」の「届出書」又は「変更届出書」(経済産業局等の受付印があるもの)

※品質確保法登録給油所を運営している揮発油販売業者除く

- ・申請日において現に運営している申請油槽所等にかかる消防法に基づく

#### 設置許可書類

- ⑳「1. 申請者資格」の(3)が申請する場合、㉔の書類に加えて次の書類写し
  - ・所有している配送用ローリー 1 台分の自動車検査証  
(電子車検査証の場合は自動車検査証記録事項も含む)
- ㉕その他協会が要請する書類
- ㉖所有者と運営者が異なる場合に前頁の①～③に加え以下の書類
  - ※交付申請書は、所有者と運営者の双方の記名又は署名・捺印が必要
  - ・所有者と運営者の間で締結している「賃貸借契約書」写し

### 3. 精密油面計設置工事

- ①交付申請書(様式設備導入第1号)
  - ※申請管理シートも必ず添付すること(申請するSS等・油槽所等、申請設備を全て記載)
- ②国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号が表示されている画面の写し
- ③誓約書(細則様式1)
- ④誓約書(暴力団排除に関する誓約事項:別紙)
- ⑤同意書(審査判定基準様式3)
- ⑥住民拠点 SS 又は中核 SS の「額の確定通知書」の写し
  - 上記以外の場合には策定済みの BCP(災害時における事業継続計画書)
  - 【BCP 策定済み】とは、P10を参照
- ⑦災害発生時の対応に関する誓約書(審査判定基準様式1 資源エネルギー庁 燃料流通政策室室長宛)
- ⑧取得財産等の管理・処分に関する誓約書(細則様式3)
- ⑨補助金で取得した財産に関する申告書
- ⑩役員等名簿(細則様式2):登記簿に登記されている役員全て(監査役を含む)
  - ※個人事業主の場合でも「役員等名簿」を提出してください。
- ⑪企業規模を確認する書類として次のいずれかの書類の写し(申請時において最新の内容であるもの)(※地方自治体は、地方自治体であることを証する書類)
  - \*「商業登記簿謄本」
  - \*「法人事業概況説明書」
  - \*「法人県民税・法人事業税申告書」及び「課税標準の分割に関する明細書」
  - \*「法人県民税・法人事業税申告書」及び「均等割額の計算に関する明細書」
  - \*「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)」
  - \*卸売業者の場合は、上記提出書類に加え、次のいずれかの書類の写し(申請時において最新の内容であるもの)
    - \*副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書」
    - \*「品質維持計画認定申請書」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書」(副特約店等の署名捺印のあるもの)

⑫税務署に提出した直近3期分の決算書類等写し(税務署受付印のあるもの)

法人の場合 (右記の2種類)	1.事業年度分の法人税確定申告書・別表1(各事業年度の所得に係る申告書)
<u>個人は提出不要</u>	2.上記確定申告書の別表2(同族会社等の判定に関する明細書)

※上記申告書(法人及び個人のいずれも)について、電子申告の場合:「電子申告済」と記載されている申告書。記載のないものは、上記申告書に加え税務署からの受領メールも添付(税務署が受付けたことが判るもの)、又は税理士が手続きを行った場合には上記申告書の署名欄に税理士の署名等が記載されているもの

⑬消防法関係書類

- ・「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い(審査判定基準様式4)」又は以下3点の消防書類
- ・地下タンク設置時の消防法に規定するa.「危険物取扱所設置許可申請書又は危険物取扱所変更許可申請書」、b.「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」並びにc.「完成検査済証」(いずれも写し)

⑭申請用見積書原本(協会指定様式・2業者以上)

※個人事業主(個人商店)の場合は、屋号のみの記載にならないよう代表者の氏名(フルネーム)を必ず記載ください。

⑮発注する施工予定業者の者で、工事中現場に常駐する者の「甲種又は乙種第4類危険物取扱者免状」写し

⑯発注する施工予定業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」(下請業者を想定していない場合には、その旨を記載して提出してください。未定の場合も同様)

⑰設置する精密油面計の全危協「性能評価書」写し

⑱申請施設の最新の日付入り現況写真(全景、右側、左側)

⑲申請給油所の現況平面図(地下タンク・配管・油種・容量が記載されているもの)  
(補助申請するタンクにマーキングを行い精密油面計の位置を記入)

⑳「建物不動産登記簿謄本」等(写:申請時において最新の内容のもの)

※建物不動産登記簿謄本記載の地番と申請施設住所表示が異なる場合には、「公図」写し及び「住宅地図」写し

㉑「1.申請者資格」の(2)又は(3)が申請する場合、次の全ての書類写し

- ・「石油の備蓄の確保等に関する法律第27条」に基づき、経済産業大臣に提出している「石油販売業」の「届出書」又は「変更届出書」(経済産業局等の受付印があるもの)

※品質確保法登録給油所を運営している揮発油販売業者除く

- ・申請日において現に運営している申請油槽所等にかかる消防法に基づく設置許可書類

㉒「1.申請者資格」の(3)が申請する場合、⑲の書類に加えて次の書類写し

- ・所有している配送用ローリー1台分の自動車検査証

(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も含む)

②③その他協会が要請する書類

②④所有者と運営者が異なる場合に前頁の①～②①に加え以下の書類

**※交付申請書は、所有者と運営者の双方の記名又は署名・捺印が必要**

・所有者と運営者の間で締結している「賃貸借契約書」写し

#### 4. SIR設置工事

①交付申請書(様式設備導入第1号)

**※申請管理シートも必ず添付すること(申請するSS等・油槽所等、申請設備を全て記載)**

②国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号が表示されている画面の写し

③誓約書(細則様式1)

④誓約書(暴力団排除に関する誓約事項:別紙)

⑤同意書(審査判定基準様式3)

⑥住民拠点 SS 又は中核 SS の「額の確定通知書」の写し

上記以外の場合には策定済みのBCP(災害時における事業継続計画書)

**【BCP策定済みとは、P10を参照】**

⑦災害発生時の対応に関する誓約書(審査判定基準様式1 資源エネルギー庁 燃料流通政策室宛)

⑧取得財産等の管理・処分に関する誓約書(細則様式3)

⑨補助金で取得した財産に関する申告書

⑩役員等名簿(細則様式2):登記簿に登録されている役員全て(監査役を含む)

※個人事業主の場合でも「役員等名簿」を提出してください。

⑪みなし大企業を含め企業規模を確認する書類として次のいずれかの書類の写し(申請時において最新の内容であるもの)(※地方自治体は、地方自治体であることを証する書類)

\*「商業登記簿謄本」

\*「法人事業概況説明書」

\*「法人県民税・法人事業税申告書」及び「課税標準の分割に関する明細書」

\*「法人県民税・法人事業税申告書」及び「均等割額の計算に関する明細書」

\*「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)」

\*卸売業者の場合は、上記提出書類に加え、次のいずれかの書類の写し(申請時において最新の内容であるもの)

\*副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書」

\*「品質維持計画認定申請書」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書」(副特約店等の署名捺印のあるもの)

⑫税務署に提出した直近3期分の決算書類等写し(税務署受付印のあるもの)

法人の場合 (右記の2種類)	1.事業年度分の法人税確定申告書・別表1(各事業年度の所得に係る申告書)
<u>個人は提出不要</u>	2.上記確定申告書の別表2(同族会社等の判定に関する明細書)

※.上記申告書(法人及び個人のいずれも)について、電子申告の場合:「電子申告済」と記載されている申告書。記載のないものは、上記申告書に加え税務署からの受領メールも添付(税務署が受付けたことが判るもの)、又は税理士が手続きを行った場合には上記申告書の署名欄に税理士の署名等が記載されているもの

⑬消防法関係書類

- ・「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い(審査判定基準様式4)」又は以下3点の消防書類
- ・地下タンク設置時の消防法に規定するa.「危険物取扱所設置許可申請書又は危険物取扱所変更許可申請書」、b.「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」並びにc.「完成検査済証」(いずれも写し)

⑭申請用見積書原本(協会指定様式・2業者以上)

※個人事業主(個人商店)の場合は、屋号のみの記載にならないよう代表者の氏名(フルネーム)を必ず記載ください。

⑮発注する施工予定業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」(下請業者を想定していない場合には、その旨を記載して提出してください。未定の場合も同様)

⑯設置するSIRの全危協「性能評価書」写し

⑰申請施設の最新の日付入り現況写真(全景、右側、左側)

⑱申請給油所の現況平面図(地下タンク・配管・油種・容量が記載されているもの)

⑲「建物不動産登記簿謄本」等(写:申請時において最新の内容であるもの)

※建物不動産登記簿謄本記載の地番と申請施設住所表示が異なる場合には、「公図」写し及び「住宅地図」写し

⑳「1.申請者資格」の(2)又は(3)が申請する場合、次の全ての書類写し

- ・「石油の備蓄の確保等に関する法律第27条」に基づき、経済産業大臣に提出している「石油販売業」の「届出書」又は「変更届出書」(経済産業局等の受付印があるもの)

※品質確保法登録給油所を運営している揮発油販売業者除く

- ・ **申請日において現に運営している申請油槽所等**にかかる消防法に基づく設置許可書類

㉑「1.申請者資格」の(3)が申請する場合、㉑の書類に加えて次の書類写し

- ・ 所有している配送用ローリー1台分の自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も含む)

㉒その他協会が要請する書類

㉓所有者と運営者が異なる場合に前頁の①～㉑に加え以下の書類

**※交付申請書は、所有者と運営者の双方の記名又は署名・捺印が必要**

⑳所有者と運営者の間で締結している「賃貸借契約書」写し

## B7. 実績報告書の提出

○実績報告書(様式設備導入第10号)は、補助事業完了後(工事代金の支払)、**30日以内に提出**してください。

○最終提出期限は、2027年2月10日(協会到着日)

※最終提出期限の期間延長はありません(厳守)。最終提出期限を過ぎた場合、補助金のお支払いができませんので十分ご注意ください。

B8. 実績報告時に必要な書類:各様式は協会ホームページからダウンロードしてください。

**※提出された実績報告書(添付書類含む)で工事完了等が確認できない場合、協会による現地調査を行うことがあります。**

### 1. 内面ライニング施工工事

①実績報告書(様式設備導入第10号)

②工事契約書写し又は受発注書写し

③工事請負業者が発行した「工事代金支払請求書」写し

④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類(金融機関の「振込依頼書写し」)  
・支払いは、申請者名義で振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。

・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付してください。

◎「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果(振込み日翌日以降の作成(出力)日付であるもの)」写し

◎「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し(当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し)」

・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」

・現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し(現金払いした理由書を添付すること)

・手形による支払は対象外となりますので注意してください。

※金融機関への払込み手続において工事代金支払額から送金手数料を差し引いた場合や値引きがある場合には、補助金の額が減額となる場合があります。

⑤日付入り工事工程写真

⑥工事実施に関する書類

○「FRP全危協規則に基づく認定事業者」が施工した場合は、以下の書類

- ・FRP全危協規則に基づく「FRP内面ライニング施工届」写し
- ・FRP全危協規則に基づく「FRP内面ライニング施工完了報告書」写し
- ・FRP全危協規則に基づく「FRP内面ライニング施工適合証明書」写し
- ・当該内面ライニングに関する消防法に規定する危険物取扱所変更許可申請を行った場合は以下の書類
  - ✓ 消防法に基づく「危険物取扱所変更許可申請書」写し
  - ✓ 当該申請に対する「変更許可証」写し
  - ✓ 当該工事に係る「危険物取扱所完成検査申請書」写し
  - ✓ 当該申請に対応する「完成検査済証」写し
  - ✓ 仮使用承認申請に費用を計上した場合は、当該申請に対応する下記の書類
  - ✓ 「仮使用承認申請書」写し
  - ✓ 「仮使用承認証」写し
  - ✓ 完成前検査手数料(マンホールの取付等がある場合)に費用を計上した場合は、当該申請に対応する下記の書類
  - ✓ 「危険物取扱所完成検査前検査申請書」写し
  - ✓ 「タンク検査済証」写し
- ・上記各申請書の手数料欄に受領印が無い場合は、上記申請に係る消防申請費(納付金)の領収証写し

○「FRP消防庁指針の規定に基づき施工する事業者」が施工した場合は、以下の書類

- ・消防法に基づく「危険物取扱所変更許可申請書」写し
- ・当該申請に対する「変更許可証」写し
- ・当該許可に対応する「危険物取扱所完成検査申請書」写し
- ・当該申請に対応する「完成検査済証」写し
- ・仮使用承認申請に費用を計上した場合は、当該申請に対応する下記の書類
  - ✓ 「仮使用承認申請書」写し
  - ✓ 「仮使用承認証」写し
- ・上記各申請書の手数料欄に受領印が無い場合は、上記申請に係る消防申請費(納付金)の領収証写し

⑦「検収書」写し

⑧その他協会が要請する書類

- ※1. 申請時に提出した「現場組織表」に記載した工事請負業者と下請事業者間の契約等に関する書類の写し
- ※2. 当該施設の運営者ではなく所有者が申請した場合で、工事施工前の運営者と異なる者が、工事施工後に当該施設を運営する場合は以下の書類
  - ・品質確保法に基づく「揮発油販売業登録申請書」(新たに運営する者の物であって、経済産業局の受領印のあるもの)
  - ・当該運営者との、「賃貸借契約書」写し(所有者以外の者が新たに運営する場合)

## 2. 電気防食システム設置工事

- ①実績報告書(様式設備導入第10号)
- ②工事契約書写し又は受発注書写し
- ③工事請負業者が発行した「工事代金支払請求書」写し
- ④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類(金融機関の「振込依頼書写し」)
  - ・支払いは、申請者名義で振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。
  - ・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付してください。
    - ◎「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果(振込み日翌日以降の作成(出力)日付であるもの)」写し
    - ◎「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し(当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し)」
  - ・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」
  - ・現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し(現金払いした理由書を添付すること)
  - ・手形による支払は対象外となりますので注意してください。

※金融機関への払込み手続において工事代金支払額から送金手数料を差し引いた場合や値引きがある場合には、補助金の額が減額となる場合があります。

- ⑤日付入り工事工程写真
- ⑥消防法関係書類
  - ・消防法に基づく「危険物取扱所変更許可申請書」写し
  - ・当該申請に対する「変更許可証」写し
  - ・当該許可に対応する「危険物取扱所完成検査申請書」写し
  - ・当該申請に対応する「完成検査済証」写し
  - ・仮使用承認申請に費用を計上した場合は、当該申請に対応する下記の書類
    - ✓「仮使用承認申請書」写し
    - ✓「仮使用承認証」写し
  - ・上記各申請書の手数料欄に受領印が無い場合は、上記申請に係る消防申請費(納付金)の領収証写し
- ⑦地下タンク、地下配管圧力検査結果報告書
- ⑧工事終了後に行う「電気防食設置効果測定結果」写し
- ⑨「検収書」写し

⑩取得財産管理明細表(様式設備導入第18号)

⑪その他協会が要請する書類

※1. 申請時に提出した「現場組織表」に記載した工事請負業者と下請事業者間の契約等に関する書類の写し

※2. 当該施設の運営者ではなく所有者が申請した場合で、工事施工前の運営者と異なる者が、工事施工後に当該施設を運営する場合

- ・品質確保法に基づく「揮発油販売業登録申請書」(新たに運営する者の物であって、経済産業局の受領印のあるもの)
- ・当該運営者との、「賃貸借契約書」写し(所有者以外の者が新たに運営する場合)

### 3. 精密油面計設置工事

①実績報告書(様式設備導入第10号)

②工事契約書写し又は受発注書写し

③工事請負業者が発行した「工事代金支払請求書」写し

④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類(金融機関の「振込依頼書写し」)

・支払いは、申請者名義で振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。

・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付してください。

◎「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果(振込み日翌日以降の作成(出力)日付であるもの)」写し

◎「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し(当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し)」

・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」

・現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し(現金払いした理由書を添付すること)

・手形による支払は対象外となりますので注意してください。

※金融機関への払込み手続において工事代金支払額から送金手数料を差し引いた場合や値引きがある場合には、補助金の額が減額となる場合があります。

⑤日付入り工事工程写真

⑥消防法関係書類

・消防法に基づく「危険物取扱所変更許可申請書」写し

・当該申請に対する「変更許可証」写し

・当該許可に対応する「危険物取扱所完成検査申請書」写し

・当該申請に対応する「完成検査済証」写し

・仮使用承認申請に費用を計上した場合は、当該申請に対応する下記の書類

✓「仮使用承認申請書」写し

✓「仮使用承認証」写し

- ・上記各申請書の手数料欄に受領印が無い場合は、上記申請に係る消防申請費（納付金）の領収証写し

⑦「検収書」写し

⑧取得財産管理明細表（様式設備導入第18号）

⑨その他協会が要請する書類

- ※1. 申請時に提出した「現場組織表」に記載した工事請負業者と下請事業者間の契約等に関する書類の写し

- ※2. 当該施設の運営者ではなく所有者が申請した場合で、工事施工前の運営者と異なる者が、工事施工後に当該施設を運営する場合

- ・品質確保法に基づく「揮発油販売業登録申請書」（新たに運営する者の物であって、経済産業局の受領印のあるもの）
- ・当該運営者との、「賃貸借契約書」写し（所有者以外の者が新たに運営する場合）

#### 4. SIR設置工事

①実績報告書（様式設備導入第10号）

②工事契約書写し又は受発注書写し

③工事請負業者が発行した「工事代金支払請求書」写し

④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類（金融機関の「振込依頼書写し）

- ・支払いは、申請者名義で振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。

- ・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付してください。

- ◎「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果（振込み日翌日以降の作成（出力）日付であるもの）」写し

- ◎「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し（当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し）」

- ・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」

- ・現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し（現金払いした理由書を添付すること）

- ・手形による支払は対象外となりますので注意してください。

- ※金融機関への払込み手続において工事代金支払額から送金手数料を差し引いた場合や値引きがある場合には、補助金の額が減額となる場合があります。

⑤日付入り工事工程写真

⑥地下タンク、地下配管検査結果報告書

⑦危険物取扱所軽微な変更届出書等の書類

⑧検収書写し

⑨取得財産管理明細表（様式設備導入第18号）

⑩その他協会が要請する書類

※1. 申請時に提出した「現場組織表」に記載した工事請負業者と下請事業者間の契約等に関する書類の写し

※2. 当該施設の運営者ではなく所有者が申請した場合で、工事施工前の運営者と異なる者が、工事施工後に当該施設を運営する場合

- ・品質確保法に基づく「揮発油販売業登録申請書」(新たに運営する者の物であって、経済産業局の受領印のあるもの)

- ・当該運営者との、「賃貸借契約書」写し(所有者以外の者が新たに運営する場合)

**B9. 補助金支払請求書の提出**:様式は協会ホームページからダウンロードしてください。

○石油協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要事項を記載のうえ、石油組合または石油協会に提出してください。

○申請内容と相違する実績内容かつ、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができない場合もあります。

※補助金の支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

## B10. 写真の撮り方

工事工程写真は、補助の対象となる工事を確実にやっているかどうかを確認するための重要な書類です。

交付決定時に送付する「SS等の地域配送拠点における災害対応能力強化事業における工事の注意点について」で示した作業項目を、同紙に記載されている写真の撮り方に注意してください。具体的には、作業日・作業箇所等作業内容を確実に撮影するよう、施工業者に指示してください。

以下に各工事の事例を紹介しますので、参考にしてください。

なお、複数本数(箇所)工事を実施している場合の工事工程写真は、施工数分の写真を提出してください。

### ①内面ライニング施工工事(写真には工事日が分かるように日付を入れてください)

#### ・マンホール設置工事



#### ・FRPライニング施工後



・FRPライニング施工済証(通気管に貼付し、施工済みシールとNoが確認できるもの)



## ②電気防食システム設置工事

・電極埋設作業



埋設時の悪い例: 日付や看板の撮影がない

↓ (埋設電極に本数を示す番号もない)

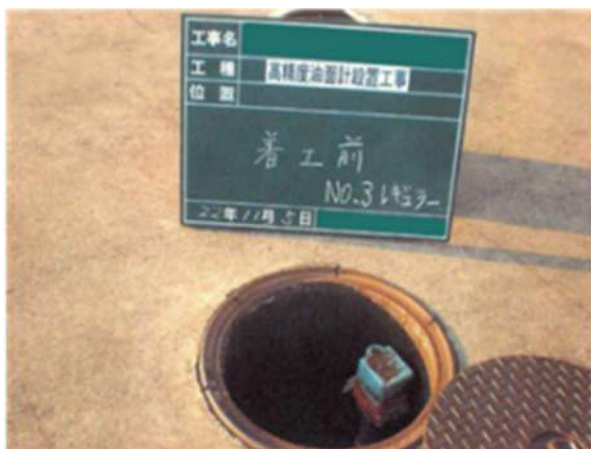


・ジャンクションボックス設置



### ③精密油面計設置工事

・センサー設置前



・センサー設置後



・表示盤



### ④SIR

・データ収集ユニット設置前

(日付を入れて撮影してください。)



・データ収集ユニット設置後

(日付を入れて撮影してください。)



### (3)水検知計量機整備事業

#### 1. 申請者資格

○「災害発生時の対応に関する誓約書」を提出(誓約)する下記の社(者)

・下記いずれかの品質確保法登録給油所を運営する揮発油販売業者または所有者

①中核SS

②住民拠点SS

③BCP(事業継続計画)策定済みのSS【「BCP策定済み」とは、P10を参照】

※揮発油販売業者とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条の登録事業者

※様式は協会ホームページよりダウンロードしてください。

※申請用チェックリストを参考に提出書類を揃えてください。

※補助対象設備に関し、他の国庫補助金と重複して利用することはできません。

※1事業者4給油所までの申請となります。

#### ○災害対応要件

※災害対応要件を実施するのに必要なメールアドレスが登録できない場合は、申請できません。補助金受給者は、次の災害対応要件について実施・同意する義務が生じます。(補助金交付申請時に誓約書を提出)

- ①補助対象設備の損傷や従業員の負傷により、事業継続が困難となった場合を除き、地域住民や被災者等への燃料供給を継続すること。
- ②病院等重要施設や電源車への燃料供給、避難所への配送など国や自治体等の要請に応じた災害対応への協力を行うこと。
- ③申請給油所等の立地する都道府県内で震度5強以上の地震(当該設置場所の立地地域の震度が5弱以下でも対象となる)、津波、噴火、台風、洪水等の災害が発生した場合又は資源エネルギー庁から要請を受けた場合は、「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。
- ④資源エネルギー庁の実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ協力すること。

※「災害対応要件」は、本事業を利用して取得した設備の処分制限期間終了後も対応を求められることとなります。

※誓約に反した場合は、**補助金の返還対象**となりますので、上記内容を十分に理解した上で申請してください。

## 2. 補助対象設備・補助対象経費

### ○補助対象設備

①水検知計量機(石油製品用:ガソリン、軽油、灯油)

②水検知器(石油製品配管に接続する水検知器)

※新規設置(増設)及び既存計量機の更新が対象です。

※中古品も対象です。

### ○補助対象経費

①本体購入費

②設置工事費(補助対象設備の設置に直接必要なものに限る。電気工事・土木工事等含む)

③消防納付金(消防手続費は補助対象外)

④既存設備撤去・処分費(既存設備から入換する場合)

#### ※主な補助対象外経費

・消費税、諸経費、一般管理費、消防手続費、POS関連工事等

・分割払いによる購入やリースによる導入

## 3. 補助金上限額

○1SSあたりの補助率及び補助金上限額は、下表の通りです。

企業規模	補助対象経費上限額	補助率	補助金上限額
中小企業等	900万円/SS	2/3	600万円/SS
中小企業等 ※(申請給油所が SS過疎地等に所在)		3/4	675万円/SS
非中小企業		1/3	300万円/SS

※1事業者あたり、補助金上限額:1, 200万円(SS過疎地等を含む場合、1, 350万円)

※全体予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請者を対象に、予算の範囲内で補助率を按分して交付決定します。

#### ※SS過疎地等

①SSが3カ所以下の市町村

令和7年3月31日時点「市町村別に見るSS過疎の状況」(SSが3カ所以下の市町村一覧)(PDF形式)を参照し申請給油所がSS過疎地にある給油所か確認してください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/distribution/sskasochi/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/sskasochi/)  
または、本手引書 P109を参照ください。

②居住地から最寄り SS まで 15 km以上距離がある市町村

令和7年3月31日時点「市町村別に見る SS 過疎の状況」(居住地から最寄り SS まで 15 km以上距離がある市町村一覧)を参照し申請給油所が SS 過疎地にある給油所か確認してください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/distribution/sskasochi/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/sskasochi/)  
または、本手引書 P110を参照ください。

○補助金額の算出方法

A. 「補助対象経費(発注額のうち補助金交付の対象となる費用)」

B. 補助対象経費上限額  
900万円/SS

A または B のいずれか低い額 × 補助率 = C. 補助金額

ケース① 「中小企業等」、「計量機 2 台」のSSが、水検知計量機 2 台導入

・事業総額 800 万円

内訳: 補助対象経費(本体及び工事費等 360 万円 × 計量機 2 台) 720 万円

対象外経費 80 万円

・補助金額

→ 補助対象経費 720 万円(上限) × 2/3 = 480 万円

ケース② 「非中小企業」、「計量機 4 台」のSSが、水検知計量機 3 台、水検知器を 1 基導入

・事業総額 1,600 万円

内訳: 補助対象経費(本体及び工事費等 360 万円 × 計量機 3 台、水検知器 1 基 360 万円) 1,440 万円

対象外経費 160 万円

・補助金額 300 万円

→ 内訳: 補助対象経費 900 万円(上限※) × 1/3 = 300 万円

※1,440 万円と補助対象経費上限 900 万円を比べて低い額

#### 4. 申請の手続き

##### ○申請時の提出書類

補助金申請をするときは、以下の書類を石油組合または協会に提出してください。

※様式書類及び別紙は協会ホームページよりダウンロードしてください。

※申請用チェックリストを参考に提出書類を揃えてください。

- ① 補助金交付申請書(様式設備導入第1号)
  - ・ 申請管理シートも必ず添付すること(申請するSS、申請設備を全て記載)
- ② 法人の場合は、国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し  
国税庁 法人番号公表サイト: <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>
- ③ 申請者の「役員等名簿」(国の指定様式に準じたもの)(細則様式2)  
※個人事業者の場合は、代表者(本人)を記載してください
- ④ 中小企業等(個人事業者を除く)事業規模を確認する書類として、次のいずれかの書類写し
  - 1) 「商業登記簿謄本」(申請日において最新の内容であるもの)
  - 2) 法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書」
  - 3) 「法人事業税・県民税申告書」及び「課税標準の分割に関する明細書」
  - 4) 「法人事業税・県民税申告書」及び「均等割額の計算に関する明細書」
  - 5) 「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)」※卸売業で申請する場合は、上記1)～5)に加えて、次のいずれかの書類写し
  - 6) 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書等」
  - 7) 「品質維持計画認定申請書」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書」
- ⑤ 「みなし大企業」(個人事業者を除く)でないことの確認書類として、次の全ての書類写し
  - 1) **直近3年分**の法人税確定申告書の「別表1」(税務署の受付印があるもの)
  - 2) **直近1年分**の法人税確定申告書の「別表2」(税務署の受付印があるもの)
- ⑥ 申請給油所のBCP(事業継続計画)写し【**「BCP策定済み」とは、P10を参照**】  
※中核SS、住民拠点SS以外の申請要件の場合
  - ⑦ 申請資格要件に係る「誓約書」(細則様式1)
  - ⑧ 「暴力団排除に関する誓約書」(別紙)
  - ⑨ 「取得財産等の管理・処分に関する誓約書」(細則様式3)
  - ⑩ 「災害発生時の対応に関する誓約書」(細則様式4)
  - ⑪ 運営者に貸与している者が申請者の場合は、次のいずれかの書類写し

- 1) 所有者が確認できる当該施設に係る「建物不動産登記簿謄本」、「固定資産税評価証明書」又は「固定資産課税明細書」等
- 2) 運営者との賃貸借関係を示す「契約書」等
- ⑫ 2業者以上の競争した見積書写し、又は随意契約の場合は1業者の見積書写し及び選定理由書  
※見積書は日付のあるもので、申請日時点で有効期限内のもの。
- ⑬ 申請する補助対象設備の製品仕様書(パンフレット)等  
※同等の相違する製品で競争見積もりを行う場合は、各々の製品仕様書(パンフレット)を提出すること
- ⑭ 申請給油所の日付入り写真  
※給油所の全景写真、現況設備(入換する設備)の写真、増設の場合は申請する設備の設置予定箇所の写真
- ⑮ 申請給油所等の平面図  
※現況設備(入換する設備)、増設の場合は申請する設備の設置予定箇所がわかる形で印をつけること
- ⑯ その他協会が要請する書類

※申請給油所がSS過疎地等に所在するか確認してください。

P.109、110の一覧で確認し、申請給油所が該当する場合マーカー等で市町村に印をした一覧を申請書に添付してください。

## 5. 補助金の支払手続き

### ○実績報告書の提出

全ての設置工事が終了し、設置工事に係る代金の支払いが完了した場合、次の期間内までに実績報告書を提出いただきます。

・**補助事業完了後、原則30日以内に提出**

・**最終提出期限は、2027年2月10日(石油協会必着)**

※複数SSで申請している場合、全てのSSの事業完了後に実績報告書を提出

### ○実績報告時の提出書類

実績報告をするときは、以下の書類を石油組合または協会に提出してください。

※様式書類は協会ホームページよりダウンロードしてください。

- ① 実績報告書(様式設備導入第10号)
- ② 「注文書」写し及び「注文請書」写し、又は「契約書」写し

- ③ 施工業者(見積業者、注文請者)が発行した「請求書」写し
- ④ 申請者が代金を支払っていることが確認できる書類写し
  - ・ 支払いは、申請者名義で金融機関窓口での振込をしてください。
  - ・ なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。
  - ・ **手形による支払は対象外**となりますので注意してください。

#### 【金融機関窓口での振込の場合】

- ・ 金融機関の「振込依頼書」(金融機関の受付印があるもの)

#### 【インターネットバンキングの場合は下記いずれか】

- ・ 「受付書類」及び「送金結果 (振込み日翌日以降に作成(出力)日付であるもの)」
- ・ 「受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ」
- ・ 「受付書類」及び金融機関から送られてくる「当座勘定照合明細書」

#### 【小切手払いの場合】

- ・ 「半券」及び金融機関から送られてくる「当座勘定照合明細書」

#### 【現金払いの場合は下記全て】

- ・ 「領収証 (収入印紙のあるもの)」及び「現金出納簿等」
  - ・ 理由書(現金払いした理由書記載)
- ⑤ 設置した補助対象設備の日付入り写真(給油所の全景写真、設置した設備の写真)  
※設置した設備の写真は、工事工程写真(設置前・撤去中・設置中・設置後)の形で提出すること
- ⑥ 施工業者(見積業者、注文請者)からの次のいずれかの書類写し
- 1) 「納品書」
  - 2) 「検収書」
  - 3) 「作業報告書」
  - 4) その他設置したことがわかる書類
- ⑦ 消防申請を行った場合は、次の書類写し
- 1) 「変更許可申請書」(消防の受付印があるもの)
  - 2) 「許可証」
  - 3) 「完成検査申請書」(消防の受付印があるもの)
  - 4) 「完成検査済証」
- ※仮使用承認申請の消防納付金が補助対象経費にある場合は、上記 1)～4)に加えて次の書類写し
- 5) 「仮使用承認申請書」(消防の受付印があるもの)
  - 6) 「仮使用承認証」

- ⑧ 消防届出がある場合は「軽微な変更届出書」写し
- ⑨ 「取得財産等管理明細表」(様式設備導入第18号)
- ⑩ その他協会が要請する書類

#### 6. 実績報告及び支払等に関する注意事項

- ・発注した設備の設置、代金支払い等が遅れた事により、実績報告書の提出が間に合わなかった場合も補助金交付の対象外となりますので、発注予定先と十分調整の上、申請してください。
  - ・発注先との契約は、協会から送付する「交付決定通知書」の日付以降で交わしてください。事前に契約(受発注)した場合は、補助金交付の対象外となります。
  - ・協会から申請者への補助金のお支払いは、実績報告書及び添付書類で申請給油所の要件や代金支払い等の確認を行い、最終的な補助金額をお知らせする「額の確定通知書」を送付します。
  - ・申請内容と相違する実績内容であった場合、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができません。
  - ・補助金額の確定は、施工業者(見積業者、注文請者)への支払実績に基づき確定します。
- ※支払実績に基づく確定となるため、一旦全額を負担する必要があります。
- ※金融機関への払込み手続において代金支払額から送金手数料を差し引いた場合、値引きの場合は、補助金の額が減額となる場合があります。

#### 7. 補助金支払請求書の提出

協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要事項を記載のうえ、石油組合または協会に提出してください。

※様式書類は協会ホームページよりダウンロードしてください。

#### ○補助金支払請求書(様式設備導入第16号)

※補助金のお支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

#### (4) 緊急配送用ローリー整備事業

本事業は、石油製品を貯蔵する移動タンク貯蔵所及び指定数量に満たない燃料を貯蔵するタンクと一体となって、一定の燃費低減が図られた車両を導入する際に要する経費に対し、当該経費の一部を補助する事業です。

##### 1. 申請者資格

「災害発生時の対応に関する契約書」を提出し、誓約する下記【1】～【3】<sup>※1</sup>いずれかの者

※1 該当した資格にまつわる申請チェックリストをご用意ください。

##### 【1】下記いずれかの品質確保法登録給油所を運営する揮発油販売業者<sup>※2</sup>

- ・中核 SS
- ・住民拠点 SS
- ・BCP(事業継続計画)策定済み SS(P10を参照)

※2 揮発油販売業者とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条の登録事業者

##### 【2】下記補助金利用者に該当するBCP(事業継続計画)策定済み(P10を参照)の小口燃料配送拠点もしくは配送拠点<sup>※3</sup>を運営する揮発油販売業者またはその施設を所有する運営者

- ・住民拠点SS事業における配送拠点補助金利用者  
該当年度 ⇒ 『平成31年度当初』、『令和2年度当初』
- ・中核給油所等事業における小口燃料配送拠点補助金利用者  
該当年度 ⇒ 『平成23年度補正』、『平成24年度当初』、『平成24年度補正』

※3 配送拠点とは、消防法に規定する石油製品を貯蔵する貯蔵所(移動タンク貯蔵所を除く)及び取扱所であって、「住民拠点SS整備事業」の自家発電設備に係る補助金交付を受けた施設

##### 【3】下記全てに該当する油槽所(小口燃料配送拠点及び配送拠点以外の油槽所をいう)の所有者であり運営する揮発油販売業者または石油販売業者<sup>※4</sup>

- ・BCP(事業継続計画)策定済み油槽所(P10を参照)
- ・配送用ローリーを保有し、災害時に配送体制があること
- ・1基10KL以上又は2基以上20KL以上の燃料貯蔵タンクを所有していること

※4 石油販売業者とは、石油の備蓄の確保等に関する法律第2条第6号に規定する者  
(タンクローリーのみを運営している者を除く)

## ○災害対応要件

※災害対応要件を実施するのに必要なメールアドレスが登録できない場合は、申請できません。補助金受給者は、次の災害対応要件について実施・同意する義務が生じます。(補助金交付申請時に誓約書を提出)

- ①補助対象設備の損傷や従業員の負傷により石油製品の配送継続が困難となった場合を除き、地域住民や被災者等への配送を継続すること。
- ②病院等重要施設や電源車への燃料供給、避難所への配送など国や自治体等の要請に応じた災害対応への協力を行うこと。
- ③運営する給油所等(設置場所)の立地する都道府県内で震度5強以上の地震(当該設置場所の立地地域の震度が5弱以下でも対象となる)、津波、噴火、台風、洪水等の災害が発生した場合又は資源エネルギー庁から要請を受けた場合は、「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。
- ④所有するタンクローリーの情報(設置場所、タンク容量、油種等)について登録し、災害対応に係る関係者間で共有することに同意すること。
- ⑤資源エネルギー庁の実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ協力すること。
- ⑥緊急配送用ローリーについて、都道府県石油組合の下で管理を行い、災害発生時には石油組合と連携して燃料配送を行うこと(「**災害発生時に、国や自治体等が災害発生地域の石油組合を通じて石油製品の配送を要請することとなるため、対象となる緊急配送用ローリーを石油組合が管理する必要がある**」という主旨)。これに必要な情報提供等の協力を石油組合に対して適切に行なうこと。

※「災害対応要件」は、本事業を利用して取得したタンクローリーの処分制限期間終了後も対応を求められることになります。

※誓約に反した場合は、**補助金の返還対象**となりますので、上記内容を十分に理解した上で申請してください。

## 2. 補助の対象となる費用

緊急配送用ローリー [石油製品 {ガソリン、軽油、灯油 (ジェット燃料油含む)、A重油} を貯蔵する消防法に基づく移動タンク貯蔵所 (指定数量未満のタンクローリーを含む)] の購入にかかる費用のうち、補助金交付の対象となる費用は次の費用です。

- ① 本体購入費 (付帯設備に係る費用を含む)
- ・ 車両本体 ・ タンク本体 (架装部品、架装作業費含む)
  - ・ 社名文字記入 ・ 元売指定色等塗装 ・ 消火器 ・ 「危」標識
  - ・ 寒冷地仕様 (タイヤチェーンやスタッドレスタイヤは同時購入する場合のみ対象)
- ② 代行手数料 (書類作成費を含む)
- ・ 車庫証明手続き代行費 ・ 検査登録手続き代行費 ・ 下取車手続き代行費
  - ・ 納車費用 ・ 消防手続き代行費
- ③ 消防納付金

注1 \* 分割払いによる購入やリースによる導入は補助対象外となります。

注2 \* 金融機関に対する振込み手数料は対象外となります。

## 3. 補助対象経費・補助金上限額

受付期間終了後、予算の範囲内で交付決定を行います。

企業規模	補助対象経費上限額	補助率	補助金上限額
中小企業等	タンク容量 430L 未満 300 万円	2 / 3 *	タンク容量 430L 未満 200 万円
	タンク容量 430L 以上 ~10KL 未満 750 万円		タンク容量 430L 以上 ~10KL 未満 500 万円
	タンク容量 10KL 以上 1,500 万円		タンク容量 10KL 以上 1,000 万円
非中小企業	タンク容量 430L 未満 300 万円	1 / 3 *	タンク容量 430L 未満 100 万円
	タンク容量 430L 以上 ~10KL 未満 750 万円		タンク容量 430L 以上 ~10KL 未満 250 万円
	タンク容量 10KL 以上 1,500 万円		タンク容量 10KL 以上 500 万円

なお全体予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請者を対象に予算の範囲内で補助率を按分して交付決定します。

\* … 按分の場合は「2/3以下」、「1/3以下」となります。

#### 4. 注意事項

##### 〔交付申請〕

- ・ **1事業者1台のみ**の申請となります。また、緊急配送用タンクローリーの「タンク」のみ、「車両」のみの申請は不可とします。
- ・ 緊急配送用タンクローリーには「**新車**」または「**平成27年度燃費基準達成車**である中古車（中古車販売業者へ必ず確認すること）」が該当します。
- ・ **過去に協会の補助金を受けて導入**したローリーを中古（処分制限期間を過ぎたものも含む）で購入する場合は以下の取扱いとなります。

グループ企業<sup>(注)</sup>から購入する場合：対象となりません

グループ企業以外から購入する場合：対象となりますが、当初導入時の補助金額等を踏まえた調整が必要となります。該当する場合は協会に予めご相談ください。

(注) グループ企業の定義：

申請者が議決権の50%以上を有する子会社、申請者の議決権の50%以上を有する親会社・個人（以下「親会社等」という）、親会社等が議決権の50%以上を有する子会社等（孫会社等についても同様）、配偶者・親子及びその他生計を同一にしている者、代表者・住所が同じ法人、主要株主・住所が同じ法人、実質的支配者が同じ法人

- ・ 交付決定以降から補助事業完了の間において以下に該当した場合、計画変更等承認申請の手続きが必要となります。
  - (1) **発注先を変更する又は支払総額が相見積書の総額を上回る**場合
  - (2) 緊急配送用ローリーの設置場所（「危険物貯蔵所設置許可申請」で指定する）を**申請時と異なる給油所又は油槽所等に変更する**※場合

※設備上限の超過もしくは申請者資格を満たさない場合は変更不可

その他、協会が必要と判断した場合も手続きを案内させていただく可能性が

あります。変更にあたり提出書類の詳細は協会にお問い合わせください。

#### 〔実績報告〕

- ・ 発注先との契約は、協会から送付する「交付決定通知書」の日付以降で交わしてください。また車検証の発行ならびに危険物貯蔵所設置許可申請は交わした契約のうち最後の契約日以降に行ってください。  
いずれも事前に行われた場合は補助金交付の対象外となります。
- ・ 緊急配送用タンクローリーの車検証（自動車検査証記録事項含む）において、所有者及び使用者は、申請者と同一である必要があります。
- ・ 契約書等において「別紙仕様書」などと別紙の記載がある場合は当該別紙も添えてご提出ください。
- ・ 発注した緊急配送用ローリーの納期（納車）が遅れたことにより、実績報告書の提出が間に合わなかった場合も補助金交付の対象外となりますので、発注予定先と充分調整の上、申請してください。
- ・ 実績報告書は補助事業完了後、30日以内に提出してください。
- ・ 最終提出期限までに実績報告に必要な書類が揃わない場合、速やかに所属の石油組合もしくは協会へご連絡をお願いいたします。

《 最終提出期限：2027年2月10日（協会着） 》



# 記 載 例

(様式設備導入第10号)

## SSネットワーク維持・強化支援事業 実績報告書

202×年××月〇〇日

一般社団法人 全国石油協会  
会 長 山 富 二 郎 殿

交付承認番号 配送-7補-00-0000号

住 所

氏名又は名称

記入・押印ください

印

及び代表者名

電話番号 \*\*-\*\*\*-\*\*\*\* 担当者 □□

2026年××月××日付けで補助金の交付決定通知を受けた標記補助事業の実績について、交付規程第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

1. 申請給油所品質確保法登録番号	※常置場所が給油所の場合記入。給油所以外の場合は記入不要。 0- 第00000号 (0000)
2. 申請給油所運営者名	※車両登録番号・タンク容量・タンクメーカーを記入 品川×××あ〇〇〇〇・1KL・△△製作所
3. 申請給油所名	※ローリー常置場所名を記入(消防申請と一致) 給油所以外の常置場所例: 油槽所、配送センター等
4. 申請給油所所在地	※ローリー常置場住所を記入(消防申請と一致) 東京都千代田区永田町0-0-0
5. 完成検査済証の発行日	※納車日を記入 202×年××月××日
6. 工事期間	※開始日欄に代金支払完了日を記入(終了日は記入不要) 開始日: 202×年××月〇〇日~ 終了日: 年 月 日
7. 工事代金支払額 (消費税込み)	※消費税込みの支払総額を記入(支払先が複数の場合は合計額) 0, 000, 000円

受付印  
(組合用)

受付印  
(協会用)

## (5)POS システム整備事業

### 1. 申請者資格

#### ○「災害発生時の対応に関する誓約書」を提出(誓約)する下記の社(者)

・下記いずれかの品質確保法登録給油所を運営する揮発油販売業者または所有者

①中核SS

②住民拠点SS

③BCP(事業継続計画)策定済みのSS【「BCP 策定済み」とは、P10を参照】

※揮発油販売業者とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条の登録事業者

※様式は協会ホームページよりダウンロードしてください。

※申請用チェックリストを参考に提出書類を揃えてください。

※補助対象設備に関し、他の国庫補助金と重複して利用することはできません。

※1事業者4給油所までの申請となります。

#### ○災害対応要件

※災害対応要件を実施するのに必要なメールアドレスが登録できない場合は、申請できません。補助金受給者は、次の災害対応要件について実施・同意する義務が生じます。(補助金交付申請時に誓約書を提出)

①補助対象設備の損傷や従業員の負傷により、事業継続が困難となった場合を除き、地域住民や被災者等への燃料供給を継続すること。

②病院等重要施設や電源車への燃料供給、避難所への配送など国や自治体等の要請に応じた災害対応への協力を行うこと。

③申請給油所等の立地する都道府県内で震度5強以上の地震(当該設置場所の立地地域の震度が5弱以下でも対象となる)、津波、噴火、台風、洪水等の災害が発生した場合又は資源エネルギー庁から要請を受けた場合は、「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。

④資源エネルギー庁の実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ協力すること。

※「災害対応要件」は、本事業を利用して取得した設備の処分制限期間終了後も対応を求められることとなります。

※誓約に反した場合は、**補助金の返還対象**となりますので、上記内容を十分に理解した上で申請してください。

## 2. 補助対象設備・補助対象経費

設備		条件等		
①	<p><b>POSシステム</b> 【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・POS 本体</li> <li>・POS 周辺機器（外設機・釣銭機・精算機・SSC本体・カードリーダー等）</li> <li>・AI 給油許可設備本体</li> <li>・AI 周辺機器（SSC本体、監視設備等、記録装置、AI 給油許可設備と一体で導入するハンディ端末、その他付属機器類）</li> </ul> <p>【主な補助対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトウェア、・両替機</li> <li>・プリペイド関連、・基盤交換、</li> <li>・部品交換（紙幣部交換等）、</li> <li>・AI 給油許可設備を導入しないハンディ端末、・改造費等</li> </ul>	<p><b>【POS システム】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存POS本体の台数以下に限る。</li> <li>・周辺機器のみの申請も補助対象とする。</li> <li>・周辺機器の増設についても補助対象とする。</li> <li>・未設置の給油所も補助対象とする。</li> </ul> <p><b>【AI 給油許可設備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の規制に関する規則及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示に基づき設置するシステムに限る。</li> </ul>		
②	<p><b>車番認証システム</b> 【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用カメラ、・専用 PC</li> <li>・プリンター、・情報出力端末</li> <li>・その他周辺機器、付属機器類（ケーブル等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「車番認証システム」とは、給油来店車両のナンバープレートをカメラで読み取り、顧客管理のシステムとの連携により販売促進を図る設備をいう。</li> </ul>		
	<p><b>デジタルサイネージ</b> ・本体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭価格看板としての使用は不可。</li> </ul> <p>例 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>レギュラーガソリン</td><td>〇〇〇円/ℓ</td></tr></table></p>	レギュラーガソリン	〇〇〇円/ℓ
レギュラーガソリン	〇〇〇円/ℓ			

※中古品も対象です。

設備		補助対象経費等
①	<p>POSシステム (AI給油許可設備含む)</p>	<p><b>【補助対象経費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本体購入費</li> <li>・設置（取付）工事費（補助対象設備の設置（取付）に直接必要なものに限る。）</li> </ul>
②	<p>車番認証システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験調整費</li> <li>・消防納付金</li> <li>・既存機器撤去・処分費（入換の場合）</li> </ul>
	<p>デジタルサイネージ</p>	<p><b>【主な補助対象外】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税 ・諸経費 ・一般管理費 ・保守費</li> <li>・利用料 ・消防手続費</li> </ul>

※分割払いによる購入やリースによる導入は、補助対象外。

### 3. 補助金上限額

○1SSあたりの補助率及び補助金上限額は、下表の通りです。

①-1 POSシステム(セルフサービスSS、又はセルフ化するフルサービスSS)

【AI 給油許可設備を**設置する**場合】

企業規模	補助対象経費上限額	補助率	補助金上限額
中小企業等	2,700万円/SS	2/3	1,800万円/SS
中小企業等 (※申請給油所が SS 過疎地等に所在)		3/4	2,025万円/SS
非中小企業		1/3	900万円/SS

※1事業者あたり、補助金上限額:3,600万円(SS 過疎地等を含む場合、4,050万円)

※AI 給油許可設備を設置する申請と設置しない申請を併用して申請する場合の1事業者あたりの補助金上限額は3,000万円(SS 過疎地等を含む場合、3,375万円)

①-2 POSシステム(セルフサービスSS、又はセルフ化するフルサービスSS)

【AI 給油許可設備を**設置しない**場合】

企業規模	補助対象経費上限額	補助率	補助金上限額
中小企業等	1,800万円/SS	2/3	1,200万円/SS
中小企業等 (※申請給油所が SS 過疎地等に所在)		3/4	1,350万円/SS
非中小企業		1/3	600万円/SS

※1事業者あたり、補助金上限額:2,400万円(SS 過疎地等を含む場合、2,700万円)

①-3 POSシステム(フルサービスSS)

企業規模	補助対象経費上限額	補助率	補助金上限額
中小企業等	540万円/SS	2/3	360万円/SS
中小企業等 (※申請給油所が SS 過疎地等に所在)		3/4	405万円/SS
非中小企業		1/3	180万円/SS

※1事業者あたり、補助金上限額:720万円(SS 過疎地等を含む場合、810万円)  
 ※POS システム設置工事において、申請事業者(複数SS運営)がセルフSSとフルSS  
 双方の改造申請する場合、1事業者あたりの補助金上限額は、2,400万円  
 (SS 過疎地等を含む場合、2,700万円)

②車番認証システム、デジタルサイネージ

企業規模	補助対象経費上限額	補助率	補助金上限額
中小企業等	合計して 450万円/SS	2/3	300万円/SS
中小企業等 (※申請給油所が SS 過疎 地等に所在)		3/4	337.5万円/SS
非中小企業		1/3	150万円/SS

※1事業者あたり、補助金上限額:600万円(SS 過疎地等を含む場合、675万円)

※全体予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請者を対象に、  
 予算の範囲内で補助率を按分して交付決定します。

※SS 過疎地等

①SS が3カ所以下の市町村

令和7年3月31日時点「市町村別に見る SS 過疎の状況」(SS が3カ所以下の市町村  
 一覧)(PDF 形式)を参照し申請給油所が SS 過疎地にある給油所か確認してください。  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/distribution/sskasochi/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/sskasochi/)  
 または、本手引書 P109を参照ください。

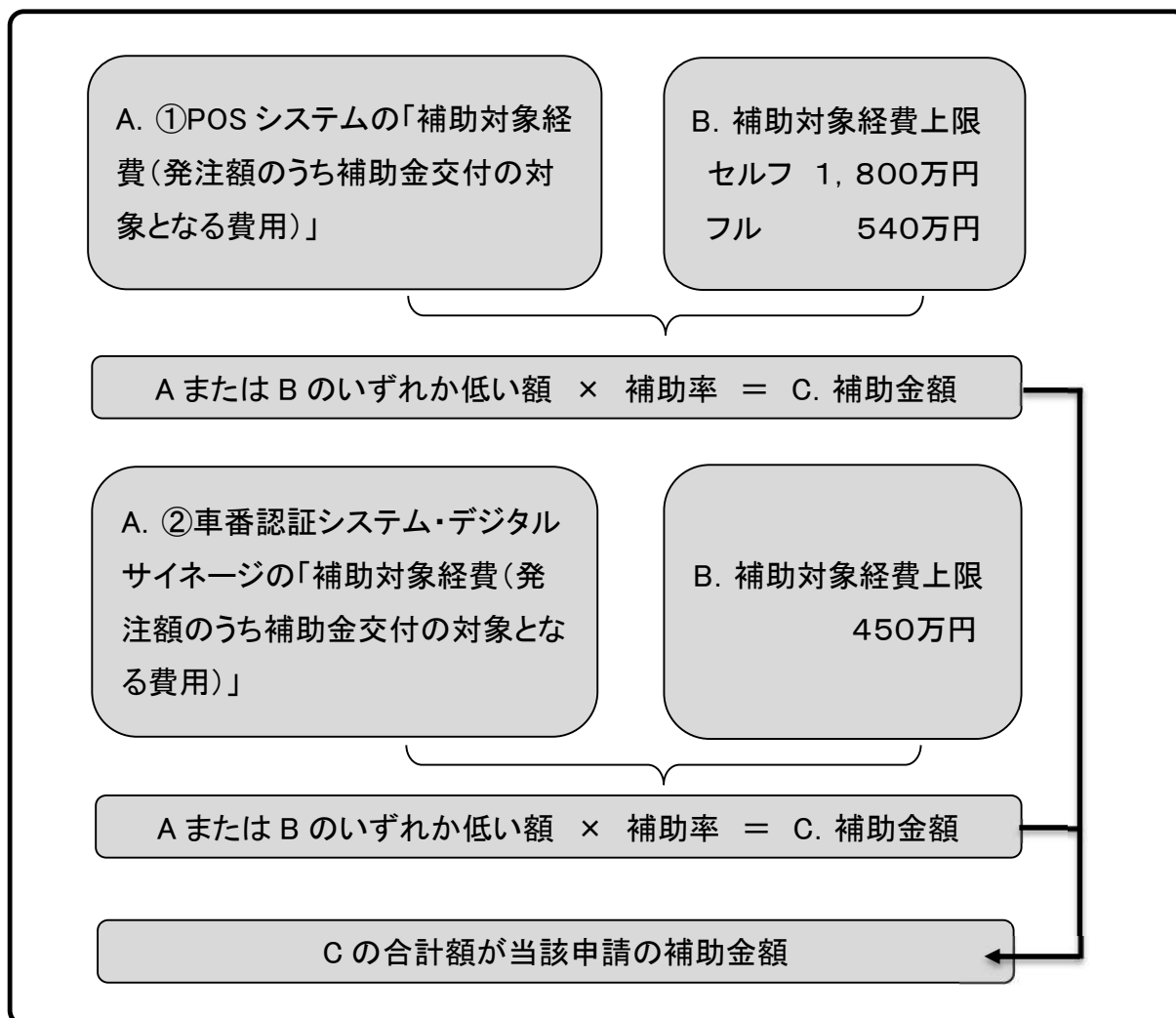
②居住地から最寄り SS まで 15 km以上距離がある市町村

令和7年3月31日時点「市町村別に見る SS 過疎の状況」(居住地から最寄り SS まで  
 15 km以上距離がある市町村一覧)を参照し申請給油所が SS 過疎地にある給油所か  
 確認してください。  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/distribution/sskasochi/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/sskasochi/)  
 または、本手引書 P110を参照ください。

※POSシステム、車番認証システム、デジタルサイネージ、AI 給油許可設備は単独で申請  
 できます。

※上記複数設備に対して、申請する場合は、1申請1設備として申請して下さい。

○補助金額の算出方法（AI 給油許可設備を設置しない場合）



ケース① 「中小企業等」、「フルサービス」のSSが、POSシステム(AI 給油許可設備なし)とデジタルサイネージを導入

・事業総額 600万円

内訳:POSシステム…補助対象経費 450万円

デジタルサイネージ…補助対象経費 120万円

その他対象外経費 30万円

・補助金額 380万円

内訳:POSシステム…補助対象経費 450万円 × 2/3 = 300万円

デジタルサイネージ…補助対象経費 120万円 × 2/3 = 80万円

ケース② 「非中小企業」のSSが、車番認証システムとデジタルサイネージを導入

・事業総額 550万円

内訳:車番認証システム…補助対象経費 400万円

デジタルサイネージ…補助対象経費 120万円

その他対象外経費 30万円

・補助金額 150万円

内訳:補助対象経費 450万円(上限※)×1/3=150万円

※400万円+120万円=520万円と補助対象経費上限450万円を比べて低い額

#### 4. 申請の手続き

##### ○申請時の提出書類

補助金申請をするときは、以下の書類を石油組合または協会に提出してください。

※様式書類及び別紙は協会ホームページよりダウンロードしてください。

※申請用チェックリストを参考に提出書類を揃えてください。

##### ① 補助金交付申請書(様式設備導入第1号)

・申請管理シートも必ず添付すること(申請するSS、申請設備を全て記載)

##### ② 法人の場合は、国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し

国税庁 法人番号公表サイト: <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

##### ③ 申請者の「役員等名簿」(国の指定様式に準じたもの)(細則様式2)

※個人事業者の場合は、代表者(本人)を記載してください

##### ④ 中小企業等(個人事業者を除く)事業規模を確認する書類として、次のいずれかの書類写し

1) 「商業登記簿謄本」(申請日において最新の内容であるもの)

2) 法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書」

3) 「法人事業税・県民税申告書」及び「課税標準の分割に関する明細書」

4) 「法人事業税・県民税申告書」及び「均等割額の計算に関する明細書」

5) 「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)」

※卸売業で申請する場合は、上記1)～5)に加えて、次のいずれかの書類写し

6) 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書等」

7) 「品質維持計画認定申請書」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書」

⑤ 「みなし大企業」(個人事業者を除く)でないことの確認書類として、次の全ての書類写し

1) **直近3年分**の法人税確定申告書の「別表1」(税務署の受付印があるもの)

2) **直近1年分**の法人税確定申告書の「別表2」(税務署の受付印があるもの)

⑥ 申請給油所のBCP(事業継続計画)写し【**「BCP策定済み」とは、P10を参照**】

※中核SS、住民拠点SS以外の申請要件の場合

⑦ 申請資格要件に係る「誓約書」(細則様式1)

⑧ 「暴力団排除に関する誓約書」(別紙)

⑨ 「取得財産等の管理・処分に関する誓約書」(細則様式3)

⑩ 「災害発生時の対応に関する誓約書」(細則様式4)

⑪ 運営者に貸与している者が申請者の場合は、次のいずれかの書類写し

1) 所有者が確認できる当該施設に係る「建物不動産登記簿謄本」、「固定資産税評価証明書」又は「固定資産課税明細書」等

2) 運営者との賃貸借関係を示す「契約書」等

⑫ 2業者以上の競争した見積書写し、又は随意契約の場合は1業者の見積書写し及び選定理由書

※見積書は日付のあるもので、申請日時点で有効期限内のもの。

⑬ 申請する補助対象設備の製品仕様書(パンフレット)等

※同等の相違する製品で競争見積もりを行う場合は、各々の製品仕様書(パンフレット)を提出すること

⑭ 申請給油所の日付入り写真

※給油所の全景写真、現況設備(入換する設備)の写真、増設の場合は申請する設備の設置予定箇所の写真

⑮ 申請給油所等の平面図

※現況設備(入換する設備)、増設の場合は申請する設備の設置予定箇所がわかる形で印をつけること

※地下タンク・配管の記載があること

⑯ その他協会が要請する書類

**※申請給油所がSS過疎地等に所在するか確認してください。**

**P.109、110の一覧で確認し、申請給油所が該当する場合メーカー等で市町村に印をした一覧を申請書に添付してください。**

## 5. 補助金の支払手続き

○実績報告書の提出

全ての設置工事が終了し、設置工事に係る代金の支払いが完了した場合、次の期間内までに実績報告書を提出いただきます。

・補助事業完了後、原則30日以内に提出

・最終提出期限は、2027年2月10日(石油協会必着)

※①POSシステム(AI 給油許可設備を含む)、②車番認証システム、デジタルサイネージの両方を申請した場合、全ての事業完了後に実績報告書を提出

※複数SSで申請している場合、全てのSSの事業完了後に実績報告書を提出

## ○実績報告時の提出書類

実績報告をするときは、以下の書類を石油組合または協会に提出してください。

※様式書類は協会ホームページよりダウンロードしてください。

- ① 実績報告書(様式設備導入第10号)
- ② 「注文書」写し及び「注文請書」写し、又は「契約書」写し
- ③ 施工業者(見積業者、注文請者)が発行した「請求書」写し
- ④ 申請者が代金を支払っていることが確認できる書類写し
  - ・ 支払いは、申請者名義で振込をしてください。
  - ・ なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。
  - ・ **手形による支払は対象外**となりますので注意してください。

### 【金融機関窓口での振込の場合】

- ・ 金融機関の「振込依頼書」(金融機関の受付印があるもの)

### 【インターネットバンキングの場合は下記いずれか】

- ・ 「受付書類」及び「送金結果 (振込み日翌日以降に作成(出力)日付であるもの)」
- ・ 「受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ」
- ・ 「受付書類」及び金融機関から送られてくる「当座勘定照合明細書」

### 【小切手払いの場合】

- ・ 「半券」及び金融機関から送られてくる「当座勘定照合明細書」

### 【現金払いの場合は下記全て】

- ・ 「領収証 (収入印紙のあるもの)」及び「現金出納簿等」
  - ・ 理由書(現金払いした理由書記載)
- ⑤ 設置した補助対象設備の日付入り写真(給油所の全景写真、設置した設備の写真)
    - ※POSシステムについては、設置した設備の写真は、工事工程写真(設置前・撤去中・設置中・設置後)の形で提出すること

※車番認証システム及びデジタルサイネージについては、設置した設備の写真は、工事工程写真(設置前・(入換する場合は)既存設備の撤去後・設置後)の形で提出すること

⑥ 施工業者(見積業者、注文請者)からの次のいずれかの書類写し

- 1) 「納品書」
- 2) 「検収書」
- 3) 「作業報告書」
- 4) その他設置したことがわかる書類

⑦ 消防申請を行った場合は、次の書類写し

- 1) 「変更許可申請書」(消防の受付印があるもの)
- 2) 「許可証」
- 3) 「完成検査申請書」(消防の受付印があるもの)
- 4) 「完成検査済証」

※仮使用承認申請の消防納付金が補助対象経費にある場合は、上記 1)～4)に加えて次の書類写し

- 5) 「仮使用承認申請書」(消防の受付印があるもの)
- 6) 「仮使用承認証」

⑧ 消防届出がある場合は「軽微な変更届出書」写し

⑨ 「取得財産等管理明細表」(様式設備導入第18号)

⑩ その他協会が要請する書類

## 6. 実績報告及び支払等に関する注意事項

・発注した設備の設置、代金支払い等が遅れた事により、実績報告書の提出が間に合わなかった場合も補助金交付の対象外となりますので、発注予定先と十分調整の上、申請してください。

・発注先との契約は、協会から送付する「交付決定通知書」の日付以降で交わしてください。事前に契約(受発注)した場合は、補助金交付の対象外となります。

・協会から申請者への補助金のお支払いは、実績報告書及び添付書類で申請給油所の要件や代金支払い等の確認を行い、最終的な補助金額をお知らせする「額の確定通知書」を送付します。

・申請内容と相違する実績内容であった場合、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができません。

・補助金額の確定は、施工業者(見積業者、注文請者)への支払実績に基づき確定します。

※支払実績に基づく確定となるため、一旦全額を負担する必要があります。

※金融機関への払込み手続において代金支払額から送金手数料を差し引いた場合、値引きの場合は、補助金の額が減額となる場合があります。

#### 7. 補助金支払請求書の提出

協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要事項を記載のうえ、石油組合または協会に提出してください。

※様式書類は協会ホームページよりダウンロードしてください。

#### ○補助金支払請求書(様式設備導入第16号)

※補助金のお支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

## (6)灯油タンク等スマートセンサー整備事業

### 1. 申請者資格

#### ○「災害発生時の対応に関する誓約書」を提出(誓約)する下記の社(者)

・下記いずれかの品質確保法登録給油所を運営する揮発油販売業者

①中核SS

②住民拠点SS

③BCP(事業継続計画)策定済みのSS【「BCP策定済み」とは、P10を参照】

※揮発油販売業者とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条の登録事業者

※様式は協会ホームページよりダウンロードしてください。

※申請用チェックリストを参考に提出書類を揃えてください。

※補助対象設備に関し、他の国庫補助金と重複して利用することはできません。

※1事業者1給油所までの申請となります。

#### ○災害対応要件

※災害対応要件を実施するのに必要なメールアドレスが登録できない場合は、申請できません。補助金受給者は、次の災害対応要件について実施・同意する義務が生じます。(補助金交付申請時に誓約書を提出)

- ①補助対象設備の損傷や従業員の負傷により、事業継続が困難となった場合を除き、地域住民や被災者等への燃料供給を継続すること。
- ②病院等重要施設や電源車への燃料供給、避難所への配送など国や自治体等の要請に応じた災害対応への協力を行うこと。
- ③申請給油所等の立地する都道府県内で震度5強以上の地震(当該設置場所の立地地域の震度が5弱以下でも対象となる)、津波、噴火、台風、洪水等の災害が発生した場合又は資源エネルギー庁から要請を受けた場合は、「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。
- ④資源エネルギー庁の実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ協力すること。

※「災害対応要件」は、本事業を利用して取得した設備の処分制限期間終了後も対応を求められることとなります。

※誓約に反した場合は、**補助金の返還対象**となりますので、上記内容を十分に理解した上で申請してください。

## 2. 補助対象設備・補助対象経費

### ○補助対象設備

スマートセンサー(※中古品も対象です。)

### ○補助対象設備の条件

- ①タンク内の液面レベルを検知し、無線で在庫量データをクラウド環境に蓄積することができるもの。
- ②配送先である家庭の灯油タンク等に設置するものに限る(所有名義は申請者)
- ③設置して稼働できる申請に限る(単なる購入は不可)。

※実績報告時に提出頂く「設置場所のリスト」で確認できる台数を補助対象とします。

### ○補助対象経費

- ①本体購入費
- ②設置工事費(補助対象設備の設置に直接必要なものに限る。)

#### ※主な補助対象外

- ・消費税、諸経費、一般管理費、保守費、通信利用料、システム料、消防手続費
- ・分割払いによる購入やリースによる導入

## 3. 補助金上限額

○1事業者あたりの補助率及び補助金交付限度額は、下表の通りです。

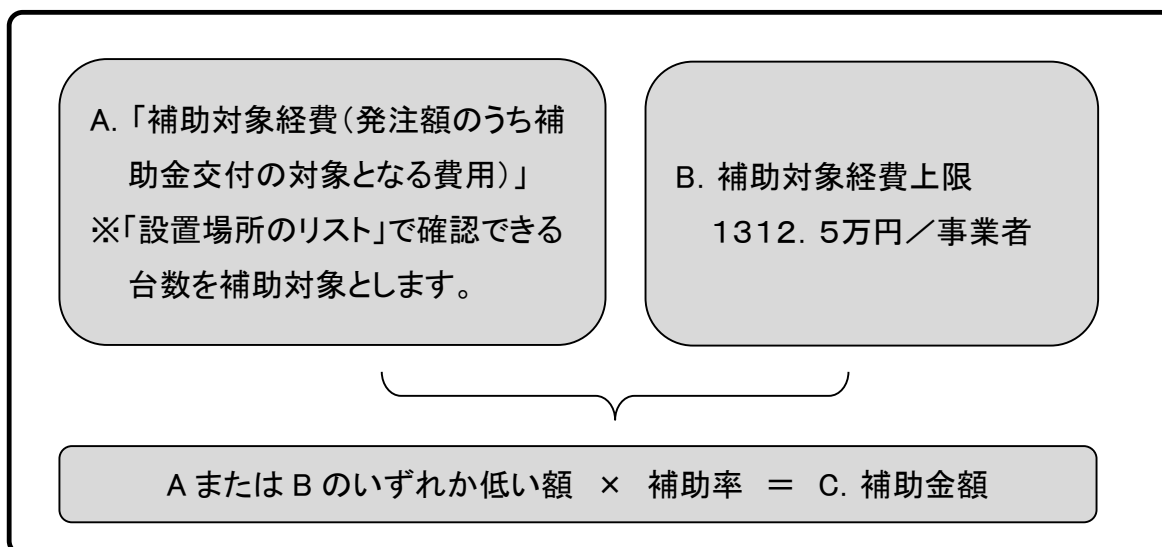
企業規模	補助対象経費上限額	補助率	補助金上限額
中小企業等	1,312.5万円／事業者	2／3	875万円／事業者
非中小企業		1／3	437.5万円／事業者

※1事業者あたり、補助金上限額:875万円

※全体予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請者を対象に、予算の範囲内で補助率を按分して交付決定します。

※本事業は揮発油販売業者あたり1回のみ申請が可能です。申請の際は運営SSの中から任意の1SSを申請給油所等として選定してください。

## ○補助金額の算出方法(1事業者あたり)



## 4. 申請の手続き

### ○申請時の提出書類

補助金申請をするときは、以下の書類を石油組合または協会に提出してください。

※様式書類及び別紙は協会ホームページよりダウンロードしてください。

※申請用チェックリストを参考に提出書類を揃えてください。

#### ① 補助金交付申請書(様式設備導入第1号)

・ 申請管理シートも必ず添付すること(申請するSS、申請設備を全て記載)

#### ② 法人の場合は、国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し

国税庁 法人番号公表サイト: <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

#### ③ 申請者の「役員等名簿」(国の指定様式に準じたもの)(細則様式2)

※個人事業者の場合は、代表者(本人)を記載してください

#### ④ 中小企業等(個人事業者を除く)事業規模を確認する書類として、次のいずれかの書類写し

1) 「商業登記簿謄本」(申請日において最新の内容であるもの)

2) 法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書」

3) 「法人事業税・県民税申告書」及び「課税標準の分割に関する明細書」

4) 「法人事業税・県民税申告書」及び「均等割額の計算に関する明細書」

5) 「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)」

※卸売業で申請する場合は、上記1)～5)に加えて、次のいずれかの書類写し

6) 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書等」

- 7) 「品質維持計画認定申請書」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書」
- ⑤ 「みなし大企業」(個人事業者を除く)でないことの確認書類として、次の全ての書類写し
- 1) **直近3年分**の法人税確定申告書の「別表1」(税務署の受付印があるもの)
  - 2) **直近1年分**の法人税確定申告書の「別表2」(税務署の受付印があるもの)
- ⑥ 申請給油所のBCP(事業継続計画)写し【**「BCP策定済み」とは、P10を参照**】
- ※中核SS、住民拠点SS以外の申請要件の場合
- ⑦ 申請資格要件に係る「誓約書」(細則様式1)
  - ⑧ 「暴力団排除に関する誓約書」(別紙)
  - ⑨ 「取得財産等の管理・処分に関する誓約書」(細則様式3)
  - ⑩ 「災害発生時の対応に関する誓約書」(細則様式4)
  - ⑪ 2業者以上の競争した見積書写し、又は随意契約の場合は1業者の見積書写し及び選定理由書
- ※見積書は日付のあるもので、申請日時点で有効期限内のもの。
- ⑫ 申請する補助対象設備の製品仕様書(パンフレット)等
- ※同等の相違する製品で競争見積もりを行う場合は、各々の製品仕様書(パンフレット)を提出すること
- ⑬ 設置予定場所のリスト(個人情報に該当しないもの)
- ※記載例 ○○市 500世帯、○○郡○○町 300世帯…
- ⑭ その他協会が要請する書類

## 5. 補助金の支払手続き

### ○実績報告書の提出

全ての設置工事が終了し、設置工事に係る代金の支払いが完了した場合、次の期間内までに実績報告書を提出いただきます。

・**補助事業完了後、原則30日以内に提出**

・**最終提出期限は、2027年2月10日(石油協会必着)**

### ○実績報告時の提出書類

実績報告をするときは、以下の書類を石油組合または協会に提出してください。

※様式書類は協会ホームページよりダウンロードしてください。

- ① 実績報告書(様式設備導入第10号)
- ② 「注文書」写し及び「注文請書」写し、又は「契約書」写し

- ③ 施工業者(見積業者、注文請者)が発行した「請求書」写し
- ④ 申請者が代金を支払っていることが確認できる書類写し
  - ・ 支払いは、申請者名義で振込をしてください。
  - ・ なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。
  - ・ **手形による支払は対象外**となりますので注意してください。

#### 【金融機関窓口での振込の場合】

- ・ 金融機関の「振込依頼書」(金融機関の受付印があるもの)

#### 【インターネットバンキングの場合は下記いずれか】

- ・ 「受付書類」及び「送金結果 (振込み日翌日以降に作成(出力)日付であるもの)」
- ・ 「受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ」
- ・ 「受付書類」及び金融機関から送られてくる「当座勘定照合明細書」

#### 【小切手払いの場合】

- ・ 「半券」及び金融機関から送られてくる「当座勘定照合明細書」

#### 【現金払いの場合は下記全て】

- ・ 「領収証 (収入印紙のあるもの)」及び「現金出納簿等」
- ・ 理由書(現金払いした理由書記載)
- ⑤ 設置した補助対象設備の日付入り写真(給油所の全景写真、設置した設備の写真)
  - ※設置した設備の写真は、設置後の状態のもので⑦の「設置場所のリスト」から任意の1ヶ所分。場所を書き添えること。
- ⑥ 施工業者(見積業者、注文請者)からの次のいずれかの書類写し
  - 1) 「納品書」
  - 2) 「検収書」
  - 3) 「作業報告書」
  - 4) その他設置したことがわかる書類
- ⑦ 設置場所のリスト(設置事業者に提出したもの又は、設置事業者において管理・運営されているシステムに登録した情報を列記したもの。)
- ⑧ 「取得財産等管理明細表」(様式設備導入第18号)
- ⑨ その他協会が要請する書類

#### 6. 実績報告及び支払等に関する注意事項

- ・ 発注した設備の設置、代金支払い等が遅れた事により、実績報告書の提出が間に合わなかった場合も補助金交付の対象外となりますので、発注予定先と十分調整の上、申請してください。

- ・発注先との契約は、協会から送付する「交付決定通知書」の日付以降で変わしてください。事前に契約(受発注)した場合は、補助金交付の対象外となります。
- ・協会から申請者への補助金のお支払いは、実績報告書及び添付書類で申請給油所の要件や代金支払い等の確認を行い、最終的な補助金額をお知らせする「額の確定通知書」を送付します。
- ・申請内容と相違する実績内容であった場合、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができません。
- ・補助金額の確定は、施工業者(見積業者、注文請者)への支払実績に基づき確定します。

※支払実績に基づく確定となるため、一旦全額を負担する必要があります。

※金融機関への払込み手続において代金支払額から送金手数料を差し引いた場合、値引きの場合は、補助金の額が減額となる場合があります。

#### 7. 補助金支払請求書の提出

協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要事項を記載のうえ、石油組合または協会に提出してください。

※様式書類は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

#### ○補助金支払請求書(様式設備導入第16号)

※補助金のお支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

## (7)官公需システム整備事業

本事業は、石油組合が国や独立行政法人、地方自治体等からの物品購入に係る発注を受注するためにその構成員の給油所等に設置する設備に要する経費に対し、当該経費の一部を補助する事業です。

### 1. 申請者資格

BCP策定済み石油組合【「BCP策定済み」とは、P10を参照】

「石油組合」とは、揮発油販売業者を構成員とする中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された区域を組合の地区と定めた商業組合並びに揮発油販売業者を直接又は間接の構成員とする中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された都道府県の区域を組合の地区と定めた事業協同組合（事業協同組合を会員とする協同組合連合会を含む）をいい、北海道にあっては、道の区域を組合の地区とする協同組合連合会の会員である事業協同組合をいいます。

### 2. 「官公需システム」の補助の対象となる費用

補助対象経費の上限：3,000万円

補助率：2/3

補助金上限額：2,000万円

補助金交付の対象となる費用は、次の費用です。

※全体予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請者を対象に、予算の範囲内で補助率を按分して交付決定します。

- ①タブレット
- ②プリンター
- ③ICカードリーダー
- ④Wi-Fiルーター
- ⑤SIMカード

※中古品も対象です。

※金融機関に対する振込み手数料は対象外となります。

**〔交付申請に必要な書類〕** 各様式は協会ホームページからダウンロードしてください

申請から補助金交付までの流れ

1) 交付申請 (石油組合 → 石油協会)

①補助金交付申請書 (様式設備導入第1号)

**※法人番号の検索結果は申請書に必ず添付**

②申請資格要件にかかる「誓約書」(細則様式1)

③暴力団排除に関する誓約書 (交付規定別紙)

④申請者の「役員等名簿」(細則様式2)

⑤取得財産等の管理・処分に関する誓約書 (細則様式3)

⑥2社以上の競争した見積書写し、又は随意契約の場合は1業者の見積書写し及び選定理由書

⑦申請する補助対象設備の製品仕様書等

⑧設置予定場所のリスト (個人情報に該当しないもの)

⑨BCP策定済み石油組合であることが分かる書類写し【「BCP策定済み」とは、P10を参照】

⑩その他、協会が必要に応じて要請する書類

2) 交付決定通知書 (石油協会 → 石油組合)

3) 交付決定通知日以降の日付で契約、発注 → 納品

4) 実績報告書 (石油組合 → 石油協会)

**実績報告書の提出：補助事業完了後、30日以内に提出してください。**

**※最終提出期限：2027年2月10日 (石油協会着)**

**納期が遅れたことにより、実績報告書の提出が間に合わなかった場合も補助金交付の対象外となりますので、発注先と充分調整の上、申請してください。**

**〔実績報告に必要な書類〕** 各様式は協会ホームページからダウンロードしてください

- ① 「補助事業実績報告書（様式設備導入第10号）」
- ② 「注文書」及び「注文請書」写し又は「契約書」写し
- ③ 「請求書」写し
- ④ 申請者が代金を支払っていることが確認できる書類  
（金融機関の「振込依頼書」写し）
- ⑤ 設置した補助対象設備の日付入り写真  
※設置した設備の写真は、設置後の状態のもので⑦の「設置場所のリスト」から任意の1ヶ所分。場所を書き添えること。
- ⑥ 設置業者等から次のいずれかの書類
  - 1)納品書写し
  - 2)検収書写し
  - 3)作業報告書写し
  - 4)その他設置したことがわかる書類
- ⑦ 設置場所のリスト（設置事業者に提出したもの又は設置事業者において管理・運営されているシステムに登録した情報を列記したもの。）
- ⑧ 取得財産等管理明細表（様式設備導入第18号）
- ⑨ その他協会が要請する書類

## IV. 補助金受給後に生じる義務

- 補助金の返還に関する重要なことを記載しています。
- 申請者の方は、以下の点を必ずご確認ください。

### (1) 財産管理

本事業は、設備本体に対して補助金が交付されるため、各設備毎に定められた処分制限期間中、申請者(補助金受給者)は下記の財産管理を行う義務が生じます。適切・確実な財産管理を行うとともに、実績報告書の提出時には「取得財産等管理明細表(様式設備導入第18号)」を必ず添付してください(記入例 P106~108を参照ください)。

### (2) 対象となる財産

取得価格が単価50万円(消費税抜き)以上の設備

### (3) 処分制限期間

#### 【新品の場合】

補助対象設備名	処分制限期間
水検知計量機	8年
地下タンク	8年
地上タンク、地上配管	15年
樹脂製配管(樹脂被覆配管含む)	8年
電気防食システム	8年
精密油面計	8年
SIR システム	8年
官公需システム	5年
POSシステム(AI 給油許可設備含む)	5年
車番認証システム	5年
デジタルサイネージ	5年
タンクローリー(総排気量 2,000CC 以下)	3年
タンクローリー(総排気量 2,000CC 超)	4年
灯油タンク等スマートセンサー	5年

【中古の場合】 ※国税庁ホームページより

経過年数	処分制限期間
・上記「新品」の処分制限期間の全てを経過している場合	「新品の処分制限期間×20%」の期間
・上記「新品」の処分制限期間の一部を経過している場合	「(新品の処分制限期間－経過年数) ＋(経過年数×20%)」の期間
<p>○算出した年数に1年未満の端数があるときは、端数は切り捨てます。</p> <p>○算出した年数が2年に満たない場合は、2年とします。</p> <p>&lt;計算例&gt;</p> <p>新品の処分制限期間:8年(経過年数:4年の場合)</p> <p>(8年－4年)＋(4年×20%)＝4.8年→<u>4年</u>(端数切り捨て)</p>	

(注意)

○「処分制限期間」は、補助事業上の処分制限期間を示しているもので、取得した財産を償却する際の法定耐用年数を示しているものではありません。

#### (4) 財産処分の定義

○補助事業上の財産の「処分」とは次のものをいいます。

処分方法	処分内容
転用	取得した設備・機器の所有者の変更を伴わない目的外使用 (SS 廃止等に伴い設備・機器を使用しなくなる場合も含みます)
譲渡	取得した設備・機器の所有者の変更
交換	取得した設備・機器と他人の所有する他の財産との交換
貸付け	取得した設備・機器の所有者の変更を伴わない使用者の変更
担保に供する処分	取得した設備・機器に対する抵当権、その他の担保権の設定
取壊し	取得した設備・機器の使用を止め、取り壊すこと
廃棄	取得した設備・機器の使用を止め、廃棄処分すること

#### (5) 処分制限期間中の財産管理の方法

- 「取得財産等管理台帳(様式設備導入第17号)」を作成し、申請者自身で管理する。
- 「取得財産等管理明細表(様式設備導入第18号)」を作成し、毎年度更新する。

#### (6) 処分制限期間中の財産処分

- 処分制限期間中は、取得した設置設備を協会の許可なく「処分」することはできません。
- やむを得ず処分しなければならない場合は、事前に協会に対し「財産処分承認申請書(様式設備導入第19号)」を提出して協会の承認を受けなければなりません。
- SS 廃止等により、設備を使用しなくなる場合であっても、処分に該当します。廃止届を経産局に出される前に処分申請手続きを行ってください。
- 協会の処分承認を得て処分する場合でも、原則、国の規定に基づき受給した補助金の一部又は全部の返還が必要です。
- 補助金返還額は設備取得に係る処分制限期間に応じた処分時点の未償却残額の補助金相当分となります。処分により、別途、収益が発生している場合はその額を含めた額となります。
- 万一、協会の許可なく処分してしまった場合は「交付決定取消し」となる場合があります。「交付決定取消し」となった場合、受給した補助金に国の規定に基づく「加算金」を加えた額を協会を通じ国に返還しなければなりませんので、ご注意ください。

# 記入例（設備関係）

（様式設備導入第18号）

## 取得財産等管理明細表（2026年度）

申請設備毎の承認番号を記載し、  
各々の設備で作成する

交付承認番号 ー7補ーー号  
住所  
氏名又は名称（補助金関係）  
及び代表者名  
電話番号 担当者

脚注2（イ）～（リ）の中から該当する区分記号及び設備名を記載する

官公需システム及び灯油等スマート  
センサーで単価表示がある場合の例  
申請者の償却資産台帳において単価  
表示及び数量が表示され単価が50  
万円（消費税抜き）未満の場合は取得  
財産の処分制限にはかかりません。本  
様式の提出等は不要です。

区分	(ホ)	設備の型式番号を記載する		
財産名	水検知計量機			
規格				
数量	一式	補助金額を記載するのではなく、 取得費（消費税抜き）を記載する		
単価	円		円	円
金額	円	供用を開始した日を記載	円	円
取得年月日				
耐用年数	8年	設備毎の処分制限期間を記載する（P103参照） ※減価償却の際の耐用年数ではありません ※中古の場合はP104を参照		年
保管場所	〇〇給油所			
補助率	2/3以下	施設名を記載する		
備考	設置費込み			

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程第24条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（イ）燃料貯蔵タンク等の大型化等工事、（ロ）電気防食システム、（ハ）精密油面計、（ニ）統計学漏えい監視システム、（ホ）水検知計量機、（ヘ）緊急配送用ローリー、（ト）POSシステム、（チ）灯油タンク等スマートセンサー（リ）官公需システム、（ヌ）自家発電設備、（ル）高機能門型洗車機、（ヲ）車検・整備設備、（ワ）板金・塗装設備、（カ）その他とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。

# 記入例（入換又は漏えい防止）

（様式設備導入第18号）

## 取得財産等管理明細表（2026年度）

申請設備毎の承認番号を記載し、  
各々の設備で作成する

交付承認番号 ー7補ーー号  
住所  
氏名又は名称（補助金受給者）  
及び代表者名 印  
電話番号 担当者

区分欄には、（イ）～（ニ）の中から該当する区分記号及び設備名を記載する  
（漏えい防止は、例示のため右側に記載していますが、実際に提出する際には、左側に記載してください）

区 分	イ			ハ
財 産 名	地下タンク・地下配管		設備の型式番号を記載する	精密油面計
規 格	二重殻・樹脂製			油面センサー、屋内表示盤
数 量	一式			一式
単 価		円		円
金 額		円	円	円
取得年月日				
耐用年数	8年			8年
保管場所	〇〇給油所		申請給油所等名を記載する	〇△給油所
補助率	2/3以下			2/3以下
備 考	設置費込み		過疎地域のタンク大型化（中小企業のみ）3/4以下の時がある	設置費込み

- （注）1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程第24条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（イ）燃料貯蔵タンク等の大型化等工事、（ロ）電気防食システム、（ハ）精密油面計、（ニ）統計学漏えい監視システム、（ホ）水検知計量機、（へ）緊急配送用ローリー、（ト）POSシステム、（チ）灯油タンク等スマートセンサー（リ）官公需システム、（ヌ）自家発電設備、（ル）高機能門型洗車機、（ヲ）車検・整備設備、（ワ）板金・塗装設備、（カ）その他とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。

# 記入例（緊急配送用ローリー）

## 取得財産等管理明細表（2026年度）

交付承認番号 **配送-7補** - - 号  
 住 所  
 氏名又は名称 （補助金受給者）  
 及び代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話番号 \_\_\_\_\_ 担当者

区 分	^				
財 産 名	緊急配送用ローリー	車両ナンバーを記載			
規 格			購入金額（税込総額）を記載		
数 量	一式				
単 価		円	円	円	円
金 額		円	最後に支払いをした日	円	円
取得年月日			処分制限期間を記載		
耐用年数	4 年	+	（減価償却する際の耐用年数ではなく、本事業上の処分制限期間）		
保管場所	〇〇給油所		中古の場合はP104を参照		
補 助 率	2/3以下				
備 考		ローリーの設置場所名を記載する			

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程第24条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ)燃料貯蔵タンク等の大型化等工事、(ロ)電気防食システム、(ハ)精密油面計、(ニ)統計学漏えい監視システム、(ホ)水検知計量機、(ヘ)緊急配送用ローリー、(ト)POSシステム、(チ)灯油タンク等スマートセンサー(リ)官公需システム、(ヌ)自家発電設備、(ル)高機能門型洗車機、(ヲ)車検・整備設備、(ワ)板金・塗装設備、(カ)その他とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。

## 市町村別に見るSS過疎の状況

資料：令和7年3月31日時点SS登録データによる

令和7年3月31日時点市町村数：1,718（東京特別区を除く）

### <SS数が少ない市町村>

※3箇所以下 計381市町村

#### SS数が0箇所：11町村

1 青森県	西目屋村	8	和歌山県	北山村
2 埼玉県	東秩父村	9	山口県	和木町
3 富山県	舟橋村	10	高知県	田野町
4 大阪府	豊能町	11	沖縄県	東村
5 奈良県	三宅町			
6 奈良県	上牧町			
7 奈良県	黒滝村			

#### SS数が1箇所：97町村

1 北海道	木古内町	66	奈良県	御杖村
2 北海道	二セコ町	67	奈良県	高取町
3 北海道	泊村	68	奈良県	明日香村
4 北海道	神恵内村	69	奈良県	王寺町
5 北海道	赤井川村	70	奈良県	野迫川村
6 北海道	上砂川町	71	奈良県	北上山村
7 北海道	月形町	72	奈良県	川上村
8 北海道	秩父別町	73	奈良県	東吉野村
9 北海道	北竜町	74	和歌山県	美浜町
10 北海道	比布町	75	和歌山県	太地町
11 北海道	音威子府村	76	和歌山県	古座川町
12 北海道	初山別村	77	鳥根県	知夫村
13 青森県	蓬田村	78	岡山県	新庄村
14 青森県	田舎館村	79	岡山県	西栗倉村
15 青森県	風間浦村	80	山口県	阿武町
16 秋田県	大湯村	81	徳島県	佐那河内村
17 山形県	金山町	82	高知県	北川村
18 福島県	檜枝岐村	83	高知県	大川村
19 福島県	湯川村	84	高知県	三原村
20 福島県	三島町	85	福岡県	小竹町
21 福島県	昭和村	86	福岡県	赤村
22 福島県	中島村	87	熊本県	水上村
23 福島県	葛尾村	88	鹿児島県	三島村
24 群馬県	上野村	89	沖縄県	大宜味村
25 群馬県	南牧村	90	沖縄県	嘉手納町
26 群馬県	高山村	91	沖縄県	渡嘉敷村
27 群馬県	明和町	92	沖縄県	粟園村
28 埼玉県	越生町	93	沖縄県	渡名喜村
29 埼玉県	横瀬町	94	沖縄県	南大東村
30 埼玉県	長瀬町	95	沖縄県	北大東村
31 千葉県	長柄町	96	沖縄県	伊是名村
32 東京都	利島村	97	沖縄県	多良間村
33 東京都	御蔵島村			
34 東京都	青ヶ島村			
35 神奈川県	二宮町			
36 神奈川県	松田町			
37 神奈川県	開成町			
38 神奈川県	真鶴町			
39 神奈川県	清川村			
40 新潟県	粟島浦村			
41 山梨県	西桂町			
42 山梨県	鳴沢村			
43 山梨県	小菅村			
44 長野県	北相木村			
45 長野県	平谷村			
46 長野県	根羽村			
47 長野県	売木村			
48 長野県	天龍村			
49 長野県	泰阜村			
50 長野県	豊丘村			
51 長野県	王滝村			
52 長野県	麻績村			
53 長野県	生坂村			
54 長野県	朝日村			
55 長野県	高山村			
56 長野県	木島平村			
57 長野県	小川村			
58 岐阜県	富加町			
59 岐阜県	東白川村			
60 静岡県	西伊豆町			
61 京都府	井手町			
62 京都府	南山城村			
63 大阪府	島本町			
64 兵庫県	播磨町			
65 奈良県	三郷町			

#### SS数が2箇所：129市町村

1 北海道	歌志内市	76	長野県	栄村
2 北海道	新篠津村	77	岐阜県	北方町
3 北海道	島牧村	78	岐阜県	白川村
4 北海道	寿都町	79	愛知県	大治町
5 北海道	真狩村	80	三重県	木曾岬町
6 北海道	留寿都村	81	滋賀県	甲良町
7 北海道	京極町	82	京都府	宇治田原町
8 北海道	古平町	83	京都府	笠置町
9 北海道	仁木町	84	大阪府	笠岡町
10 北海道	浦臼町	85	大阪府	田尻町
11 北海道	沼田町	86	大阪府	太子町
12 北海道	鷹栖町	87	大阪府	河南町
13 北海道	上富良野町	88	奈良県	斑鳩町
14 北海道	剣淵町	89	奈良県	安堵町
15 北海道	幌加内町	90	奈良県	曾根村
16 北海道	小平町	91	奈良県	下市町
17 北海道	苫前町	92	和歌山県	九度山町
18 北海道	幌延町	93	和歌山県	高野町
19 北海道	津別町	94	鳥取県	若美町
20 北海道	小清水町	95	鳥取県	若桜町
21 北海道	置戸町	96	鳥取県	三朝町
22 北海道	滝上町	97	鳥取県	江府町
23 北海道	西興部村	98	岡山県	奈義町
24 北海道	陸別町	99	岡山県	久米南町
25 北海道	鶴居村	100	広島県	海田町
26 青森県	今別町	101	山口県	上関町
27 青森県	佐井村	102	徳島県	勝浦町
28 岩手県	住田町	103	徳島県	上勝町
29 宮城県	七ヶ宿町	104	愛媛県	松野町
30 秋田県	上小阿仁村	105	高知県	東洋町
31 秋田県	井川町	106	高知県	奈半利町
32 秋田県	東成瀬村	107	高知県	安田町
33 山形県	舟形町	108	高知県	馬路村
34 山形県	西形町	109	高知県	芸西村
35 山形県	白鷹町	110	福岡県	芦屋町
36 福島県	鮫川村	111	福岡県	遠賀町
37 福島県	玉川村	112	福岡県	鞍手町
38 福島県	浅川町	113	福岡県	東峰村
39 福島県	楳葉町	114	福岡県	幸田町
40 福島県	川内村	115	福岡県	大任町
41 福島県	大熊町	116	福岡県	吉富町
42 群馬県	神流町	117	佐賀県	上峰町
43 群馬県	下仁田町	118	熊本県	玉東町
44 群馬県	草津町	119	熊本県	産山村
45 群馬県	川場村	120	熊本県	湯前町
46 群馬県	千代田町	121	熊本県	五木村
47 埼玉県	宮代町	122	大分県	姫島村
48 千葉県	神崎町	123	宮崎県	西米良村
49 千葉県	一宮町	124	宮崎県	諸塚村
50 千葉県	睦沢町	125	鹿児島県	宇検村
51 千葉県	御宿町	126	沖縄県	今帰仁村
52 東京都	清瀬市	127	沖縄県	座間味村
53 東京都	檜原村	128	沖縄県	伊平屋村
54 東京都	奥多摩町	129	沖縄県	久米島町
55 東京都	神津島村			
56 石川県	川北町			
57 石川県	内灘町			
58 石川県	宝達志水町			
59 福井県	池田町			
60 山梨県	早川町			
61 山梨県	道志村			
62 山梨県	丹波山村			
63 長野県	南相木村			
64 長野県	青木村			
65 長野県	飯島町			
66 長野県	下條村			
67 長野県	大鹿村			
68 長野県	上松町			
69 長野県	木祖村			
70 長野県	大桑村			
71 長野県	山形村			
72 長野県	池田町			
73 長野県	松川村			
74 長野県	小谷村			
75 長野県	飯綱町			

#### SS数が3箇所：144市町村

1 北海道	福島町	76	福井県	永平寺町
2 北海道	知内町	77	福井県	美浜町
3 北海道	鹿部町	78	福井県	高浜町
4 北海道	江差町	79	山梨県	忍野村
5 北海道	厚沢部町	80	長野県	下諏訪町
6 北海道	乙部町	81	長野県	原村
7 北海道	黒松内町	82	長野県	中川村
8 北海道	喜茂別町	83	長野県	富田村
9 北海道	奈井江町	84	長野県	喬木村
10 北海道	新十津川町	85	長野県	筑北村
11 北海道	妹背牛町	86	長野県	野沢温泉村
12 北海道	雨音町	87	岐阜県	関ヶ原町
13 北海道	東神楽町	88	岐阜県	神戸町
14 北海道	愛別町	89	岐阜県	安八町
15 北海道	東川町	90	岐阜県	坂祝町
16 北海道	中富良野町	91	岐阜県	七宗町
17 北海道	南富良野町	92	岐阜県	御嵩町
18 北海道	占冠村	93	静岡県	松崎町
19 北海道	下川町	94	愛知県	東栄町
20 北海道	利尻町	95	愛知県	豊根村
21 北海道	美深町	96	三重県	東員町
22 北海道	中川町	97	三重県	朝日町
23 北海道	増毛町	98	京都府	大山崎町
24 北海道	遠別町	99	大阪府	藤井寺市
25 北海道	猿払村	100	大阪府	千早赤阪村
26 北海道	中頓別町	101	奈良県	山添村
27 北海道	礼文町	102	奈良県	平群町
28 北海道	利尻村	103	奈良県	天川村
29 北海道	清里町	104	奈良県	下北山村
30 北海道	訓子府町	105	和歌山県	日高町
31 北海道	興部町	106	鳥取県	日野町
32 北海道	豊浦町	107	鳥取県	川本町
33 北海道	壮瞥町	108	鳥取県	西土町
34 北海道	厚岸町	109	鳥取県	海ノ島町
35 北海道	中札内村	110	岡山県	里庄町
36 北海道	羅臼町	111	広島県	府中町
37 青森県	平内町	112	広島県	熊手町
38 青森県	外ヶ浜町	113	広島県	坂町
39 青森県	大鰐町	114	徳島県	神山町
40 青森県	大間町	115	香川県	直島町
41 青森県	階上町	116	香川県	琴平町
42 青森県	新郷村	117	高知県	山本町
43 岩手県	平泉町	118	高知県	越知町
44 岩手県	菅代村	119	高知県	津野町
45 秋田県	藤里町	120	福岡県	須恵町
46 山形県	朝日町	121	福岡県	岡垣町
47 山形県	鮭川村	122	福岡県	桂川町
48 山形県	三川町	123	福岡県	大刀洗町
49 福島県	桑折町	124	福岡県	上毛町
50 福島県	鏡石町	125	佐賀県	吉野ヶ里町
51 福島県	磐梯町	126	佐賀県	玄海町
52 福島県	柳津町	127	佐賀県	大町町
53 福島県	泉崎村	128	佐賀県	江北町
54 福島県	広野町	129	長崎県	東彼杵町
55 福島県	新地町	130	長崎県	小値賀町
56 埼玉県	滑川町	131	熊本県	南小国町
57 埼玉県	鳩山町	132	熊本県	西原村
58 埼玉県	ときがわ町	133	熊本県	津奈木町
59 埼玉県	美里町	134	熊本県	山江村
60 埼玉県	神川町	135	熊本県	球磨村
61 埼玉県	松伏町	136	宮崎県	綾町
62 千葉県	九十九里町	137	宮崎県	木城町
63 千葉県	長南町	138	宮崎県	椎葉村
64 千葉県	鏡南町	139	鹿児島県	大和村
65 東京都	小金井市	140	沖縄県	恩納村
66 東京都	狛江市	141	沖縄県	宜野座村
67 東京都	日の出町	142	沖縄県	金武町
68 東京都	新島村	143	沖縄県	伊江村
69 東京都	小笠原村	144	沖縄県	与那原町
70 神奈川県	逗子市			
71 神奈川県	大磯町			
72 神奈川県	中井町			
73 新潟県	出雲崎町			
74 新潟県	津南町			
75 新潟県	刈羽村			

居住地から最寄りSSまでの道路距離が15km以上のエリアが所在している市町村一覧（291市町村）

資料：令和7年3月31日時点SS登録データによる  
 令和7年3月31日時点市町村数：1,716（東京特別区を除く）  
 赤字はSS通過地、括弧内の数字は市町村内のSS数

1	北海道	旭川市 (76)	76	青森県	むつ市 (34)	151	福井県	若狭町 (11)	226	山口県	周防大島町 (8)
2	北海道	釧路市 (53)	77	青森県	佐井村 (2)	152	山梨県	甲府市 (52)	227	徳島県	阿南市 (31)
3	北海道	帯広市 (53)	78	岩手県	盛岡市 (51)	153	山梨県	山梨市 (14)	228	徳島県	三好市 (19)
4	北海道	岩見沢市 (24)	79	岩手県	宮古市 (25)	154	山梨県	早川町 (2)	229	徳島県	那賀町 (11)
5	北海道	留萌市 (9)	80	岩手県	花巻市 (35)	155	山梨県	身延町 (8)	230	徳島県	美波町 (4)
6	北海道	紋別市 (15)	81	岩手県	北上市 (22)	156	山梨県	南部町 (6)	231	徳島県	海陽町 (7)
7	北海道	根室市 (17)	82	岩手県	久慈市 (17)	157	長野県	松本市 (76)	232	徳島県	つるぎ町 (6)
8	北海道	深川市 (12)	83	岩手県	一関市 (44)	158	長野県	飯田市 (40)	233	徳島県	東みよし町 (11)
9	北海道	伊達市 (14)	84	岩手県	陸前高田市 (7)	159	長野県	諏訪市 (18)	234	愛媛県	宇和島市 (42)
10	北海道	石狩市 (27)	85	岩手県	釜石市 (10)	160	長野県	伊那市 (25)	235	愛媛県	西条市 (44)
11	北海道	当別町 (6)	86	岩手県	八幡平市 (17)	161	長野県	大町市 (10)	236	愛媛県	大洲市 (22)
12	北海道	八雲町 (10)	87	岩手県	奥州市 (45)	162	長野県	安曇野市 (32)	237	愛媛県	四国中央市 (28)
13	北海道	長万部町 (4)	88	岩手県	平石町 (6)	163	長野県	佐久穂町 (7)	238	愛媛県	西予市 (25)
14	北海道	上ノ国町 (4)	89	岩手県	菊巻町 (5)	164	長野県	富士見町 (9)	239	愛媛県	東温市 (11)
15	北海道	厚沢部町 (3)	90	岩手県	岩手町 (8)	165	長野県	天龍村 (1)	240	愛媛県	久万高原町 (9)
16	北海道	今金町 (4)	91	岩手県	住田町 (2)	166	長野県	泰阜村 (1)	241	愛媛県	内子町 (10)
17	北海道	せたな町 (6)	92	岩手県	大槌町 (4)	167	長野県	高山村 (1)	242	愛媛県	愛南町 (13)
18	北海道	黒松内町 (3)	93	岩手県	岩沢町 (8)	168	長野県	山ノ内町 (6)	243	高知県	香戸市 (8)
19	北海道	蘭越町 (4)	94	岩手県	一戸町 (7)	169	岐阜県	高山市 (48)	244	高知県	安芸市 (9)
20	北海道	共和町 (7)	95	宮城県	仙台市 (173)	170	岐阜県	関市 (32)	245	高知県	南国市 (23)
21	北海道	赤井川町 (1)	96	宮城県	栗原市 (30)	171	岐阜県	中津川市 (32)	246	高知県	宿毛市 (17)
22	北海道	新十津川町 (3)	97	秋田県	秋田市 (75)	172	岐阜県	恵那市 (28)	247	高知県	四万十市 (21)
23	北海道	上川町 (4)	98	秋田県	能代市 (28)	173	岐阜県	飛騨市 (15)	248	高知県	香南市 (14)
24	北海道	東川町 (3)	99	秋田県	大館市 (36)	174	岐阜県	下呂市 (26)	249	高知県	高岡市 (8)
25	北海道	美瑛町 (9)	100	秋田県	湯沢市 (20)	175	岐阜県	揖斐川町 (10)	250	高知県	北川村 (1)
26	北海道	和寒町 (3)	101	秋田県	鹿角市 (12)	176	静岡県	静岡市 (128)	251	高知県	大豊町 (4)
27	北海道	美深町 (3)	102	秋田県	北秋田市 (16)	177	静岡県	浜松市 (155)	252	高知県	いの町 (14)
28	北海道	中川町 (3)	103	秋田県	仙北市 (17)	178	静岡県	恵田市 (28)	253	高知県	仁淀川町 (4)
29	北海道	幌加内町 (2)	104	秋田県	上小阿仁村 (2)	179	静岡県	掛川市 (31)	254	高知県	越知町 (3)
30	北海道	増毛町 (3)	105	秋田県	五城目町 (7)	180	静岡県	裾野市 (10)	255	高知県	津野町 (3)
31	北海道	小平町 (2)	106	秋田県	東成瀬村 (2)	181	静岡県	伊豆市 (14)	256	高知県	四万十町 (17)
32	北海道	羽幌町 (6)	107	山形県	山形市 (60)	182	静岡県	西伊豆町 (1)	257	高知県	黒潮町 (5)
33	北海道	初山別荘 (1)	108	山形県	米沢市 (32)	183	静岡県	小山町 (9)	258	福岡県	築上町 (4)
34	北海道	遠別町 (3)	109	山形県	西川町 (2)	184	静岡県	川根本町 (7)	259	長崎県	対馬市 (30)
35	北海道	天塩町 (4)	110	山形県	大江町 (5)	185	静岡県	森町 (5)	260	長崎県	五島市 (27)
36	北海道	猿払村 (3)	111	山形県	川西町 (7)	186	愛知県	豊田市 (86)	261	長崎県	新上五島町 (17)
37	北海道	中頓別町 (3)	112	山形県	小国町 (6)	187	愛知県	新城市 (14)	262	熊本県	八代市 (46)
38	北海道	枝幸町 (9)	113	福島県	福島市 (82)	188	愛知県	設楽町 (4)	263	熊本県	人吉市 (14)
39	北海道	豊富町 (4)	114	福島県	いわき市 (109)	189	三重県	大台町 (7)	264	熊本県	山都町 (14)
40	北海道	幌延町 (2)	115	福島県	喜多方市 (19)	190	滋賀県	長浜市 (34)	265	熊本県	多良木町 (8)
41	北海道	美幌町 (11)	116	福島県	楡枝岐村 (1)	191	滋賀県	高島市 (22)	266	熊本県	水上村 (1)
42	北海道	津別町 (2)	117	福島県	柳津町 (3)	192	滋賀県	東近江市 (24)	267	熊本県	五木村 (2)
43	北海道	斜里町 (8)	118	茨城県	日立市 (26)	193	京都府	京都市 (140)	268	熊本県	山江村 (3)
44	北海道	釧路町 (2)	119	茨城県	高萩市 (4)	194	京都府	舞鶴市 (24)	269	熊本県	球磨村 (3)
45	北海道	越後町 (17)	120	栃木県	鹿沼市 (34)	195	京都府	南丹市 (13)	270	大分県	中津市 (24)
46	北海道	滝上町 (2)	121	栃木県	日光市 (41)	196	兵庫県	宍粟市 (22)	271	大分県	日田市 (29)
47	北海道	興部町 (3)	122	栃木県	塩谷町 (5)	197	兵庫県	神河町 (6)	272	大分県	佐伯市 (39)
48	北海道	雄武町 (5)	123	群馬県	前橋市 (80)	198	奈良県	十津川村 (4)	273	大分県	豊後大野市 (23)
49	北海道	豊浦町 (3)	124	群馬県	桐生市 (22)	199	奈良県	上北山村 (1)	274	宮崎県	延岡市 (40)
50	北海道	むかわ町 (6)	125	群馬県	沼田市 (24)	200	奈良県	川上村 (1)	275	宮崎県	小林市 (32)
51	北海道	日高町 (11)	126	群馬県	下仁田町 (1)	201	和歌山県	田辺市 (43)	276	宮崎県	串間市 (11)
52	北海道	浦河町 (9)	127	群馬県	嬬恋村 (13)	202	和歌山県	新宮市 (17)	277	宮崎県	西都市 (11)
53	北海道	様似町 (4)	128	群馬県	片品村 (6)	203	和歌山県	高野町 (2)	278	宮崎県	えびの市 (14)
54	北海道	上士幌町 (4)	129	埼玉県	秩父市 (19)	204	和歌山県	白浜町 (10)	279	宮崎県	西米良村 (2)
55	北海道	鹿沼町 (5)	130	埼玉県	小鹿野町 (4)	205	和歌山県	那智勝浦町 (7)	280	宮崎県	木城町 (3)
56	北海道	新得町 (5)	131	東京都	橋原村 (2)	206	和歌山県	吉佐川町 (1)	281	宮崎県	諸塚村 (2)
57	北海道	大樹町 (4)	132	東京都	奥多摩町 (2)	207	鳥取県	鳥取市 (51)	282	宮崎県	椎葉村 (3)
58	北海道	幕別町 (12)	133	神奈川県	山北町 (4)	208	鳥取県	倉吉市 (23)	283	宮崎県	美郷町 (6)
59	北海道	豊頃町 (4)	134	新潟県	柏崎市 (25)	209	鳥取県	八頭町 (5)	284	宮崎県	日之影町 (6)
60	北海道	本別町 (8)	135	新潟県	新発田市 (32)	210	鳥取県	三朝町 (2)	285	鹿児島県	出水市 (24)
61	北海道	足寄町 (6)	136	新潟県	村上市 (37)	211	鳥取県	浜田市 (28)	286	鹿児島県	伊佐市 (14)
62	北海道	陸別町 (2)	137	新潟県	糸魚川市 (18)	212	鳥取県	益田市 (21)	287	鹿児島県	南大隅町 (6)
63	北海道	浦幌町 (5)	138	新潟県	魚沼市 (17)	213	鳥取県	津和野町 (4)	288	鹿児島県	肝付町 (8)
64	北海道	釧路町 (8)	139	新潟県	阿賀町 (6)	214	鳥取県	吉賀町 (6)	289	鹿児島県	手換村 (2)
65	北海道	厚岸町 (7)	140	新潟県	湯沢町 (5)	215	岡山県	井原市 (17)	290	鹿児島県	瀬戸内町 (11)
66	北海道	浜中町 (7)	141	富山県	富山市 (123)	216	岡山県	高梁市 (19)	291	沖縄県	東村 (0)
67	北海道	標茶町 (5)	142	富山県	黒部市 (18)	217	岡山県	備前市 (13)			
68	北海道	弟子屈町 (7)	143	富山県	上市町 (8)	218	岡山県	鏡野町 (6)			
69	北海道	鏡原村 (2)	144	富山県	立山町 (9)	219	広島県	福山市 (119)			
70	北海道	白糠町 (5)	145	富山県	朝日町 (4)	220	広島県	三次市 (29)			
71	北海道	中標津町 (12)	146	石川県	小松市 (29)	221	広島県	庄原市 (28)			
72	北海道	標津町 (5)	147	福井県	福井市 (69)	222	広島県	神石高原町 (11)			
73	北海道	羅臼町 (3)	148	福井県	敦賀市 (21)	223	山口県	山口市 (54)			
74	青森県	青森市 (68)	149	福井県	大野市 (12)	224	山口県	萩市 (20)			
75	青森県	黒石市 (11)	150	福井県	勝山市 (6)	225	山口県	岩国市 (42)			

算出条件

1. 令和7年3月31日時点における揮発油等の品簿に関する法律に基づき登録があったSS。
2. 令和2年国勢調査に基づく人口（500mメッシュ）。
3. 道路距離算出の起点および代表住所は、各メッシュの重心（重心が海上に位置する場合はメッシュが存在する市町村とし、複数の市町村が存在する場合は、重複面積が最大の市町村を代表住所とした）。なお、海上に位置するメッシュは分析対象外。
4. SSが存在しない離島や車両通行可能な道路が周囲に存在しない人口メッシュは分析対象外。
5. 道路距離の算出対象とした道路は、都道府県道以上（高速道路、国道、都道府県道）及びそれ以外の道路で幅員5.5m以上のもの。ただし、出発地・目的地周辺において上記条件の道路が存在しない場合、幅員5.5m未満の道路も利用。

## V . Q&A

### Q1.【リース物件】

リース契約により設置する設備も補助対象となりますか？  
また、現在利用しているリース物件を買取った場合、補助対象となりますか？

A1. リース物件は補助対象にはなりません。

本事業は、買取りで設置した場合のみが補助対象です。設備設置後、費用一式を支払い、その後協会から補助金を受給することとなります。

新規導入、買換えの場合が対象のため、現在使用中のリース物件買取は対象となりません。

### Q2.【中古物件】

中古品を設置する場合、2社以上の見積書はどうすれば良いでしょうか？

A2. 中古品であっても、2社以上の見積書は必要です。

しかしながら、同条件の複数見積もりの取得が困難な場合は、インターネット等を活用し、同条件下での価格相場観が確認できる書類を競争見積書の代わりとして提出してください。

### Q3.【SS 廃止等に伴う財産処分】

運営者交代等に伴い設備を新たな運営者が使用する場合、どのような手続きが必要でしょうか？

A3. 申請者自身が使用をやめることとなるため、財産処分承認申請を行い、協会の条件付き承認を受ける必要があります。

この場合でも、原則、補助金を返還していただくこととなりますが、新たな運営者に無償で設備を譲渡し、その運営者が補助事業の目的(誓約事項等)に沿って財産管理を承継するケースでは、補助金の返還条件を付さない場合もあります。まずは、事前に石油組合又は協会にご相談ください。

**Q4.【過去の補助金による取得財産の買換え】**

過去に補助金を利用して導入した設備が老朽化したため、本補助事業を利用して買換えたいのですが、補助金申請は可能でしょうか？

A4. 申請は可能ですが、過去に導入した設備の補助金に係る残存簿価相当額※を返還していただく必要があります。

今回の申請に合わせて過去に導入した設備の財産処分申請を行い、協会の指示に従って返還手続きを行ってください。

※補助金に係る残存簿価相当額は、処分制限期間(ペーパー回収設備の場合8年)における買換え時点の未償却残額でそのうち補助金に相当する額

**Q5.【当初予算事業との同時申請】**

給油所の地下タンクの入換を計画しており、この補正予算の補助金制度の利用を考えていますが、当初予算にも同様の制度があるようなので、条件の良い方で補助を受けたいと考えています。同時に両方の制度に申請することは可能でしょうか

A5. 同時に申請することはできません。同時に申請された場合、いずれか一方を取りやめていただくこととなります。

**Q6.【新たな施設での申請】**

津波災害警戒区域外の高台に新たな油槽所を新設することを計画しております。現在稼働中の施設における設備導入や設備更新よりも、新設の方が、災害対応能力の強化といった点では、より効果的であると考えていますが、このような場合、新設(登録等未完了)の施設での申請は可能でしょうか。

A6. 以下のいずれも満たす新設(に伴う設備導入等)については申請が可能ですが、このような申請をお考えの方は、必ず事前に協会までご相談ください。

- ・申請時に、災害対応能力の強化を図るうえで当該施設の新設がとりうる措置としてやむを得ないものであることが客観的に説明できる資料と当該施設に係るBCP案を提出すること。また、品確法登録等の要件のうち申請時に満たすことができないものがある場合は、申請時に実績報告時までには要件を満たすことを誓約すること。
- ・実績報告時には、BCP及び品確法登録等の要件を満たすことが確認できる資料を提出すること。

**Q7.【POSのうち釣銭機に関する申請】**

POS周辺機器の釣銭機のみ導入する場合、補助の対象となりますか。

また、現在使用の釣銭機では新札に対応できないため、釣銭機内の紙幣部ユニットのみ交換する経費や新札対応プログラム(ソフト)を更新する経費は補助対象となりますか。

A7. 釣銭機のみでも補助対象となります。但し、釣銭機本体一式の導入が条件となりますので、釣銭機の一部(紙幣部ユニットなどの部品)を交換する経費やプログラム更新費は対象となりません。

なお、新札対応に当たっては、釣銭機の年式等によってプログラム更新のみで済むもの、部品交換が必要なもの、釣銭機そのものの入換えが必要なものがあります。釣銭機の入換えが必須となるのはかなり旧式のものであります。プログラム更新や部品交換は、上述のとおり補助対象とはならないものの、釣銭機そのものの入換えと比べれば、最終的な自己負担額が安価となるケースも多々ありますので、メーカー等へ所有される機材に必要な対応をよくご確認の上でご検討ください。